

Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市 総合計画



活力に満ちた
うるおいとやすらぎのまち



はじめに



平成18年3月27日、伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生しました。

本市は、都心から40km圏という地理的好条件に恵まれ、常磐自動車道や首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線の整備などにより都市機能の強化が図られています。その一方で、小貝川や鬼怒川などの河川や広大な水田地帯、畑地など、水と緑に囲まれた豊かな自然景観も保たれており、都市環境と自然環境の調和したまちとなっています。本市では、今後もこのような地域資源をいかしつつ、安心して快適な活力あるまちづくりを進めていく必要があると考えています。

また、本市は、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加え、地方分権による権限の移譲、少子・高齢化の急速な進展など、大きな変革期を迎えています。これらの変化に的確に対応していくためには、計画的かつ安定的な行政運営を進めていくことが大切です。

「つくばみらい市総合計画」は、こうした市の現状を踏まえ、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定した新市建設計画（つくばみらい市まちづくり計画）を基本に、その趣旨・内容を継承して策定した、つくばみらい市として最初の総合計画であり、今後10年間のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画です。

本総合計画では、「環境共生型まちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「地域の魅力をいかしたまちづくり」という3つの基本理念のもとに、本市の将来像を『活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち』と定め、市民一人ひとりに優しく、地域に愛着と誇りを持ち、そして安全で安心して住み続けられる活力あるまちを目指しています。

これから、この計画を着実に実行していくために、市民の皆様や事業者の皆様と計画の基本理念や将来像を共有し、お互いの力を合わせながら、協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えていますので、どうか、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本総合計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案をお寄せいただきました市民の皆様を始め、熱意を持って御審議いただきました総合計画審議会委員の皆様、市議会議員の皆様、並びに御協力をいただきました多くの方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成20年3月

つくばみらい市長 飯島 善

目次

序 論

第1章	計画策定の趣旨	2
1	計画策定の意義	2
2	計画の視点	3
第2章	計画の性格及び構成・期間	4
1	計画の性格	4
2	計画の構成・期間	4
第3章	計画の基礎条件	5
1	まちの沿革	5
2	まちの構造	6
3	まちの人口と産業	7
4	まちづくりに対する市民の意識	9
第4章	まちづくりの展望	12
1	人口の減少、少子・高齢化社会の到来	12
2	厳しさを増す地域間競争	12
3	変ぼうする経済社会システム	13
4	市民を主体とした個性あふれる魅力あるまちづくり	13
5	安心・安全なまちづくりへの取組	14
6	I T（情報通信技術）革命・科学技術の進歩	14
7	成熟化する社会に向けた多様性のあるまちづくり	14

基本構想

第1章	まちづくりの基本理念	16
第2章	まちの将来像	17
第3章	まちづくりの基本目標	18
第4章	まちの将来指標	20
1	人口・世帯数の見通し	20
2	産業別就業者数の見通し	21
第5章	土地利用及び地域別整備方針	22
1	各地域の位置付け	22
2	拠点とネットワーク	23
第6章	施策の大綱	25
1	みんなを結ぶ“みらい”のまち（都市基盤の整備）	26
2	うるおいのある快適で安心なまち（生活環境の整備）	27
3	やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実）	28
4	個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興）	30
5	活力ある産業を育てるまち（産業の振興）	31
6	みんなが主役の協働のまち（コミュニティの醸成）	32
7	安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）	33

前期基本計画

序 章	一体化するまちづくりに向けて	36
第1章	みんなを結ぶ“みらい”のまち（都市基盤の整備）	39
第1節	計画的な土地利用の推進	40
第2節	道路の整備	44
第3節	公共交通の整備	47
第4節	交流拠点・地域拠点の整備	49
第5節	河川等の整備	52
第6節	情報通信基盤の整備	54
第2章	うるおいのある快適で安心なまち（生活環境の整備）	57
第1節	環境に配慮したまちづくり	58
第2節	公園・緑地の整備	61
第3節	消防・防災対策	63
第4節	防犯・交通安全対策	67
第5節	上水道の整備	70
第6節	公共下水道・農業集落排水施設等の整備	72
第7節	ごみ処理対策	76
第8節	住宅環境対策	79
第3章	やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実）	81
第1節	高齢者福祉	82
第2節	障害者福祉	86
第3節	子育て支援	90
第4節	地域福祉	94
第5節	社会保障	98
第6節	健康づくり	102
第7節	医療	104
第4章	個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興）	107
第1節	就学前教育	108
第2節	義務教育	111
第3節	大学等高等教育	117
第4節	生涯学習	119
第5節	スポーツ・レクリエーション	123
第6節	文化振興	125
第7節	青少年の育成	130
第5章	活力ある産業を育てるまち（産業の振興）	133
第1節	農業	134
第2節	工業	138
第3節	情報・メディア産業	140
第4節	商業	142
第5節	観光	144

第6章	みんなが主役の協働のまち（コミュニティの醸成）	147
第1節	市民活動への支援	148
第2節	広報・広聴	150
第3節	男女共同参画の推進	152
第4節	地域交流・国際交流	155
第7章	安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）	159
第1節	行財政運営	160
第2節	広域行政	165

附属資料

つくばみらい市総合計画策定経過	168
つくばみらい市総合計画策定基本方針	169
つくばみらい市総合計画審議会条例	172
つくばみらい市総合計画審議会委員名簿	173
つくばみらい市総合計画策定委員会要綱	174
つくばみらい市総合計画について（諮問）	175
つくばみらい市総合計画について（答申）	176
市民アンケート調査結果	177
用語解説	196

序 論

計画策定の趣旨

新市建設計画「つくばみらい市まちづくり計画」のビジョンを引き継ぎながら、合併後の一体化に向けてつくばみらい市として新たな方針を確立するものです。

1 計画策定の意義

平成18年3月27日、伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生しました。

本市は、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加え、地方分権による権限の移譲、少子・高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、市民ニーズの多様化など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

本市では、これらの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。

そこで、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定した「つくばみらい市まちづくり計画」を踏まえ、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、市民と行政のまちづくりの行動指針となる「つくばみらい市総合計画」を策定するものです。



2 計画の視点

Ⅱ 合併の効果を最大限にいかす総合計画

合併により誕生した新市の総合計画は、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定した新市建設計画「つくばみらい市まちづくり計画」を踏まえ、その趣旨・内容を継承するとともに、市民の意向を尊重した計画であることが求められます。

そして、合併後の速やかな一体化を図りつつも、互いの地域の歴史・風土を大切にし、新たな枠組みでの施策等の統一を図っていくことが重要です。

そのため、「分野別」「地域別」の視点での施策内容の調整を図り、全市の調和のとれた発展を促すための施策等を優先的に示しながら、早期に地域間の融合を図り、合併の効果を最大限にいかす総合計画とする必要があります。

Ⅱ 羅針盤としての総合計画

地方分権が進み、市町村の独自性のある取組が展開されることにより、定住人口や交流人口の確保、産業の振興などにおいて、ますます都市間競争が激しくなることが予想されます。

そのため、その根底となる新しいまちづくりの理念を明確に打ち出し、社会に対して積極的に情報発信するとともに、現実的に市を動かしていくためのまちづくりの羅針盤として、未来へけん引していく総合計画であることが求められています。

Ⅱ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのための指針としての総合計画

総合計画は、その理念や将来の目指すべき都市像が市民に「共有」されなければ意味がありません。

すべてのまちづくりを行政だけで行うことは不可能であり、適切な地域運営を進めていくためには、市民・事業者・行政などが、それぞれどのような役割を担い、どのようにかわっていくべきかを明確に示す指針であることが必要です。さらに、市民等の参画を得て、行政との協働によるまちづくりを進めていくための指針としての総合計画であることが求められています。

Ⅱ 実効性が伴った総合計画

基本構想や基本計画に基づいた事業が柔軟かつ継続的に展開されるためには、盛り込まれた施策が適切に実行されているかを管理していくための仕組みづくりが重要です。

したがって、本総合計画を確実に実行していくためには、計画が財政に裏付けられたものであることとともに、適切に実行されているかを管理していく仕組みづくりによって、実現性と実効性を担保するツールとなることが重要であると考えます。

第2章

計画の性格及び構成・期間

本計画は、基本構想(10年)・基本計画(5年)・実施計画(3年)の3層構造で構成されています。

1 計画の性格

- 総合計画は地方自治法により、すべての市町村で計画策定が義務付けられており、市町村の行財政運営の指針となる最上位の計画です。今回策定する計画は新市となって初めての総合計画です。
- これからのまちづくりを進める上で、中・長期の市政の基本方針を示すもので、重要施策の決定及び予算編成の指針となります。
- 市の個別の計画は、この総合計画を上位計画として策定されます。

2 計画の構成・期間

- 総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層の計画で構成されます。

【基本構想】

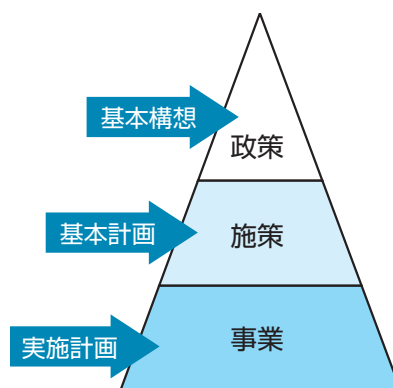
本市の行政を総合的かつ計画的に運営するために、本市の将来像と目標を明らかにするものです。10カ年の長期を見通します。

【基本計画】

本市の将来像を実現するため、基本構想に基づき、具体的に推進すべき施策を体系的に明らかにします。前期5カ年、後期5カ年の2区分とします。

【実施計画】

基本計画に示した施策に対応する事業の具体的な計画です。財政状況、事業の進捗状況等を判断しながら3年ごとの計画とし、毎年度更新するものとします。



年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
基本構想	←									→
基本計画	←					←				→
実施計画	←									
		←								
			←							

計画の基礎条件

計画策定の基礎となる条件は、まちの沿革、まちの構造、まちの人口と産業、そして、まちづくりに対する市民の意識です。

1 まちの沿革

この地では、縄文・弥生の時代から人々が住み、稲作や狩猟などで生計を立てていました。

江戸時代の初期には、幕府代官頭・伊奈半十郎忠治が幕命によって治水工事を起こし、常陸谷原三万石の耕地が開発され、関東でも有数の米どころとなりました。

現在の市域の枠組みは、明治22年の市制町村制の施行、昭和29年の伊奈村の発足（昭和60年に町制施行して伊奈町となる。）、昭和30年の谷和原村の発足を経てつくられてきました。

昭和40年代以降は、行政による住宅開発や工業地域の指定、民間の住宅開発、常磐自動車道谷和原インターチェンジの設置、常総ニュータウンの開発などにより発展してきました。

そして、つくばエクスプレスの開業やみらい平駅周辺地区の開発など、更なるまちづくりの展開が進む中、平成18年3月、伊奈町と谷和原村の合併により、新たに「つくばみらい市」が誕生し、現在に至ります。

■年表

明治22年(1889年)	市制町村制施行により下記の11村が発足 (筑波郡小張村・豊村・谷井田村・三島村・板橋村・久賀村・鹿島村・十和村・福岡村・北相馬郡長崎村・小絹村)
明治29年(1896年)	北相馬郡長崎村が筑波郡に編入
昭和13年(1938年)	鹿島村・長崎村が合併し、谷原村が発足
昭和29年(1954年)	三島村・谷井田村・豊村・小張村が合併し、伊奈村が発足
昭和30年(1955年)	久賀村の一部が伊奈村に編入
昭和30年(1955年)	谷原村・十和村・福岡村・北相馬郡小絹村が合併し、谷和原村が発足
昭和30年(1955年)	板橋村が伊奈村に編入
昭和60年(1985年)	伊奈村が町制施行し伊奈町となる。
平成17年(2005年)	伊奈町・谷和原村合併協議会設置
平成18年(2006年)	伊奈町と谷和原村が合併し、つくばみらい市が発足

2 まちの構造

(1)位置

本市は茨城県の南西部，都心から40km圏に位置しており，東はつくば市と龍ヶ崎市，西と北は常総市，南は取手市と守谷市にそれぞれ接しています。

(2)地勢・気候

南北は約12km，東西約10kmの広がりを持ち，面積は79.14km²です。標高は約7～24mで，気候は太平洋型の気候であり，四季を通じて穏やかな環境です。

(3)土地利用

市内には小貝川，鬼怒川という二大河川が流れ，小貝川沿いの低地部は広大な水田地帯となっています。東部や西部は丘陵地で，集落や畑地，低地林が広がっていますが，住宅団地や工業地域，ゴルフ場なども造成され，近郊整備地帯として都市機能の強化も図られています。

(4)交通体系

市のほぼ中央を東西に常磐自動車道が整備され，谷和原インターチェンジが設置されています。また，市の西部を南北に国道294号，市の北部を東西に国道354号が通り，そのほか，つくば市方面や守谷市，取手市，坂東市，野田市と連絡する主要地方道や一般県道があります。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路などが計画され，広域道路網の整備が進んでいます。

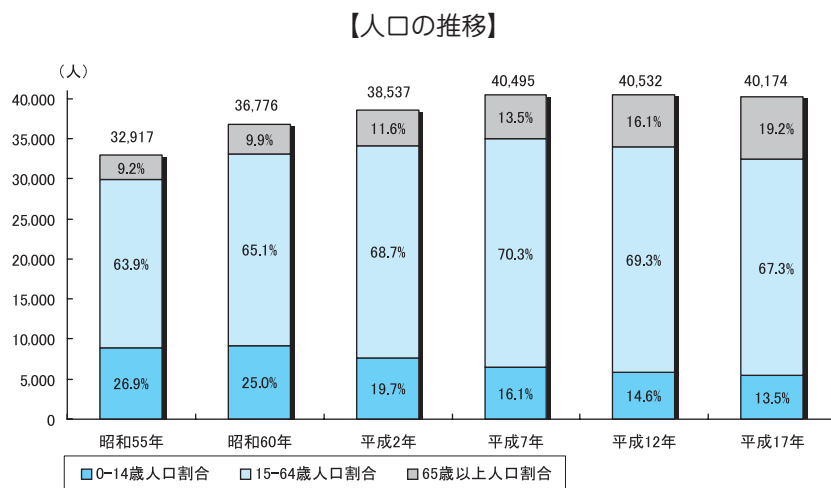
鉄道については，市のほぼ中央を東西に首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線（以下「つくばエクスプレス」といいます。），市の西部を南北に関東鉄道常総線（以下「常総線」といいます。）が走り，つくばエクスプレスにはみらい平駅が，常総線には小絹駅が，それぞれ設置されています。



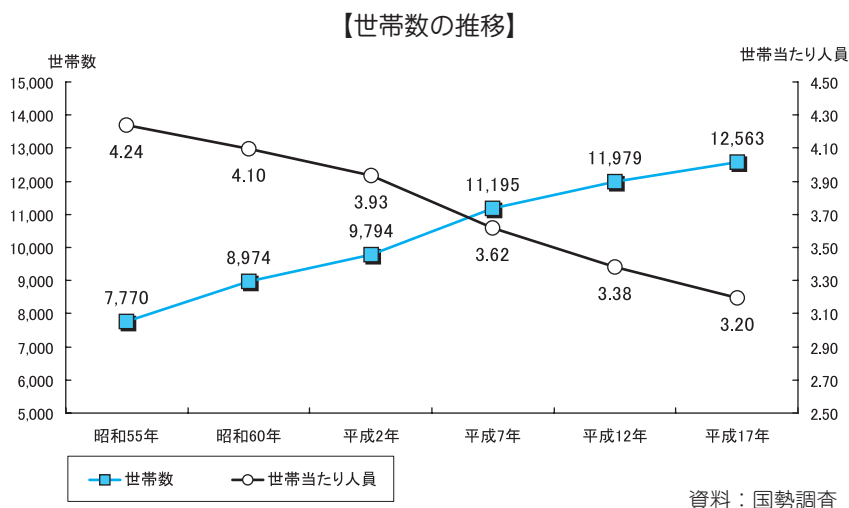
3 まちの人口と産業

(1)人口・世帯数

平成17年の国勢調査によると、本市の総人口は40,174人です。その推移を見ると、経済成長や住宅団地の造成などに伴って人口が増加してきましたが、近年になって増加のペースが弱まり、平成12年をピークに微減傾向となっています。



また、世帯数については増加を続けており、世帯当たりの人員は、昭和55年の4.24人から平成17年の3.20人と減少を続けています。核家族化による世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。



(2)産業構造

平成17年の国勢調査によると、15歳以上の就業者数は20,416人で、総人口の50.8%となっています。産業別に見ると、第3次産業就業者の比率が59.7%で最も多く、第1次産業就業者はわずかに6.0%となっています。年々第1次産業就業者の割合が減少し、第3次産業就業者の割合が増加する傾向となっています。

農業については、平地部に広がる水田を中心とした稲作とともに、野菜、花きなどの生産が盛んです。平成17年の農家数は1,928戸、農業産出額は45.3億円で、減少傾向にあります。(2005年農林業センサス・平成18年農林水産統計調査(茨城県)より)

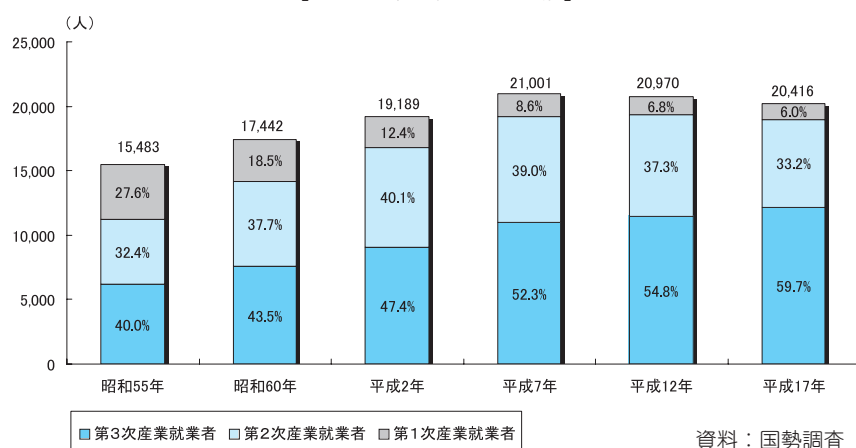
近年の農業を取り巻く環境を見ると、農地は食糧の生産だけでなく、環境保全や観光・レクリエーションなど、多面的な機能を有することが認識されてきている反面、農家の担い手不足や農作物の輸入量の増加などにより、経営は厳しさを増してきています。

また、商業については、平成16年の小売商店数は252店舗で、年間商品販売額は331.6億円となっています。(平成16年商業統計調査より)年間商品販売額は増加傾向にありますが、小売商店数は減少傾向となっています。

地域の商業環境を見ると、みらい平駅周辺地区の市街地などにスーパー等の商業施設の集積が見られる一方、消費者が近隣へ流出する傾向もあり、依然として厳しい状況です。

工業については、本市北部の工業専用地域に大規模事業所が進出しています。平成17年の事業所数は100事業所、従業者数は3,348人、製造品出荷額は1,746.8億円で、製造品出荷額は増加傾向にあるものの、事業所数、従業者数は、共に減少傾向にあります。(平成17年工業統計調査より)

【産業別就業人口の推移】



4 まちづくりに対する市民の意識

(1)本市のまちづくりの方向 —合併アンケート調査から—

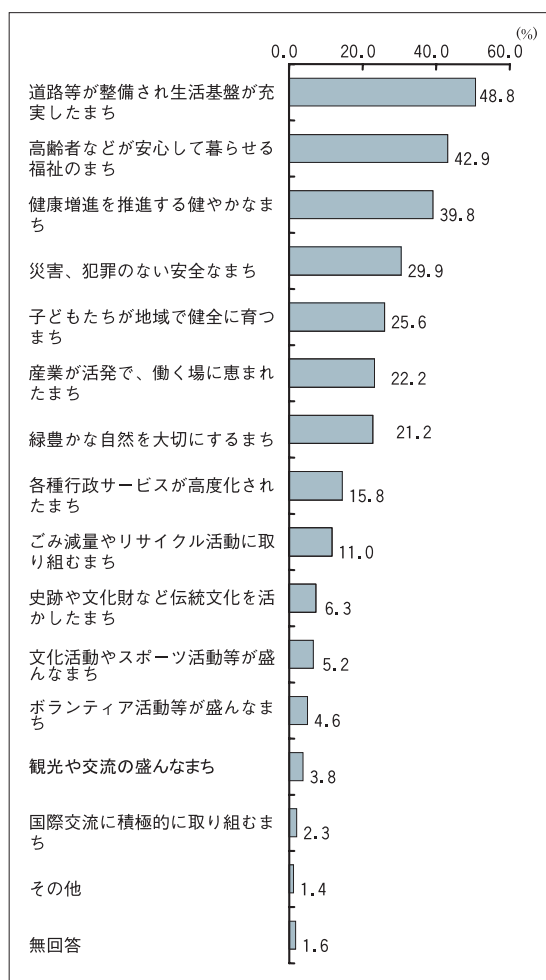
市町村合併に際し、新市の建設計画や合併協定項目の調整のための基礎資料とすることを目的に、平成16年6月にアンケート調査を行いました。

合併後に望む本市のまちづくりについては、一般市民調査では「道路等が整備され生活基盤が充実したまち」が48.8%で最も高くなっており、次いで、「高齢者などが安心して暮らせる福祉のまち」が42.9%、「健康増進を推進する健やかなまち」が39.8%が続いています。

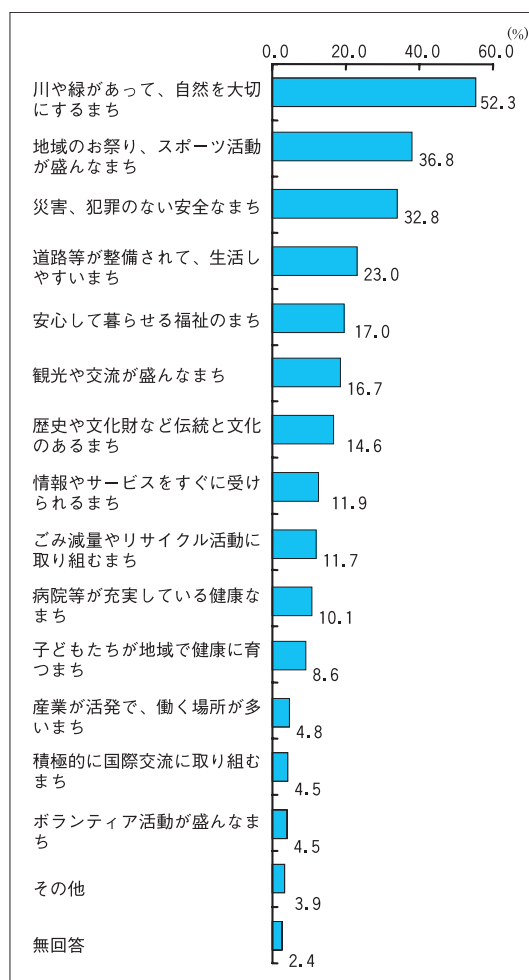
また、中学生調査では、「川や緑があって、自然を大切にするまち」が52.3%で最も高くなっています。次いで、「地域のお祭り、スポーツ活動が盛んなまち」が36.8%、「災害、犯罪のない安全なまち」が32.8%が続いています。

(調査実施主体：水海道市・伊奈町・谷和原村合併協議会。結果は、旧伊奈町・旧谷和原村のみ抽出)

【一般市民調査】



【中学生調査】



(2)これから期待される具体的なまちづくりについて ―総合計画アンケート調査から―

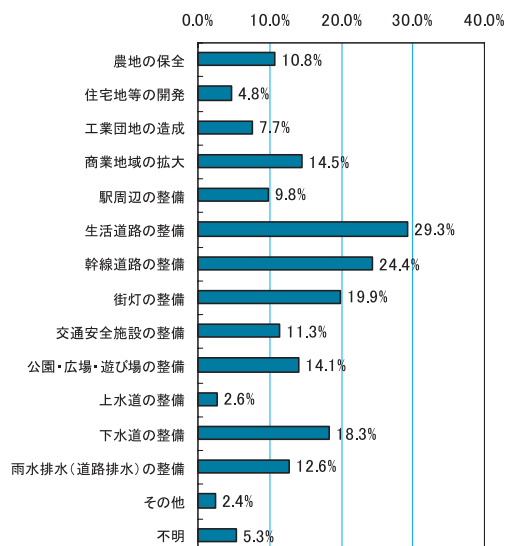
本総合計画を策定するに当たり、本市の現状と今後のまちづくりについて、市民の意向を把握することを目的に、平成18年10月に市民アンケート調査を行いました。

①都市基盤・居住環境関連について

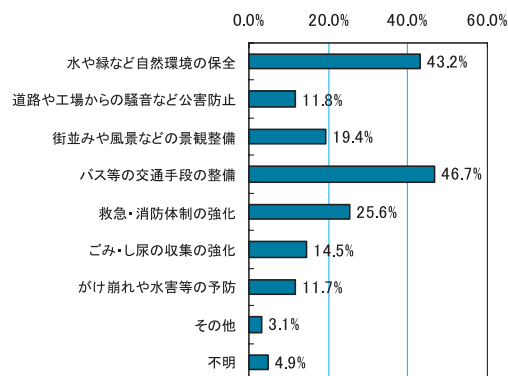
都市基盤の整備については、生活道路や幹線道路の整備など道路整備に関する市民の要望は高い傾向にあります。

また、居住環境の整備においても、バス等の交通手段の整備が最も高いことから、道路・交通ネットワークの整備について、今後本市において最も力を入れていくべき施策の一つと考えられます。

問 都市基盤で重要と思われること



問 居住環境で重要と思われること

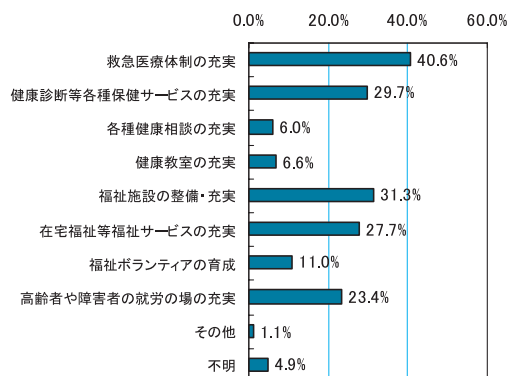


②健康福祉・教育文化関連について

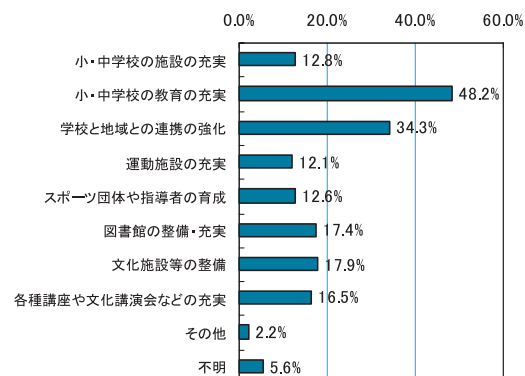
健康や福祉については、休日夜間などの救急医療体制の充実が求められており、今後体制の強化を図っていく必要があります。

教育文化については、小・中学校の教育内容の充実が最も求められており、また、学校と地域との連携も重要であるとの意識が見られます。

問 健康や福祉で重要と思われること



問 教育や文化で重要と思われること



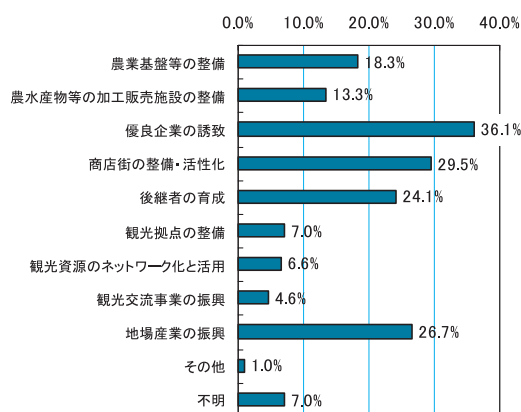
③産業振興・行財政改革・市民参加について

産業振興については、優良企業の誘致などを期待するとともに、商店街の活性化、地場産業の振興を望む声が高くなっています。

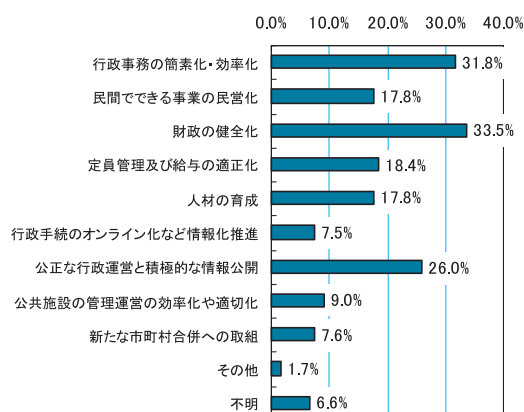
行財政改革については、財政の健全化、行政事務の簡素化・効率化、公正な行政運営と積極的な情報公開が上位3項目です。続いて、定員管理・給与の適正化、人材の育成、事業の民営化などがあります。これらの項目をバランス良く推進していくことが必要と思われる。

市民参加については、趣味・特技をいかしたボランティア活動、地域の清掃・美化活動と回答した方が多く、どちらかというと地域コミュニティ活動の延長線上の参加を望んでいる傾向がうかがえます。

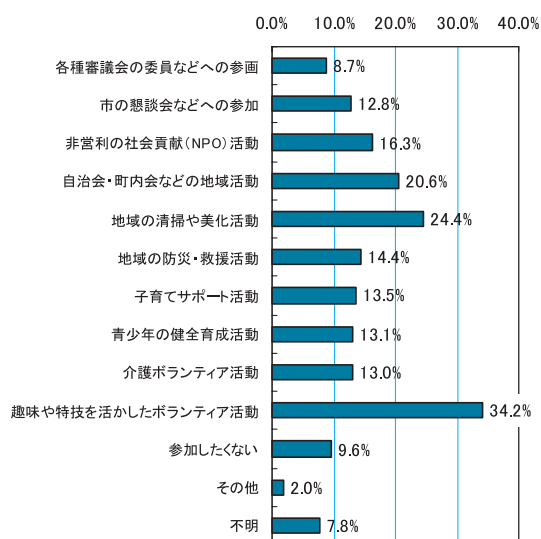
問 産業振興で重要と思われること



問 行財政改革を行う上で重要と思われること



問 参加経験がある、参加してみたいまちづくり活動



まちづくりの展望

計画の基礎条件や本市を取り巻く社会経済情勢などから、本市における課題や向かうべき方向を展望します。

1 人口の減少，少子・高齢化社会の到来

本市では、平成7年から平成17年の10年間に幼年人口の割合が16.1%から13.5%にまで低下する一方、高齢人口は13.5%から19.2%と増加しており、今後、みらい平駅周辺地区の開発などにより人口の伸びは期待できるものの、少子・高齢化の傾向は継続するものと推定されます。

我が国においても、平成17年に総人口が戦後初めて減少したことが報じられ、今後全国的に人口の減少が急速に進行するといわれている中、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）の低下による少子化と、平均寿命の大幅な伸長に伴う高齢化が同時に進行する人口構造の変化が、産業や就労を始め、教育、消費、福祉、交通など、私達の日常の暮らしそのものに大きな影響を及ぼすものと考えられます。

本市が今後も明るく活力あふれる地域で在り続けるためには、このような少子・高齢化の問題を市民全体で考え、安心して子どもを生み育てることができる地域づくり、高齢者が生き生きと社会参加できる地域づくりなど、人口構造の変化に的確に対応した仕組みづくりを進めていくことが重要です。

2 厳しさを増す地域間競争

地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、総合的な市民サービスを提供する責務を負う地方自治体には、自らの判断と責任で地域の特性を十分いかした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く期待されています。地域間競争が激化する中で、個性的で魅力的な都市づくりのためには、今後も行政サービスの充実・市民生活の向上に努めるほか、より地域の特性や資源をいかした都市づくりの推進が求められています。

合併を一つのターニングポイントとして、これから本市では、地域の個性と合併によるスケールメリットをいかした効率的かつ効果的な行財政運営を行っていかねばなりません。

そのため、市域の拡大に対応した交通網・情報網などのネットワークの強化や、交流と連携の推進による一体感の醸成など、市民・事業者・行政が一致協力して魅力あるまちづくりを進める必要があります。さらに、これまで以上に厳しく踏み込んだ行財政改革への取組を進め、自治体経営の強化と地方自治の確立を目指していく必要があります。

3 変貌する経済社会システム

本市の活力を支えるには地域産業の振興が重要です。ところが、農業については後継者不足や遊休農地の増加、商業においては周辺大規模商業施設等への顧客流出による市内の商業活力の低下、また工業においては、地域間競争に一段と拍車がかかる中、新規企業の参入が近年伸び悩み、優良な工業地としてのポテンシャルの低下が課題になっています。

我が国のこれまでの発展を支えてきた、画一的、横並び志向の経済社会システムは、少子・高齢化やグローバル化などの国内外の歴史的潮流の中で大きな変革期を迎えています。そのような中、産業・経済の分野では、自己責任のもとでの消費者や事業者による選択可能性を広げる方向で規制緩和が進められており、健全で創造的な競争社会の構築が求められています。今後、地方都市においても、産業・経済活動におけるグローバル化への対応がますます重要になっていきます。

こうした状況の中で、本市の活力を向上させるためには、つくばエクスプレス開業の機会を最大限にいかした交通体系の確立や、人・モノ・資金の充実した交流によって、社会の境界が無くなりボーダレス化する経済社会システムに対応できるよう、様々な手法を使って産業の振興を図っていくことが重要です。

4 市民を主体とした個性あふれる魅力あるまちづくり

近年、少子・高齢化の進行、余暇時間の増大などにより、地域コミュニティやまちづくりを始め、様々な分野への関心がますます高まっており、市民・NPO・事業者等と行政による協働の領域が拡大しています。

本市でも、合併により市民の生活圏が広域化し、行政のサービスエリアが大きくなる一方で、市民サービスはよりきめ細かな対応が必要になってきています。そのため、NPO法人やボランティア団体、自治会など多様な主体によるサービスや行政との共同事業による柔軟なサービス提供などが求められています。

そのような中、これまで行政が担ってきた様々な市民サービスについても、民間でできることは民間に任せ、より効率的・弾力的な市民サービスの提供に努めるなど、協働領域の拡大に対応するシステムの確立・強化を図る必要があります。

さらに、今後は、市民に開かれた行財政運営を進めるため、情報公開の徹底を図るとともに、各種計画策定や事業実施段階での積極的な市民参画を進めていく必要があります。また、次第に希薄になりつつある地域コミュニティの再構築を図ることにより、地域の裁量権を拡大し、地域でできることは地域に任せられるというシステムづくりを推進していく必要があります。

5 安心・安全なまちづくりへの取組

近年、食の安全性に対する不安や、異常気象等の影響による食糧不足などの問題の深刻化、致死率の高い感染症の脅威、悪質・巧妙化する凶悪犯罪など、様々な不安要素への対応が急務となっています。

本市は、小貝川など過去に度々水害をもたらしている河川を有し、大雨による河川堤防の決壊や冠水等の浸水被害などが発生しやすい地勢にあるとともに、茨城県南部が、強震度の地震の発生する確率が高い地域として想定(内閣府)されていることから、災害が起こりにくい、若しくは災害が起こっても被害を最小限に食い止められるまちづくりが必要となっています。さらに、本市の医療体制においては、周辺自治体にある大規模医療施設に依存する現状にあるため、市内の医療施設の充実が求められています。

市民が生涯を安心して安全に暮らせるまちづくりのために、防災・防犯・交通安全などの対策と、高齢者福祉や障害者福祉、保健、医療の充実を進め、ハード・ソフトの両面からまちの安心・安全性の向上を図ることが重要です。

6 IT（情報通信技術）革命・科学技術の進歩

インターネットの普及を背景に、電子商取引や金融、教育、医療等、社会・経済活動の様々な分野でデジタル化、ネットワーク化が急速に進展しています。また、携帯電話の機能の多様化、ＩＣカードの高度化なども進み、市民の生活スタイルや社会の仕組みは大きく変わっています。

国は、電子政府構築に向け重点的な予算の配分などＩＴ基盤をいかしたネットワーク社会への変革を積極的に進めています。

本市でも、市民の行政サービスの向上等に対する期待も一段と高まっていることから、行政や市民が時間や距離の隔たりを意識することなく情報を自発的に送受信し、多様な情報の交流が可能な「電子自治体」の構築を積極的に推進していく必要があります。

7 成熟化する社会に向けた多様性のあるまちづくり

価値観や生活様式の多様化、自由時間の増加などにより、人々は様々な分野で自由な選択を求めるようになってきています。今後は、一人ひとりが、それぞれの価値観と責任に基づき、自己実現を図っていく傾向が強まっていくものと考えられ、時代は成熟化する社会へと向かっています。

成熟社会においては、すべての人が就労や教育分野だけでなく、芸術・文化・スポーツなどに親しむことができる場の充実や自然とのふれあいの機会の創出など、様々な分野について、多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが求められています。

また、人々の求めるものは、開発や成長がもたらす「物の豊かさ」から成熟や調和がもたらす「心の豊かさ」へ、「量」から「質」へ、「単一」から「多様」へと変わってきています。

本市でも、そのような時代に向かって、真の豊かさの実現を可能とするコンパクトで「質」や「多様性」を重視した、成熟した社会にふさわしいまちづくりを推進していく必要があります。



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

基本構想

まちづくりの基本理念

計画の基礎条件やまちづくりの展望等を踏まえ、今後の市政運営において持ち続ける基本的な考えを示します。

環境共生型まちづくり

恵まれた自然環境との調和を図り、豊かさと安心を感じながら、うるおいのある生活を送ることができる生活環境の創出を目指します。

環境への負担の少ない持続的な発展が可能な都市づくりに取り組み、環境と共生する循環型社会の形成を目指します。

安心して暮らせるまちづくり

健康・福祉サービスの充実を図り、子どもからお年寄りまであらゆる年齢層の人が健康で、安心して生活できる福祉社会の形成を目指します。

豊かな人間性をはぐくむ学校教育、社会教育を推進し、人づくりから地域づくりを進め、老若男女すべての市民が将来にわたって暮らしやすい地域社会づくりを目指します。

地域の魅力をいかしたまちづくり

産業振興や商業活性化、観光産業の育成に取り組むとともに、地域固有の歴史、文化をいかした魅力と活力あるまちの創造を目指します。

地域内や広域圏の活発な交流・連携を行い、市民と行政の協働による地域社会の形成を目指します。

まちの将来像

本市の目指す最も尊重すべき政策目標として、将来像を次のように展望します。

基本理念を踏まえ、本市の将来像を以下のように設定します。この将来像を市民と行政が共有し、協働関係を持ちながら、新しいまちづくりに取り組みます。

活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち

ー将来像の考え方ー

将来像は、「活力・創造・文化」「環境共生」「安心生活」といったキーワードを踏まえ、豊かな自然の恵みをいかしながら、ユニバーサルデザインの考え方も視野に入れ、市民一人ひとりに優しく、地域に愛着と誇りを持ち、そして安全で安心して住み続けられる活力あるまちを目指すことを込めて位置付けます。

活力・創造・文化

活力に満ちた

環境共生

うるおい

安心生活

やすらぎ

まちづくりの基本目標

各種施策の総合的・計画的な展開を図るため、分野別にまちづくりの基本目標を設定します。

みんなを結ぶ“みらい”のまち(都市基盤の整備)

つくばエクスプレス開業に伴う新たなまち開きを機会に、新たに生まれる交流や価値を創造し、多彩な魅力に出会える都市を目指します。

そのため、茨城県の東京方面からの玄関口として、首都圏中央連絡自動車道や都市軸道路などの整備を促進します。また、つくば市や千葉方面と連絡する主要地方道や市としての一体性を図るための道路整備、生活道路の整備を進めます。

そして、公共交通については、みらい平駅の活用を始め、本市の一体性の確保と市民交流を図るためのバスなどの利便性向上に努めます。

うるおいのある快適で安心なまち(生活環境の整備)

自然環境の保全と地域資源の活用による、安心して定住できるまちを目指します。

そのため、防災・防犯・交通安全などの対策や、下水道、ごみ処理などの生活環境対策を進めます。また、小貝川、鬼怒川などの水と緑の環境をいかした、公園・緑地の整備、水と緑豊かでうるおいのある環境の保全・創造を進めます。

やさしさとやすらぎがあふれるまち(保健・医療・福祉の充実)

市民が生涯にわたり、生きがいを感じながら快適な生活を送ることができる福祉のまちを目指します。

そのため、すべての市民が安心して生活できることをまちづくりの基本として、高齢者福祉や障害者福祉の充実、健康づくりや保健・医療対策の推進、少子化対策の推進を図ります。

個性きらめく学び合いのまち(教育・文化・スポーツの振興)

市民一人ひとりが、それぞれの持つ可能性や能力を伸ばし、また発揮しながら、生涯を通じて豊かな人間性をはぐくむことができるまちを目指します。

そのため、本市としての文化活動の交流を進め、歴史や文化を学び合う機会を提供します。また、学校施設については、耐震性を高めるとともに地域の均衡ある発展を図るための整備を進めます。通学区域については、通学距離や地域性に配慮した検討を行います。そして、文化・スポーツ・レクリエーション拠点施設については、現有施設の有効利用を

推進し、生涯学習・文化の振興を図ります。

活力ある産業を育てるまち(産業の振興)

農業・工業・商業など多彩な産業の持続的成長を図るとともに、次代につながる人材・技術・産品・サービス等を創出し、活力あるまちを目指します。

そのため、農業については、大消費地に近いという利便性をいかせるよう、ブランド化や直販体制の強化などを支援します。商業については、商業機能の強化や、商業施設の立地誘導を促進します。

また、工業振興や新産業の分野では、広域道路網の整備やつくばエクスプレス・研究開発機関に近いといった都市イメージをいかし、メディアパークシティ整備構想の実現を県に要請するとともに、情報関連産業を始めとした企業誘致を進めます。

そして、観光では、歴史・文化資源を有効に活用しながら、観光スポットとしてのネットワーク化を図ります。さらに、フィルムコミッション（FC）の活動を促進します。

みんなが主役の協働のまち(コミュニティの醸成)

市民の創意と活力を最大限にいかし、市民自らの手による自発的なまちづくりの構築に向けて、市民と行政との協働体制による透明性の高い市民自治のまちを目指します。

そのため、市民が主役のまちづくりとして、行政と市民の協働事業のルールづくりやNPO等への支援などを推進します。そして、男女共同参画や地域間交流による市民の相互理解を深めます。

安定した行財政基盤による自立したまち(適正な行財政運営)

自立性・独自性の高い堅実で無駄のない行財政運営によるまちを目指します。

そのため、行政評価制度の確立により成果重視の行財政運営の定着化を図ります。また、厳しい財政状況の中で、職員の適正配置、職員給与の適正化及び行政組織の適正化を図るとともに、職員人材育成、電子自治体の構築などを通して、効率的行財政運営を進めます。

まちの将来指標

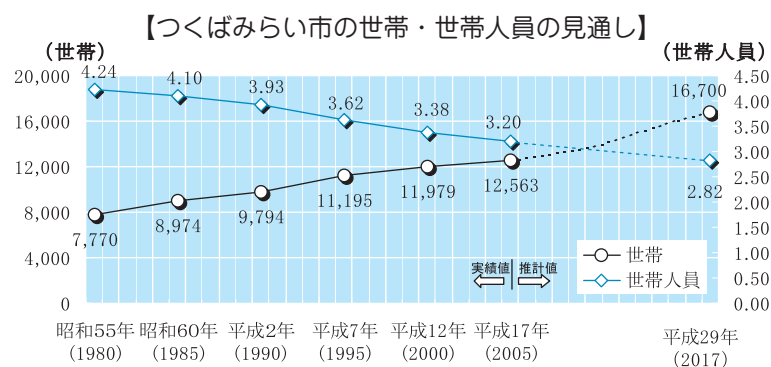
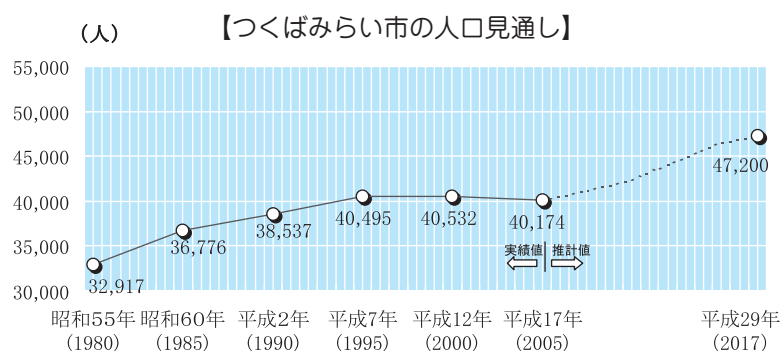
まちの人口と世帯，就業者数の視点から，本市の将来の姿を見通します。

1 人口・世帯数の見通し

全国的な人口減少社会が到来する中で，定住促進のための環境整備，就業機会の創出，地域のイメージアップ等，流出人口の抑制と流入人口の増大に資する施策を展開することにより，平成29年における総人口を約47,200人と設定します。

また近年，核家族化や一人暮らし世帯など世帯形態が多様化していることにより，本市の世帯数は増加傾向となる一方，一世帯当たりの人口は減少傾向となっています。

今後もこの傾向は続くと想定し，平成29年の総世帯数を約16,700世帯と設定します。



■総人口と世帯の見通し

区 分	平成7年 (実績値)	平成12年 (実績値)	平成17年 (実績値)
総人口(人)	40,495	40,532	40,174
世帯数(世帯)	11,195	11,979	12,563
世帯人員(人)	3.62	3.38	3.20

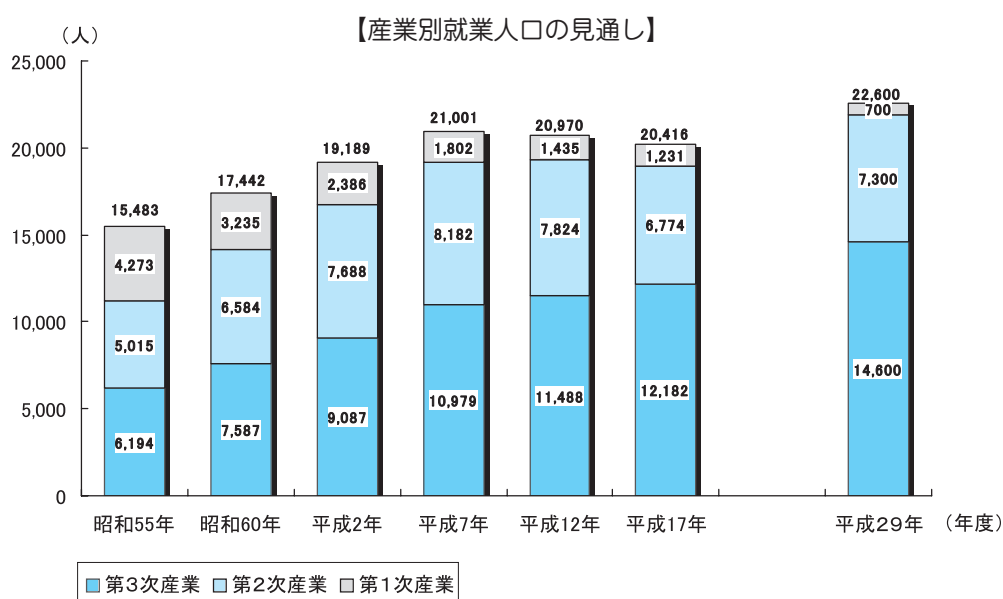
平成29年
47,200
16,700
2.82

資料：実績値は国勢調査

2 産業別就業者数の見通し

就業者数については、平成29年には約22,600人になると見込まれます。

第1次産業就業者数については、平成29年には約700人（3.1%）と推定され、今後も減少が進むと考えられます。また、第2次・第3次産業の就業者数については、今後緩やかに増加傾向を示すものと考えられ、平成29年には第2次産業就業者数は約7,300人（32.3%）、第3次産業就業者数は約14,600人（64.6%）になると見込まれます。



産業別就業者数の見通し

単位：人，％

区 分		平成7年 (実績値)	平成12年 (実績値)	平成17年 (実績値)	平成29年
就業者数		21,001	20,970	20,416	22,600
第1次産業	人数	1,802	1,435	1,231	700
	割合(%)	8.6	6.8	6.0	3.1
第2次産業	人数	8,182	7,824	6,774	7,300
	割合(%)	39.0	37.3	33.2	32.3
第3次産業	人数	10,979	11,488	12,182	14,600
	割合(%)	52.3	54.8	59.7	64.6

資料：実績値は国勢調査

注)総人口に対する就業者数の割合及び各産業別就業者の構成比のトレンド推計により算出

(トレンド推計：過去の経年データから傾向線式(回帰式)を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法)

注)実績値は分類不能の産業の就業者数を含めないため、合計は一致しない。

土地利用及び地域別整備方針

地域の実情や個性をいかしながら、本市の土地利用・地域別整備の在り方を位置付けます。

これまで形成されてきた都市としての健全な発展をさらに促進し、魅力ある都市の形成を目指すとともに、長期的・総合的な展望に立ち、豊かな自然環境と都市環境の調和を基本としたまちづくりを進めます。

そのため、本市を6つの地域に区分し、それぞれの整備方針を位置付けるとともに、交流拠点・地域拠点を設定しました。これら各地域や拠点の特性をいかしながら魅力と活力の向上に努め、また、各地域や拠点のポテンシャル及び利便性を高めるための幹線道路の整備と市内のネットワークづくりを推進します。

このような方針のもと、地域性や歴史・文化・社会経済的な諸条件等に配慮した土地利用を図り、それぞれの地域と拠点の個性を相互に活用し補い合いながら、新市の均衡ある発展を目指します。

1 各地域の位置付け

(1) 都市的利用地域

みらい平駅周辺地区の市街地は、ニュータウンとして、居住機能を中心に業務・商業系を含めた複合市街地の形成を図ります。また、小絹駅周辺地区の市街地は、常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺も含めて、居住・流通・業務機能を強化し、充実した市街地の形成を図ります。

また、谷井田地区や伊奈東地区の市街地においては、良好な居住環境の維持・保全及び一層の環境向上とともに、商業機能の強化に努めながら、周囲の自然環境をいかした田園緑地市街地の形成を図ります。

(2) 複合産業地域

生産・物流・研究開発など産業系の土地利用の増進、機能の高度化を図りながら、新産業分野の育成や誘致に努めます。

福岡地区の工業地については、物流基盤を強化するとともに、つくばなどの近隣研究機関との連携を図りながら優良企業の誘致に努めます。また、メディアパークシティ整備構想に位置付けられている地域周辺については、マルチメディアの産業集積型工業地の整備を促進するとともに、その地域における活力向上を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション地域

総合運動公園や城山運動公園の充実を図るとともに、丘陵部に広がるゴルフ場などを活用し、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

(4) 集落・田園環境地域

平地部に広がる小貝川沿いの水田地帯などについては、無秩序な土地利用や開発を抑制し、優良農地の保全・育成に努めるとともに、農業生産基盤などの整備を進めます。そして、農業生産環境との調和に配慮しながら、生活基盤を充実させ、緑豊かな集落・田園環境の形成を図ります。

(5) 環境保全地域

小貝川・鬼怒川沿いの河川緑地や福岡堰・岡堰・牛久沼周辺については、うるおいある水辺環境として保全・活用に努めながら、市民の憩いと交流の場としての活用を図ります。

(6) 集落・緑地環境地域

平地林や畑地、集落などがある丘陵地については、自然や歴史ある既存コミュニティを維持しながら、集落環境の整備を進めるとともに、緑豊かなうるおいある環境の形成を図ります。

また、丘陵地の緑地については、貴重な市の自然資源として保全・育成に努めます。

2 拠点とネットワーク

(1) 拠点

① 交流拠点

みらい平駅周辺地区や小絹駅周辺地区の市街地については、鉄道駅や高速道路のインターチェンジを有していることから、交通の利便性や都市的機能の集積をいかした地域全体の発展を支える交流拠点として位置付けます。

② 地域拠点

谷井田地区や伊奈東地区の市街地については、居住環境の向上や商業機能の強化を促進する地域拠点として位置付けます。

(2) 市内ネットワーク

① 幹線道路ネットワーク

幹線道路として、広域幹線道路や地域幹線道路を位置付けます。

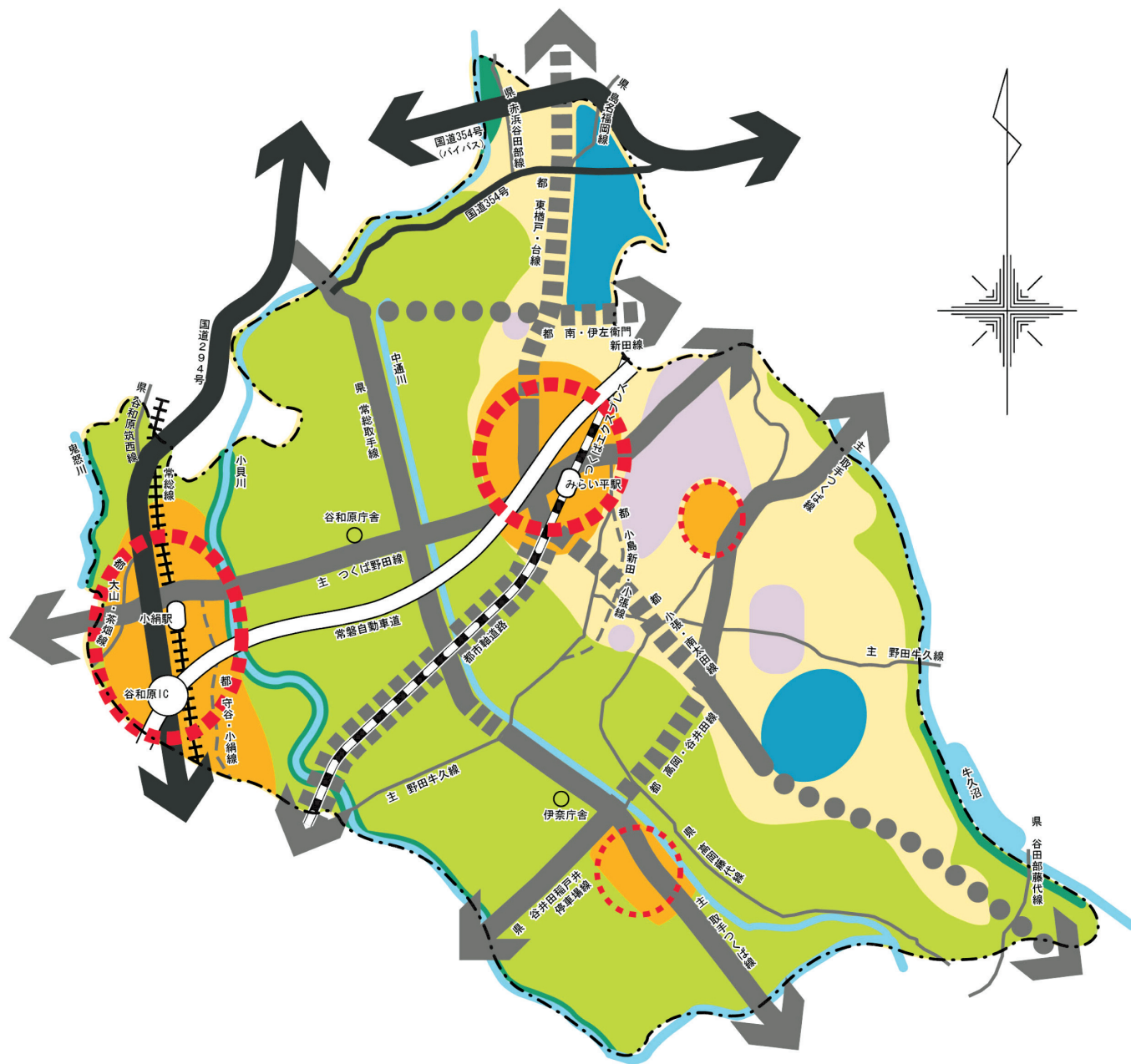
広域幹線道路は本市と他の地域を結び、本市の産業活動や市民生活の利便性向上に期待できる道路を想定し、整備促進を図ります。

地域幹線道路については、本市の一体性を高め、市内のスムーズな移動を可能にする道路体系を構築するため、日常的な市民生活の利便性を支えるネットワークづくりを進めます。

② 公共交通ネットワーク

つくばエクスプレスや常総線などの広域的な公共交通網とコミュニティバス等のネットワーク化を進め、交通体系の強化を図ります。

土地利用構想図



凡 例

- | | |
|-----------------|-----------|
| 都市的利用地域 | 行政区域界 |
| 複合産業地域 | つくばエクスプレス |
| スポーツ・レクリエーション地域 | 常総線 |
| 集落・田園環境地域 | 常磐自動車道 |
| 環境保全地域 | 国道 |
| 集落・緑地環境地域 | 県道・都市計画道路 |
| 交流拠点 | 計画 |
| 地域拠点 | 構想 |

※ 主：主要地方道 県：一般県道 都：都市計画道路
※ 太線は広域幹線道路を表す。

施策の大綱

本市の将来像を実現するため、基本目標に沿ってその基本的な考え方を示し、基本計画の施策の指針とします。

「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」の実現に向けて、均衡ある発展、市民福祉の向上を図りながら、速やかな一体性の確立と魅力あるまちづくりを進めます。

1 みんなを結ぶ“みらい”のまち (都市基盤の整備)

- 計画的な土地利用の推進
- 道路の整備
- 公共交通の整備
- 交流拠点・地域拠点の整備
- 河川等の整備
- 情報通信基盤の整備

2 うるおいのある快適で安心なまち (生活環境の整備)

- 環境に配慮したまちづくり
- 公園・緑地の整備
- 消防・防災対策
- 防犯・交通安全対策
- 上水道の整備
- 公共下水道・農業集落排水施設等の整備
- ごみ処理対策
- 住宅環境対策

3 やさしさとやすらぎがあふれるまち (保健・医療・福祉の充実)

- 高齢者福祉
- 障害者福祉
- 子育て支援
- 地域福祉
- 社会保障
- 健康づくり
- 医療

4 個性きらめく学び合いのまち (教育・文化・スポーツの振興)

- 就学前教育
- 義務教育
- 大学等高等教育
- 生涯学習
- スポーツ・レクリエーション
- 文化振興
- 青少年の育成

5 活力ある産業を育てるまち (産業の振興)

- 農 業
- 工 業
- 情報・メディア産業
- 商 業
- 観 光

6 みんなが主役の協働のまち (コミュニティの醸成)

- 市民活動への支援
- 広報・広聴
- 男女共同参画の推進
- 地域交流・国際交流

7 安定した行財政基盤による自立したまち (適正な行財政運営)

- 行財政運営
- 広域行政

1 みんなを結ぶ“みらい”のまち(都市基盤の整備)

Ⅱ 計画的な土地利用の推進

水と緑に囲まれた豊かな自然環境を大切にしながら、総合的かつ計画的な視点による開発・整備及び土地利用に関する適正な規制・誘導を進め、地域の実情に合わせた計画的なまちづくりを推進します。

Ⅱ 道路の整備

道路交通を円滑化し、活力ある地域社会を形成するため、首都圏中央連絡自動車道や近接する自治体との連携を強化するための広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、本市の一体性を図るための都市計画道路等の整備、さらに、生活の利便性と安全を確保するための市道の整備を進めます。

Ⅱ 公共交通の整備

つくばエクスプレスの開業に伴い、みらい平駅の利便性の向上に努めるとともに、市民の交流と市内移動の円滑化に向け、コミュニティバスの運行等により、公共交通の充実を図ります。

Ⅱ 交流拠点・地域拠点の整備

本市の交流拠点となるみらい平駅周辺地区や小絹駅周辺地区の市街地については、道路等都市基盤の整備と活性化対策を促進するとともに、うるおいのある景観形成など、魅力あふれる市街地形成を目指します。

また、地域拠点となる住宅系市街地については、生活基盤となる道路等の整備を推進するとともに、商業機能の強化を図ります。

Ⅱ 河川等の整備

水害を防止し市民の安全な暮らしを支えるための河川等の整備を促進し、防災機能の強化に努めるとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全・活用を図ります。

Ⅱ 情報通信基盤の整備

高度情報化社会における環境を等しく享受でき、地域の活力をはぐくむ産業の立地や居住地としての魅力向上を図るため、情報通信基盤の整備を促進します。

2 うるおいのある快適で安心なまち(生活環境の整備)

■ 環境に配慮したまちづくり

小貝川・鬼怒川・牛久沼などの水辺環境、丘陵地に残る里山など、水と緑に囲まれた自然環境を大切にしたまちづくりを進めるとともに、水と緑という地域資源をいかし、市民の憩いと交流の場、子ども達の自然体験や学習の場としての活用を図ります。また、道路整備や河川改修、農業基盤整備などにおいては、多様な動植物の生息環境に配慮した整備に努めます。

■ 公園・緑地の整備

水辺環境をいかした公園や運動公園などについては、市民の交流や憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として活用されていることから、適切な維持管理とその充実を図ります。

また、みらい平駅周辺地区の市街地についても、身近な都市公園の整備を進めます。

■ 消防・防災対策

市民の生命や財産を守り、安心して住めるまちづくりを進めるため、防災機能の強化に努めます。

また、消防体制については、常備消防として常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の体制強化を促進するとともに、消防団を始めとした地域の防災組織の強化と地域団体と連携した消防施設の充実を図ります。

さらに救命効果向上のため、処置範囲を拡大するとともに、救急車到着までの市民による応急手当が適切に実施されるよう普及啓発を図ります。

■ 防犯・交通安全対策

安心して暮らせる地域づくりのため、交番の設置要望、防犯灯などの整備、防犯意識の啓発、犯罪情報の提供などに努めながら、地域住民参加型の防犯活動を推進します。

また、道路整備などと連携しながら交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育を推進します。

■ 上水道の整備

安定的に飲料水を供給するため、上水道施設の整備を進めるとともに、上水道事業の経営の合理化と安定化を図ります。

■ 公共下水道・農業集落排水施設等の整備

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、地域特性を踏まえながら、計画的

かつ効率的に公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進，合併処理浄化槽の設置促進などの生活排水対策を進めます。

■ ごみ処理対策

常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターの整備を促進します。

また，資源循環型社会の形成を目指し，ごみの減量化，再利用，再資源化を推進するとともに，排出されたごみの適正な処理に努めます。

■ 住宅環境対策

だれもが，緑豊かな環境の中で，安心して快適に暮らすことができる質の高い住環境の整備を進めます。

3 やさしさとやすらぎがあふれるまち(保健・医療・福祉の充実)

■ 高齢者福祉

高齢者が将来にわたって生き生きと安心して暮らすことができるよう，健康づくりや介護予防などの施策を進めるとともに，高齢者の能力や意欲をいかした，積極的な社会参加を支援します。

■ 障害者福祉

地域社会の理解と協力のもとに，障害のある市民も共に暮らせる社会の形成を目指した地域生活支援を進めます。そのため，必要とされるサービスを提供する体制を整備しながら，各種事業や施設の充実を図るとともに，障害のある市民の社会参加の促進に努めます。

■ 子育て支援

少子化傾向が顕著になる中で，出生率の向上を図るとともに，地域全体で子育てを支援する社会づくりが求められていることから，子育て支援施設の計画的な整備，放課後児童クラブの拡充など，様々な子育てに関する支援を総合的に推進します。

また，子育てを家庭だけの問題としてとらえるのではなく，行政や地域が一体となり，社会全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

■ 地域福祉

多様化する福祉ニーズに対応するためには，迅速で柔軟なサービスが必要であることから，公的なサービスの充実を図るとともに，社会福祉協議会などを中心として，市民の福祉意識の啓発に努めながら，ボランティアやNPO法人などによる福祉活動を支援します。

社会保障

農業者や自営業者の重要な医療保障制度である国民健康保険事業については、市民の健康づくりを推進するなど医療費抑制に努めるとともに、保険料収納率の向上や負担の適正化を図り、事業の健全な運営を進めます。

また、介護保険制度については、要介護高齢者の生活の安定と家族介護者の介護負担の軽減を図る上で重要な役割を果たしていることから、今後も制度の健全な運営を図るとともに、介護サービス基盤を整備します。

生活保護については、低所得者福祉の根幹となるものであるため、制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化等により対象者の自立を促進します。

健康づくり

生涯を健康に過ごし、健康に老いることはすべての市民の願いであり、心身の健康の維持・増進を図るために、疾病の予防、早期発見、早期治療に向けて、各種健康診査事業や健康相談・指導の推進を図ります。

また、市民の健康に対する意識の啓発を図り、全年齢を通じた食生活改善や休養、運動などの自主的な健康管理を支援します。

医療

市民が迅速かつ的確な医療が受けられるよう、医療機関の誘致等に努めるとともに、地域の医療機関や周辺地域の高度医療機関との連携強化を図ります。



谷和原保健福祉センター健康増進室

4 個性きらめく学び合いのまち(教育・文化・スポーツの振興)

■ 就学前教育

就学前教育は、子ども達の豊かな人間性や社会性をはぐくむ上で重要な役割を担うことから、教育環境の充実に努めます。特に、幼児教育施設については、地域での子育て支援の拠点としても期待されているため、民間の誘致も視野に入れた施設整備を進めます。

■ 義務教育

教育内容については、基礎学力を基本として、地域の環境や資源を活用した教育、子どもの理解度に対応した教育を推進します。

さらに、不登校やいじめなど様々な教育問題に対応するため、家庭や学校、地域社会と連携しながら、教育相談等の充実に図ります。

小・中学校における義務教育は、子ども達が基礎的な学力を身に付け、生きる力をはぐくむ場であるため、すべての子ども達が安全な環境の中で学習できるよう、施設の実情に対応しながら計画的な整備に努めます。

また、みらい平駅周辺地区の市街地における児童・生徒数の推移や既存施設の有効活用に配慮しながら、新たな学校建設を進めます。通学区域については、通学距離や施設配置、地域住民の意見等を勘案しながら見直しを検討します。

■ 大学等高等教育

公共交通網の充実の効果などの条件をいかし、地域の魅力を高めるため、大学や専門学校など新たな高等教育機関の設置を促進します。

■ 生涯学習

あらゆる世代の市民が多様な生涯学習を展開できるよう、これまで行われてきた地域に根ざした様々な学習活動を基盤として学習機会の充実に図るとともに、交流・活動の拠点となる施設の確保に努めます。

さらに、地域の自然、歴史、文化的資源などを有効に活用した生涯学習活動の創出を図ります。

■ スポーツ・レクリエーション

市民の健康意識の高まりや楽しく生きがいのある生活への要求から、スポーツ・レクリエーション需要が高まっているため、市内のスポーツ・レクリエーション施設の有効活用と充実に図りながら、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

文化振興

市内に残る歴史的建造物や伝統的な民俗文化財、歴史資料などの資源を保全するとともに、地域の活性化のために有効な活用を図ります。また、文化活動の交流を促進するとともに、歴史や文化を学び合う機会づくりに努めます。

青少年の育成

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、若い世代が地域の良さを見直しながら、文化・スポーツ・ボランティア活動などに積極的に参加できるよう、活動機会の充実を促進するとともに、組織の育成を通じて、自主的な活動の発展を支援します。

5 活力ある産業を育てるまち(産業の振興)

農業

農業は本市の基幹産業であることから、生産性の向上や経営体の育成、組織化を図ります。また、農地の荒廃を防止するため、農地の流動化を図るとともに、農産物のブランド化や直販体制の強化とそれらを可能にする農業基盤の整備を進めます。

さらに、大消費地に近いという条件をいかし、消費の拡大や都市との交流を促進するため、園芸作物の振興や気軽に農業体験ができるグリーン・ツーリズム(都市農村交流)の推進を図ります。

工業

活力ある地域社会の形成を目指し、本市北部の工業地域の物流基盤を強化する幹線道路等の整備や、つくばエクスプレス等公共交通網をいかすとともに、隣接する筑波研究学園都市の研究機関などと連携を図り、工業の振興、企業立地を促進します。

情報・メディア産業

県等関係機関との連携のもとに情報都市の形成を図ります。そのために必要な幹線道路の整備などを進め、情報関連産業や映像メディア産業などの誘致の促進に努めます。

商業

魅力ある商業環境づくりのための施策を関係機関と連携して進めていきます。また、みらい平駅周辺地区の市街地における商業施設の立地誘導を計画的に促進し、魅力ある商業地の形成に努めます。

Ⅱ 観光

地域の歴史や文化をいかした観光事業を推進するとともに、フィルムコミッション(FC)と連携した観光PR、観光資源のネットワーク化を進めます。

6 みんなが主役の協働のまち(コミュニティの醸成)

Ⅱ 市民活動への支援

市民ニーズの多様化に対応し、地域住民の自主的・主体的な活動を促進するため、市民のまちづくり参加のルールづくりや参加意識の啓発を進めるとともに、市民参画の機会の拡充を図ります。

また、自治会や行政区などの地域組織の活動を促進するとともに、NPOなど市民の自主的な活動組織の育成を図ります。

Ⅱ 広報・広聴

行政運営の透明性を高めていくためには、正確で分かりやすい行政情報の開示・提供が必要であることから、広報紙の紙面やホームページの内容の充実などを図ります。

また、市民と連携・協働したまちづくりの基本として、市民参加の機会を拡充するための懇談会等の開催やインターネットなどを活用した広聴体制の充実を図ります。

Ⅱ 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な一員として、様々な分野に参画し、共にその持てる能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。

そのため、啓発事業を進めるとともに、まちづくりへの参画機会の確保、女性団体の交流や育成、各種相談事業などを進めます。



行政協力員研修会の様子

■ 地域交流・国際交流

市民間の相互理解を図るための交流活動を促進するとともに、地域資源をいかした都心住民との交流を進め、地域の活性化を図ります。

また、国際交流を通じて、市民の国際理解の促進に努めます。

7 安定した行財政基盤による自立したまち(適正な行財政運営)

■ 行財政運営

市民ニーズに対応しながら効率的で効果のある行政サービスを提供するための行財政改革を進めます。特に、本市にふさわしい行政評価制度を導入し、効果のある施策・事業を選択するとともに、評価結果について市民への公開を進めます。

また、行政組織機構の適正化を図るとともに、高度化した行政ニーズに対応するための専門的人材の育成や職員の資質向上を図ります。

さらに、行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、電子自治体の構築に努めます。

■ 広域行政

ごみ処理や消防、下水道、し尿処理などについては、常総地方広域市町村圏事務組合や取手地方広域下水道組合などを構成する自治体との連携を強化し、広域行政の充実を図ります。

また、周辺自治体と協力し、幹線道路の整備など共通する課題に対応していきます。

序章

一体化するまちづくりに向けて

前期基本計画

一体化するまちづくりに向けて

－ つくばみらい市総合計画前期基本計画 －

この基本計画は、基本構想で示した将来像「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」を実現するための施策を体系的に明らかにするものであり、市の進める施策の基本となるものです。

前期基本計画の5年の間に実施すべき施策の実現性を高めるためには、合併により誕生したつくばみらい市の新たな価値を創造するとともに、これまで伊奈・谷和原両町村で取り組んできた施策の良いところを新たな市域のもとで再構築し、そして市の執行体制を強化しながら、市民・事業者・行政が一丸となってまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そこで、本計画では、合併後の速やかな一体化に向けたまちづくりを進めることに重点を置き、次の3つの考え方に着目して、施策を展開していきます。

1 新たな価値を創造する

旧町村それぞれの地域資源を活用しながら、地域の一体感を醸成することにより、新たな価値を創造することが重要です。

■新たな市域の点と線を構築し、一体性を高め地域力を創造する。

合併による市域の拡大をより効果的・効率的にいかしたまちづくりを進めるため、地域の一体性を高めながら、地域力を創造していくことが重要です。

そのため、交流拠点や地域拠点の整備とともに、それらを結ぶ道路ネットワークの構築を進め、さらに市道等の整備・充実やコミュニティバスなどを活用することにより、市内の連携軸を形成し、市域全体の活力を高めていく必要があります。

■各地域の特徴を融合し『つくばみらい』としてのブランド力を創造する。

これまで旧町村で培ってきたそれぞれの歴史や地域の個性を尊重しつつ、それらの融合を図り、新たに市の活力を生み出す地域のブランド力を創造することが重要です。

そのため、豊かな自然を守り、地域の様々な資源を有機的に結び付けながら、産業力・地域経済力を向上させ、都市間競争に優位な地位を築き上げる必要があります。

2 新たな市域のもとで再構築を図る

これまで旧町村で培ってきた地域のセーフティネットの仕組みや地域コミュニティなどを継承し、新たな市域のもとで再構築を図っていくことが重要です。

■市民を守るセーフティなまちを再構築し、市域が広がることへのデメリットを克服する。

市民の生命と安全を守ることは行政の重要な役割の一つであるため、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していくことが重要です。

そのため、新たな情報伝達の手段や役割分担による災害対応などの体制を再構築し、市域が広がることによる災害対応へのデメリットを克服する必要があります。

また、市民の生活に直接影響する医療や消防、ライフラインなどについて、改めて見直し、そして充実化を図り、新たなまちの安心・安全を構築していく必要があります。

■充実した地域力を再構築し、市民・事業者・行政の連携を図る。

生涯学習活動や各種事業を通じて、市の一体性を醸成し、地域コミュニティを充実させることにより地域力を再構築していくことが重要です。

そのため、市民が一体となって取り組む文化・スポーツ活動や環境保全活動などを支援し、市民の交流を促進していく必要があります。

また、障害者や高齢者、児童などへの保健福祉サービスについても、市民・事業者・行政それぞれが連携しながらサービスを充実させ、だれもが生き生きと安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

3 行政能力を強化する

合併のスケールメリットをいかし、自治体としての執行体制を強化し、財政の健全化に向けた取組を推進し、より自立性の高いまちを目指していくことが重要です。

■持続可能な自治体運営を進め、執行体制の強化を図る。

合併の効果を最大限にいかし、将来にわたって効率的かつ安定的な行政運営を行っていくことが重要です。

そのため、様々な行政合理化を進め、経営的視点に立った持続可能な自治体運営に取り組むとともに、市域の拡大や多様な市民ニーズに対応するため、組織機構改革や職員の人材育成に努めながら、執行体制の強化を図っていく必要があります。

第1章

みんなを結ぶ“みらい”のまち

(都市基盤の整備)

前期基本計画

第1節	計画的な土地利用の推進	40
第2節	道路の整備	44
第3節	公共交通の整備	47
第4節	交流拠点・地域拠点の整備	49
第5節	河川等の整備	52
第6節	情報通信基盤の整備	54



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

計画的な土地利用の推進

現況と課題

本市は、自然環境と都市環境が共存するまちです。市内には小貝川、鬼怒川という二大河川が流れ、小貝川沿いの低地部は広大な水田地帯となっています。また、東部や西部は丘陵地で、畑地や低地林が広がっていますが、住宅団地や工業地域、ゴルフ場なども造成され、都市機能の強化も図られています。

平成19年1月時点での土地利用状況は、地目別に見ると市域全体（79.14km²）のうち、農地が約55%（43.16km²）、山林が約7%（5.52km²）で、都市的土地利用は約18%（14.06km²）となっています。

一方、法律的な位置付けから見ると、本市は、首都圏整備法による近郊整備地帯となっており、本市の全域が都市計画区域として指定され、このうち7.73km²が市街化区域に、残る71.41km²が市街化調整区域に指定されています。そして、これまで都市計画法による土地利用の適正な規制、誘導を進める中、市街化区域内については都市的な機能を有した計画的な土地利用を推進しながら良好な市街地形成を誘導し、市街化調整区域においては自然環境の保全等を図っています。

今後、合併後の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行っていくため、伊奈都市計画区域と水海道都市計画区域の再編と、それに伴う都市計画諸制度の導入を検討するなど都市計画制度を見直し、適正な土地利用を進めていく必要があります。

また、本市は東京都心から40km圏内という立地から、様々な広域的プロジェクトが進められ、常磐自動車道谷和原インターチェンジの開設や常総ニュータウンの開発などが行われてきました。現在では、つくばエクスプレス沿線整備事業も推進されていることから、今後は、自然環境と都市環境のバランスのとれた計画的な土地利用を誘導し、周辺都市に負けない魅力ある市街地づくりが求められています。

一方、土地利用の根幹を成す地籍調査については、合併前の旧伊奈町で平成15年11月に地籍調査事業実施計画を策定し、合併後、旧谷和原村分を含め、合計31.81km²を調査対象面積として、事業を実施しています。今後、都市化が進む本市域では、土地取引など地籍調査によるデータの利用率が高まることから、引き続き事業を行う必要があります。

■地目別土地利用面積

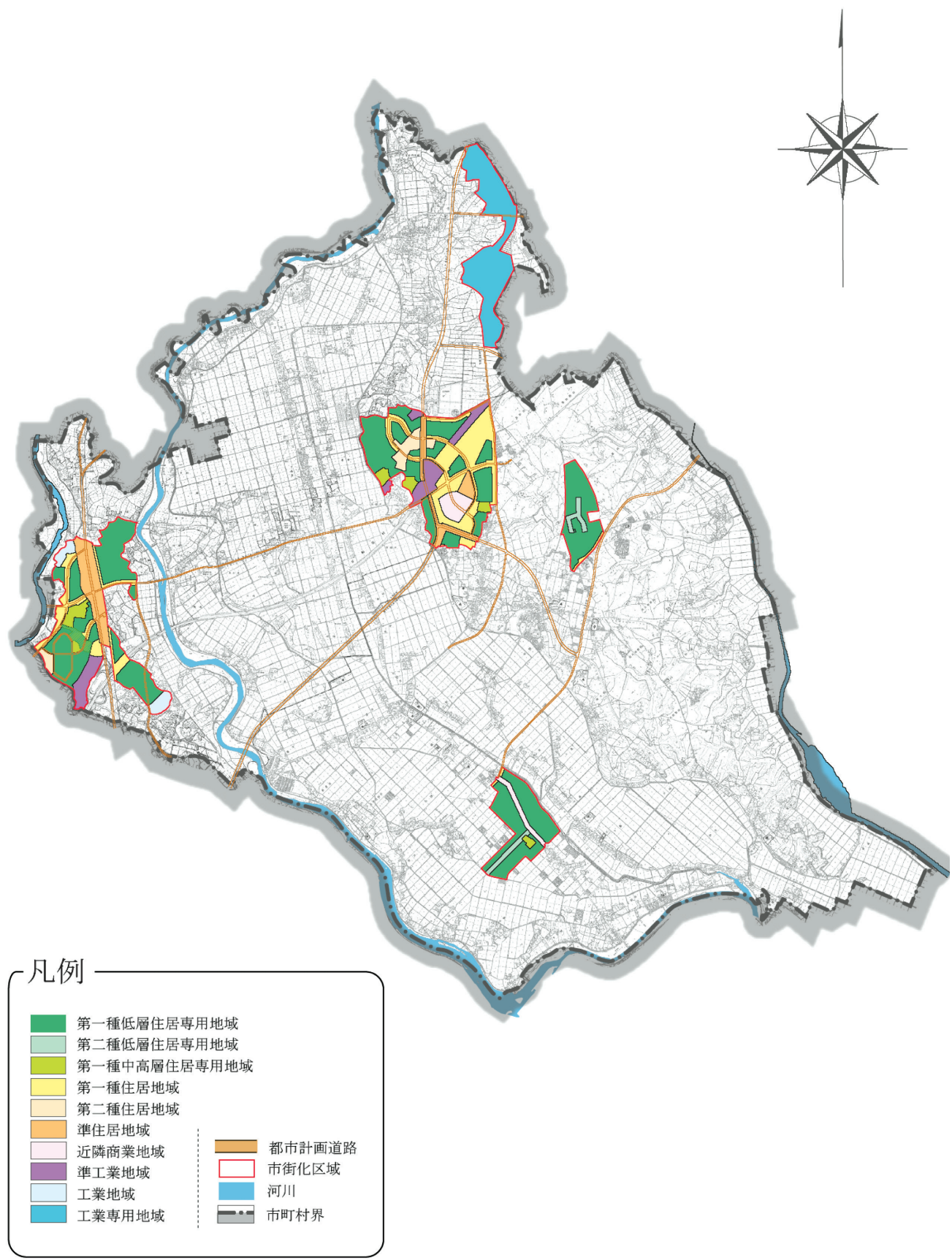
単位：千m²

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
田	28,307	28,229	28,222	28,133	28,082
畑	15,552	15,544	15,518	15,224	15,076
宅 地	9,253	9,289	9,303	9,442	9,658
山 林	5,706	5,709	5,829	5,616	5,516
原 野	826	827	826	815	805
雑 種 地	9,229	9,233	9,132	9,278	9,339
そ の 他	10,267	10,309	10,310	10,632	10,664
総 面 積	79,140	79,140	79,140	79,140	79,140

※各年1月1日現在の面積を集計

資料：税務課

用途地域図

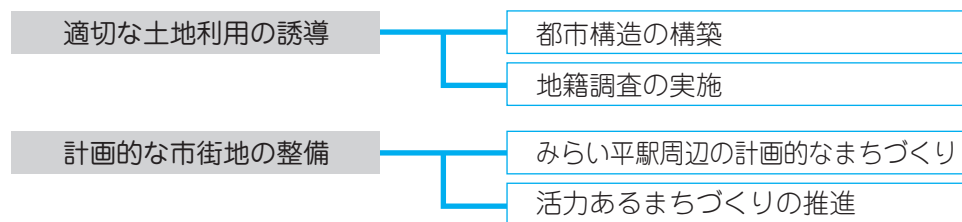


基本方針

- 自然環境と都市環境の調和を基本とした適切な土地利用に向けて、地域別整備方針を踏まえた適切な土地利用を誘導するとともに、都市計画マスタープランの策定により総合的かつ計画的な推進を図ります。
- 地域の魅力をいかながら、活力ある市街地を整備するため、みらい平駅周辺地区への定住化を促進するとともに、地域の実情に合わせた計画的なまちづくりを推進します。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
都市計画マスタープランの策定	—	策 定 (H21年度)	総合的・計画的な都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランの策定を目標とします。
地籍調査の調査完了率	2.0%	25.0%	着実な進行を図るため、地籍調査の進捗よく率を目標とします。
昼夜間人口比	86.6% (H17年度)	86.6%	市内における昼間の通勤・通学人口の維持を目標とします。(実績値は、平成17年国勢調査のデータによる。)

施策の体系



施策の内容

【適切な土地利用の誘導】

■都市構造の構築

- まちづくりに当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本とした適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を推進していきます。
- 都市計画マスタープランの策定を進め、計画的かつ総合的な土地利用を推進します。
- 市街地の整備については、みらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区を「交流拠点」と位置付け、また、谷井田地区及び伊奈東地区を「地域拠点」と位置付けてまちづくりを推進していきます。
- 良好な住環境整備や企業立地を促進するため、地区計画制度等を活用し、計画的な土地利用を図ります。

■地籍調査の実施

- つくばエクスプレスの開業に関連した種々の開発事業に伴う土地取引の増加などに対応し、土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査事業を進めます。

- 土地所有者の理解と協力を得るため、PR活動を充実するとともに、庁内における事業への協力体制を一層強化します。

【計画的な市街地の整備】

■みらい平駅周辺の計画的なまちづくり

- 地域間競争に打ち勝つまちづくりを行うため、みらい平駅周辺地区については、積極的な事業推進を図り、本地域内への居住・定住を促進していきます。
- 「つくばスマートコリドール構想」を推進し、地域の魅力をいかしつつ、計画的なまちづくりを進めます。

■活力あるまちづくりの推進

- 地域の実情を考慮したまちづくりを進めるため、国・県等の各種制度について検討を行いながら、本市で活用すべき制度は積極的に活用し、地方分権社会に対応していきます。



みらい平駅周辺の街並み

道路の整備

現況と課題

本市の道路体系は、西部を国道294号、北部に国道354号、ほぼ中央には常磐自動車整備され、14本の県道が市内を走っています。そのほか、現在、埼玉県三郷市からつくばエクスプレスと並行してつくば市までをつなぐ都市軸道路の整備などが進められている状況です。

広域的な道路体系の充実、本市の活力を向上する上でも非常に重要なものです。そのため、国道や県道の整備促進について、近隣市と調整を図りながら国・県等関係機関への要望活動を行うなど、今後も積極的に取組を進めていく必要があります。

また、市内の生活道路等については、歩道と車道の区分のない道路や狭い道路が多いことに加え、主要道路の交通渋滞を避けるための抜け道として利用されることも多く、危険が生じている状況です。そのため、道路改良等を実施することにより、これらを改善していくことが求められています。

これらのことを踏まえながら、本市では、広域的な道路体系を充実させるとともに、子どもや高齢者を始めすべての方に安全な道路、環境や防災に配慮した道路等、多様な機能を十分に発揮させる道路づくりに取り組んでいく必要があります。

■都市計画道路一覧

道路番号	道路名称	幅員	延長
3・2・1	小張・南太田線	30m	2,550m
3・2・2	弥藤次線※	30m	630m
3・3・3	高岡・谷井田線	25m	5,690m
3・3・4	間ノ原・弥藤次線	25m	990m
3・4・5	新田浦・出山線	18m	670m
3・4・6	小島新田・小張線	18m	3,960m
3・4・7	間ノ原線	16m	420m
3・2・8	守谷・伊奈・谷和原線	30m	1,640m
3・2・17	東楯戸・台線	30m	5,580m
3・2・18	東楯戸線	30m	370m
3・2・19	田・東楯戸線※	20m	1,610m
3・2・22	守谷・伊奈・谷和原線	30m	3,090m
3・3・1	谷和原・三坂線	25m	14,580m
3・3・24	南・伊左衛門新田線	27m	880m
3・4・9	大山・茶畑線	18m	1,740m
3・4・10	玉台橋・西楯戸線	16m	6,220m
3・4・11	守谷・小絹線	16m	2,660m
3・4・12	小絹停車場・大谷津線	16m	1,220m
3・4・13	小絹・筒戸線	16m	1,530m
3・4・20	田・西楯戸線	16m	550m
3・4・21	合ノ内・原山線	20m	1,010m
3・4・25	台線	16m	1,010m
3・4・26	伊左衛門新田線	18m	680m
3・5・6	細代停車場・美妻橋線	12m	8,530m

※東楯戸字細久保及び小張字弥藤次地内に駅前広場を設ける。

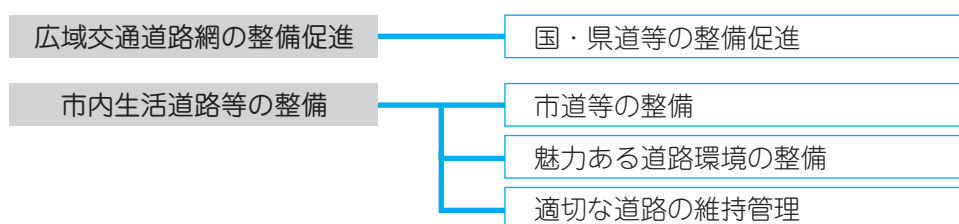
資料：都市計画課(平成19年12月1日現在)

基本方針

- 地域間交流を推進するため、様々な関係機関と連携しながら首都圏中央連絡自動車道や都市軸道路の建設促進を図るほか、広域的な道路体系の充実に向けて関係機関への要望活動を行います。
- 交通の安全性と円滑化を図るため、道路の新設・改良を積極的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
合併特例債事業となっている「(仮称)豊体横町下宿線」・「東楢戸・台線」整備事業の進捗率	7.3%	65.1%	市内道路網のアクセス強化を図るため、(仮称)豊体横町下宿線、東楢戸・台線、2路線の整備進捗率を目標とします。
合併特例債事業となっている市道整備事業の進捗率	0.5% (H18年度)	61.8%	市内道路網の充実に図るため、市道整備の事業進捗率を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【広域交通道路網の整備促進】

■国・県道等の整備促進

- みらい平駅を中心とした広域的な道路体系の構築に向け、都市軸道路の整備促進について、県を始めとした関係機関に働きかけを行います。
- 近隣市との交流を効果的に進めるため、広域幹線道路や地域幹線道路の整備について、近隣市との調整を図りながら、県に対して要望を行います。
- 常磐自動車道と直結し、成田、横浜方面へつながる首都圏中央連絡自動車道の早期建設について、県やその他の市町村と協力し、国等への要望活動を実施します。
- 高速道路の利便性を高めるため、アクセス道路等の充実・整備について、関係機関に要請します。

【市内生活道路等の整備】

■市道等の整備

- 集落間交通の渋滞緩和と、集落内交通の混雑解消を図るため、広域幹線道路や地域幹線道路の整備を促進するとともに、市内道路網の整備を行います。
- 道路交通を円滑化させるため、交差点の改良整備に努めるほか、安全・安心な道路交通を確保するため、歩道の設置整備を進めます。

■魅力ある道路環境の整備

- 道路の快適性を高め、地域住民のふれあい空間としての活用を図るため、沿道の緑化と定期清掃を推進します。
- 人と車の安全な通行を確保するため、交差点改良や狭あいな道路における安全確保などに努めるとともに、街路灯や防護柵、道路標識、反射鏡などの交通安全施設の整備を進め、安全な道路づくりを推進します。
- 高齢者や障害者も歩きやすいよう、歩道の設置や段差の解消などバリアフリー化に努めるとともに、歩行者の妨げとなる障害物の撤去など、人にやさしい道路づくりを推進します。

■適切な道路の維持管理

- 定期的なパトロールの実施とともに、破損箇所等の早期発見、早期補修など、道路の適切な維持管理に努めます。
- 道路台帳の整備を進め、的確な現況把握と計画的な維持管理を行います。

公共交通の整備

現況と課題

平成17年8月のつくばエクスプレスの開業により、関東鉄道常総線及びＪＲ常磐線に加え、新たな鉄道交通が整備されたことから、鉄道による市民の移動性は格段に向上しています。しかし、路線バスの運行路線は一部地域に限られており、公共交通空白地域が多く、結果として市内の自家用車保有率が高い状況にあります。そのため、本市では、移動手段として自家用車の利用が大半を占め、通勤時などに交通渋滞となっている地域もあります。

また、みらい平駅周辺地区における土地需要の増大や居住者の増加が見られるほか、高齢化社会の到来により、交通弱者といわれる高齢者の増加が予想されるなど、市内の公共交通ニーズに変化が生じてきています。

本市における公共交通機関としては、つくばエクスプレスのほか、関東鉄道常総線と路線バス、タクシーなどがありますが、さらに、平成19年度からコミュニティバスの運行を開始し、公共交通ネットワークの形成を進めています。

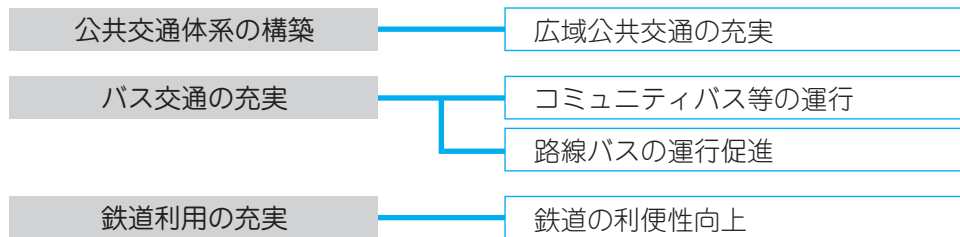
今後、みらい平駅周辺地区の整備が進むにつれ、つくばエクスプレスの利用が増大することが予想されることから、みらい平駅へ向かう公共交通ネットワークを充実させていくとともに、市内全体の公共交通体系を勘案しながらバス路線を構築し、住みよいまちづくりの推進を図る必要があります。

基本方針

- 住みよいまちづくりに向けて、広域的な視点に基づきながら市内全体の公共交通体系の構築に努めます。
- 市民の交流と市内移動の円滑化に向け、コミュニティバスの運行等により、バス交通の充実を図ります。
- 鉄道駅へのアクセス性を向上させ、つくばエクスプレスや常総線利用者の利便性向上に努めるほか、鉄道沿線地域のイメージアップを図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
公共交通機関に対する市民満足度	34.7% (H18年度)	50.0%以上	公共交通に対する意識調査（実施予定）における市民の公共交通に関する満足度の向上を目標とします。（実績値は、総合計画市民アンケート調査より）
コミュニティバス利用者数	—	2,500人／月	市民に利用されるコミュニティバスとして、利用者数の確保を図ることを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【公共交通体系の構築】

■広域公共交通の充実

- 住みよいまちづくりを推進するため、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー、さらには自家用車や自転車なども含めた、新しい公共交通体系の構築を図ります。
- 公共交通を充実させるため、広域的な視点のもと、つくばエクスプレスや路線バス、さらには近隣市で実施するコミュニティバスなどの連携について検討を進めます。

【バス交通の充実】

■コミュニティバス等の運行

- 交通空白地域に住む交通弱者（車を持たない高齢者や児童等）等の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行を実施します。
- コミュニティバスの運行に当たっては、市内の公共交通体系を勘案しながら、バス路線を構築し、住みよいまちづくりの推進を図ります。

■路線バスの運行促進

- 市民の交通手段を確保するため、路線バス事業者に対し、既存路線の維持を要請していくとともに、利用者の需要に応じた路線編成となるよう働きかけていきます。
- 長期的視点に立ち、鉄道とバスの機能分担と連携によるバスネットワークの形成に向けて取り組んでいきます。

【鉄道利用の充実】

■鉄道の利便性向上

- 鉄道駅へアクセスする路線バスやコミュニティバスなど公共交通機関を充実させることにより、駅利用促進を図ります。
- 鉄道利用者の利便性向上のため、鉄道事業者等に対し、要望活動を実施します。
- 鉄道の利用拡大及び沿線地域のイメージ向上を図るため、関係自治体と連携して、効果的な広報活動等を展開します。

交流拠点・地域拠点の整備

現況と課題

本市では、交流拠点として、みらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区の市街地を位置付け、また、地域拠点として、谷井田地区及び伊奈東地区の市街地を位置付けています。

現在、みらい平駅周辺地区を中心とした土地区画整理事業が、県により順調に進ちよくしています。平成24年度の事業完了に向けて、平成18年度から第2期エリア(区域北西部)の整備に着手し、都市計画道路、区画道路、上下水道、造成工事等の更なる整備促進を図っています。しかし、計画的に整備されてきた上下水道、道路等に比べ、行政窓口や地域の集会施設、小・中学校等の公共公益施設整備などが課題となっている状況です。また、住宅市場は社会情勢、経済状況など複合的要因により影響を受けることから、つくばエクスプレス沿線開発が進む他都市との競合が避けられない本市では、定住化を促進するため、多面的な見地から需要を喚起していくことが重要です。

また、小絹駅周辺市街地については、絹の台等の住宅地が整備されているほか、常磐自動車道谷和原インターチェンジや国道294号があるなど交通の要所となっています。しかし、隣接する守谷市と比較すると商業施設が少ないなどの課題もあります。また、国道294号線及び常総ふれあい道路が整備されているものの、朝夕の交通渋滞が激しく、狭い既存市街地内道路が抜け道となっている状況であり、良好な住環境づくりにおいて、それらへの対策が必要となっています。

一方、地域拠点となっている谷井田地区及び伊奈東地区は、市街化区域に指定されていますが、まちの開発から時間が経過しており、閉店する店舗等も増え、活力が低下している状況です。交流拠点と連絡する道路を整備することなどにより利便性を高め、これらの地区の活力を取り戻すための取組が必要となっています。

今後も、交流拠点と地域拠点のそれぞれの役割を認識しながら、道路の整備や都市的機能の整備を図りつつ、地域の発展に寄与する効果的なまちづくりを進めることが重要です。

【伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業】

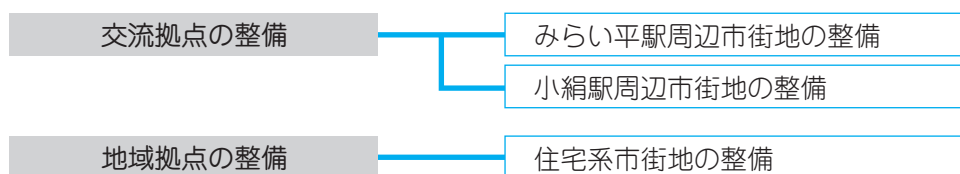


基本方針

- 交流拠点と地域拠点の連携により、相乗効果を生み、地域全体の活力向上につながるまちづくりを進めます。
- 交流拠点となるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区について、広域道路ネットワークの構築などにより、良好な市街地の形成を図ります。
- 地域拠点となる谷井田地区及び伊奈東地区について、交流拠点との連絡網の整備を促進するとともに、良好な住環境の整備や商業系の立地誘導を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
都市計画道路「守谷・小絹線」の整備進捗率	8.5%	23.5%	小絹駅周辺地区の都市機能の充実を図るため、都市計画道路「守谷・小絹線」の整備進捗率を目標とします。
合併特例債事業となっている「地区幹線3号」の事業進捗率	—	62.5%	交流拠点と地域拠点を結ぶ広域道路の整備を図るため、地区幹線3号の事業進捗率を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【交流拠点の整備】

■みらい平駅周辺市街地の整備

- 交流拠点として、居住機能を中心に業務・商業系を含めた魅力ある複合市街地の形成を目指します。
- 土地区画整理事業の推進を図りながら、使用収益開始された土地が順次、有効に土地利用されるために、本地区内外の情報を収集し、定住化の推進に係る施策へ反映させていきます。
- 都市軸道路の一部である都市計画道路「東楢戸・台線」の整備を促進し、みらい平駅周辺地区と近隣地区の連携による広域交通道路網を実現し、都市機能の円滑化による地域振興を図ります。

■小絹駅周辺市街地の整備

- 交流拠点として、まちの成熟化を進め、より良好な市街地の形成に向けて都市機能の充実を図ります。
- 小絹駅周辺地区と守谷市守谷駅周辺地区とを結ぶ、都市計画道路「守谷・小絹線」を整備します。

【地域拠点の整備】

■住宅系市街地の整備

- 谷井田地区・伊奈東地区の市街地は、地域拠点として、共に良好な住環境の整備を促進します。また、谷井田地区県道沿いには商業系の立地誘導を図ります。
- 交流拠点であるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区との連絡道路となる、広域幹線道路や地域幹線道路の整備を促進します。
- 道路の整備に当たっては、歩行者の安全を確保するため、歩道の設置を図ります。



みらい平駅を出発するコミュニティバス

河川等の整備

現況と課題

河川は、洪水による浸水被害を防止・解消する治水機能、農業用水を供給する利水機能だけでなく、多様な自然環境や水辺空間をいかした憩いの場、地域文化をはぐくむ場としての役割を果たしています。しかし、急速な都市化の進展に伴う河川を取り巻く著しい環境の変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いており、安全で快適な都市づくりを進めていくためには、河川の整備を積極的に進めていくことが求められています。

本市には、一級河川に指定された河川として、鬼怒川、小貝川、西谷田川、高岡川、中通川、谷口川及び真木川があります。これらの河川は、治水対策だけでなく農業用水にも利用され、水害防止や環境を保全する上から、計画的な改修及び整備が進められています。しかし、依然として大雨によるたん水被害が生じている地区があり、市内に降った雨水の排水機能、流域の面積に耐えうる河川の改修整備が遅れている状況です。

かつて、昭和61年8月の台風10号による大雨により、危険な状況となったこともある小貝川については、河川災害復旧事業等により堤防のかさ上げ工事が実施され、堤防の強化が図られましたが、大雨による出水時には、周辺の河川等への影響も含め十分に警戒する必要があります。

また、中通川についても、茨城県が事業主体として河川改修工事が実施されていますが、流下能力が低く、小貝川への排水能力も十分でないため、台風や集中豪雨の際に、周辺に被害を及ぼしている状況であり、早期の改修完了が望まれています。

一方、過去の小貝川河川整備において、河道線形の変更に伴い、旧河川として残された「古川」については、小貝川増水時における調節池としての機能を有していますが、たん水や降雨により護岸の浸食が激しく、地形の保存や住宅地への影響が懸念されていることから、護岸の改修工事が進められています。

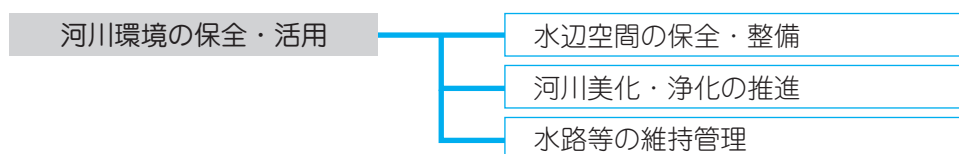
本市では、今後も引き続き、防災機能の強化に向けた河川の改修・整備を促進するとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全・活用を図っていく必要があります。

基本方針

- 市内の各河川について、浸水被害の防止・解消など、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。
- 水辺空間の保全に配慮した各種河川整備や河川美化・浄化の推進など、河川環境の保全・活用を進めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
河川改修事業促進要望回数	1回/年	1回/年	水害に強い地域づくりと、地域住民の生活の安定を目指すため、国・県等に対し、引き続き河川改修事業促進の要望活動を実施します。
護岸整備延長（古川）	440.0m	900.0m (H23年度)	護岸の洗掘及び浸食を防止し、住宅地の安全を確保するため、護岸整備を着実に進めていくことを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【河川環境の保全・活用】

■水辺空間の保全・整備

- 市内を流れる一級河川について、国・県等関係機関と十分な調整を図りながら、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。
- 河川の持つ良好な自然環境や多種多様な動植物の保全に努め、沿川の自然、歴史的文化遺産や地域特性に配慮しながら、水辺空間の保全・整備を図ります。

■河川美化・浄化の推進

- 市民に、河川と生活との関係を正しく認識してもらい、河川美化・浄化意識の高揚を図るため、清掃活動（クリーン作戦）等の実施を継続します。
- 河川美化・浄化の推進のため、地域住民への周知を行いながら、悪質な不法投棄等がないよう、更なる啓もう活動等の実施に努めます。

■水路等の維持管理

- 浸水被害の防止・解消を図るため、浸水の危険性がある河川や排水路について、緊急性等を勘案しつつ、計画的に整備を進めます。
- 河川管理施設の機能を常に最大限に発揮できるよう、必要に応じて関係施設の点検及び整備に努めます。

情報通信基盤の整備

現況と課題

近年の情報通信技術の飛躍的な進歩は、インターネットに代表される高度情報化社会の到来をもたらし、社会の様々な分野に多大の影響を与え、情報化が急速に進展しつつあります。

国では「全国ブロードバンド構想」（平成13年総務省）により、国土における情報基盤の整備推進を位置付け、平成14年には「e-Japan重点計画-2002」（IT戦略本部決定）において、「2005年度を目標とする地域公共ネットワークの全国整備の実現」を目指してきました。さらに平成18年には「u-Japan推進計画2006」に基づき、2010年までにユビキタスネット社会を実現し、世界最先端のICT国家を目指すとしています。

本市においても、「電子自治体」の実現に向けて、情報化推進に対する基本的な考え方や目標を明らかにした総合的な計画を両町村において策定（伊奈町地域情報化基本計画（平成13年3月）、谷和原村情報化計画書（平成14年3月））したほか、ホームページの開設や、職員一人1台を目標としたパソコンの配備、職員庁内LANの構築によるグループウェアなどの基本ソフトの導入など、行政の情報化と地域の情報化に努めてきました。合併時には、それら両町村のインフラやシステムなどを統合し、市民サービス向上と事務効率の向上を図っています。

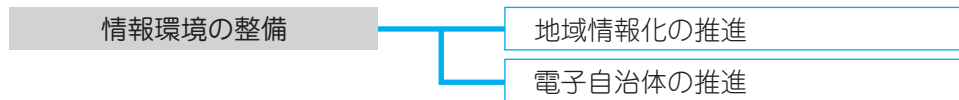
今後も電子自治体の推進を図り、高度な市民サービスを提供するとともに、行政の効率化・透明化を推進できる総合行政情報システムを構築しながら、市民だれもが情報化による利便性を享受できる情報通信基盤の更なる充実化に努めていく必要があります。

基本方針

- 光ファイバー網の整備を促進し、地域の活力をはぐくむ情報インフラの充実に取り組むとともに、地域情報化の推進に努めるほか、行政内部の情報通信技術環境の充実や情報セキュリティ対策の構築を図り、情報環境の整備を進めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
光ファイバー世帯カバー率	66.8%	84.1%	光ファイバー回線に申込み可能な地域の拡大に向けた整備を促進し、だれでもどこでも快適に情報を得られる環境づくりの充実度を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【情報環境の整備】

■地域情報化の推進

- 高度情報通信ネットワーク社会の構築を図るため、通信事業者や電気事業者に対し、情報インフラとしての光ファイバー網の整備を積極的に働きかけていきます。
- 市民を対象とした基礎技能の習得を目的とした講習会を継続して実施し、IT利用技術の向上と推進を図ります。

■電子自治体の推進

- 行政事務の効率化のために構築した行政情報ネットワークを十分に活用することにより、情報の共有化・事務の円滑化に努めます。
- 市民サービス向上のため、「電子自治体」の基盤として、国内全市町村を結ぶ住民基本台帳ネットワークの運用や各種情報提供などの電子的行政サービスの充実を図ります。
- 県や他市町村共同によるシステム開発、管理運営手法について研究し、開発コストの削減や事務の効率化を図ります。
- 各種研修の充実など、職員一人ひとりの情報処理能力を高めるための人材育成を図ります。
- 情報セキュリティポリシーに基づき、本市の保有する情報資産の管理における安全性を確保します。また、電子自治体の構築に当たっては、システムの冗長化等により安定したサービスの提供を確保するとともに、個人情報等の漏えい防止策を講じます。

第2章

うるおいのある快適で安心なまち

(生活環境の整備)

前期基本計画

第1節	環境に配慮したまちづくり	58
第2節	公園・緑地の整備	61
第3節	消防・防災対策	63
第4節	防犯・交通安全対策	67
第5節	上水道の整備	70
第6節	公共下水道・農業集落排水施設等の整備	72
第7節	ごみ処理対策	76
第8節	住宅環境対策	79



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

環境に配慮したまちづくり

現況と課題

国ではこれまで「環境基本計画」に基づき施策を推進してきましたが、環境施策を有効に推進していくためには、環境的側面だけでなく経済的、社会的側面が重要であるという観点から、「第三次環境基本計画」（環境省平成18年4月）が閣議決定され、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を目指すとしています。

このように環境問題は国や地方自治体において積極的に取り組んでいるところですが、こうした認識のもと、本市においても、平成19年3月に平成28年度を目標年度としてつくばみらい市環境基本計画を策定し、幅広い分野での環境問題に取り組んでいます。

本市の一番身近な環境問題としては、常磐自動車道・常総ニュータウン・つくばエクスプレスといった都市化の影響による自然環境の減少があげられます。本市は緑豊かな市で、まだまだ自然のままの丘陵や山林も豊富ですが、近年の大規模開発やみらい平駅周辺地区の開発によって、自然とふれあう場は減少している状況にあります。

現在、このような自然環境問題への取組として、茨城県緑地環境保全地域の指定による自然環境の保護活動のほか、市内一斉清掃の実施や環境の美化、公共施設里親制度を活用したボランティアによる市道・公園の清掃等を行っていますが、今後も自然と人間とが共生できる社会づくりに努め、将来に継承していくことが必要です。

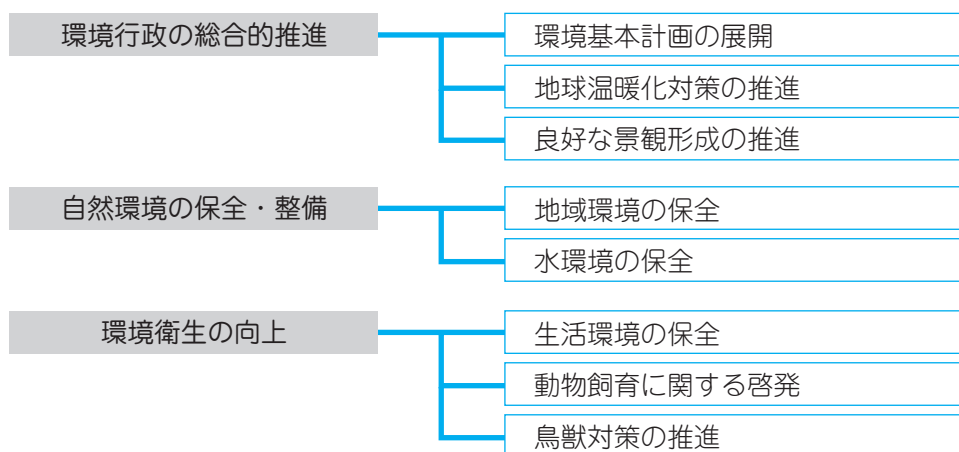
また、このほか、宅地開発に伴う生活排水などによる河川の水質汚濁の防止や、騒音・振動といった公害への対策、野焼きによる大気汚染や悪臭への対応、農薬等薬剤の適正使用についての啓発、産業廃棄物の不法投棄の監視・指導など、多岐にわたる取組が求められています。

基本方針

- つくばみらい市環境基本計画に設定された市の理想とする環境像“うるおいとやすらぎのある美しいまち”を目指して、環境行政を総合的に推進します。
- つくばみらい市景観計画を策定し、景観に配慮したまちづくりを推進します。
- 市民のレクリエーションの場や憩いの場、環境学習の拠点として、緑地・水辺などの自然環境の保全・活用・創出を図ります。
- 衛生的で安全な生活環境を確保するため、関係機関との連携を強化しながら環境衛生の向上を図ります。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
つくばみらい市景観計画の策定	—	策 定 (H21 年度)	良好な市街地形成及び景観形成の維持保全に向けて、景観計画の策定を目標とします。
一斉清掃への参加者の確保	—	世帯数の 70.0%	地域の良好な環境の維持保全と市民の環境意識を高めるため、市内一斉清掃の参加者数の確保を目標とします。
環境に対する苦情件数	120 件 / 年 (H18 年度)	90 件 / 年	良好な生活環境の創出に向けて、野焼き・不法投棄・悪臭・騒音についての苦情件数の減少を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【環境行政の総合的推進】

■環境基本計画の展開

- つくばみらい市環境基本計画に基づき、総合的な地域環境施策を推進し、人と自然の共生を見据えた良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

■地球温暖化対策の推進

- 旧町村で策定していた地球温暖化対策実行計画を見直し、新たにつくばみらい市地球温暖化対策実行計画を策定し、省資源、省エネルギーへの取組などを促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■良好な景観形成の推進

- 主に沿道における美観を保護するため、ボランティア団体の協力を得ながら、まちの違反広告物追放推進制度により違反広告物の撤去活動を進めます。
- 市内の良好な景観形成に向けて、景観法による景観行政団体の認定を目指し、良好な景観形成を図るため、景観計画等の策定を進めます。

【自然環境の保全・整備】

■地域環境の保全

- 豊かな自然環境の保全・創出に努め、市民の憩いと交流の場、子ども達の自然体験や学習の場としての活用を図ります。
- 自然とふれあえる場を守り、快適な地域環境を保全するため、地元の方々やボランティアの協力を得ながら、自然環境の保護・保全に努めます。
- 多様な動植物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます。

■水環境の保全

- 水質汚濁の未然防止を図るため、河川等の定期的な水質検査を実施し、また、つくばみらい市水質監視員によるパトロールの強化を図ります。
- 河川等の水質浄化を図るため、公共下水道・農業集落排水事業などを積極的に推進します。

【環境衛生の向上】

■生活環境の保全

- 地域の良好な環境を維持するため、日常生活における環境への配慮について、市民意識の高揚を図ります。
- 騒音、振動、悪臭、大気汚染等についての現況把握と発生源となる工場・事業所などの監視・指導体制の充実に努めます。
- 不法投棄を防止するため、パトロールなど監視体制の強化に努めます。
- 火葬場については、構成市と連携し、適切な維持管理を図りながら安定的な経営を支援します。また、墓地については、墓地の設置及び廃止についての許可を行いながら適正な管理に努めます。

■動物飼育に関する啓発

- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、動物飼育マナーやしつけの指導に努めます。
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物指導センター・獣医師との連携により動物飼育に関する意識の啓発に努め、人と動物が共に生活しやすい環境づくりを進めます。

■鳥獣対策の推進

- 鳥獣を保護すると同時に、鳥獣による市民の生活被害を防ぐ対策の検討を行うなど、有害鳥獣対策を進めていきます。

公園・緑地の整備

現況と課題

本市の豊かな自然環境は、市民共有の貴重な財産であることから、今後も引き続き、保全し、いかしていく必要があります。

公園や緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場、地域コミュニティの交流の場、災害時における避難場所としての機能を果たしているほか、環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。

本市の公園のうち、都市公園は計画中的のものも含め、21か所、約20haの整備水準を予定しています。

本市でも、公園や緑地を適正に配置し、公園や緑地が持つ、市民の健康増進、交流空間、環境保全、防災等の様々な機能を活用していく必要があります。

そのため、既存の公園や緑地、そして、これから供用開始が予定されているみらい平駅周辺地区の公園などについて合理的かつ効率的な管理を図るとともに、緑の基本計画の策定を検討するなど、都市公園・緑地の整備に当たっての基本的な考え方を明らかにし、計画的に公園や緑地の整備・充実を図っていくことが重要です。

■都市公園の現況

地区名	区分	種別	公園名	面積(㎡)	備考
絹の台地区	1	近隣公園	絹の台桜公園	54,374	供用済
	2	街区公園	鈴の丘公園	5,010	供用済
	3	街区公園	鐘の丘公園	2,209	供用済
	4	街区公園	笛の丘公園	1,814	供用済
伊奈東地区	5	街区公園	勘兵衛新田 児童公園	1,487	供用済
みらい平駅 周辺地区	6	地区公園	未 定	64,180	計画
	7	近隣公園 1	未 定	20,000	計画
	8	近隣公園 2	未 定	20,000	計画
	9	街区公園 1	未 定	2,500	供用済
	10	街区公園 2	未 定	2,500	供用済
	11	街区公園 3	未 定	2,500	供用済
	12	街区公園 4	未 定	2,500	計画
	13	街区公園 5	未 定	2,500	計画
	14	街区公園 6	未 定	2,498	計画
	15	街区公園 7	未 定	2,502	計画
	16	街区公園 8	未 定	2,500	計画
	17	街区公園 9	未 定	2,500	計画
	18	街区公園 10	未 定	2,501	供用済
	19	街区公園 11	未 定	2,500	供用済
	20	街区公園 12	未 定	102	計画
	21	街区公園 13	未 定	102	計画
都市公園 計				196,779	

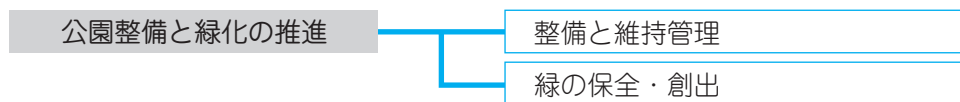
資料：都市計画課(平成19年12月1日現在)

基本方針

- 緑豊かな生活空間の形成を計画的に進めます。
- 既存の公園・緑地の充実を図るとともに、新たな公園・緑地の整備を推進し、快適さと豊かさを実感できるまちづくりに取り組みます。
- 緑地空間の適正な維持管理に努め、地域住民の協力による清掃や管理を促進します。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
都市公園面積	7.74ha	19.68ha	みらい平駅周辺地区内の公園整備に係る調整・移管を進め、都市公園面積の増加を目標とします。
公共施設里親制度登録団体の数	4 団体	7 団体	公園や公共施設の管理を地域で行う公共施設里親制度の利用団体の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【公園整備と緑化の推進】

■整備と維持管理

- 自然に親しめる公園，安心して子どもが遊べる公園，災害時の避難場所の拠点となるような公園など，市民ニーズに対応した，みんなに親しまれる公園づくりを目指します。
- 市民の理解と協力を得ながら，市民参加型の公園・緑地の維持管理を検討します。
- 公共施設里親制度については，ボランティア団体等が道路・公園などの公共施設の除草・ごみ拾いなどを安全に滞りなくできるよう，活動に必要な支援や連絡調整を行います。

■緑の保全・創出

- 本市の公園・緑地の総合的な指針となる緑の基本計画の策定を検討します。
- 緑豊かな生活空間を形成するため，都市公園，道路，その他公共公益施設の緑化を推進するほか，生産緑地指定制度を活用し，緑地の保全を図ります。
- 緑地の保全及び緑化の推進についての意識高揚を図るため，積極的にPR活動を行います。

消防・防災対策

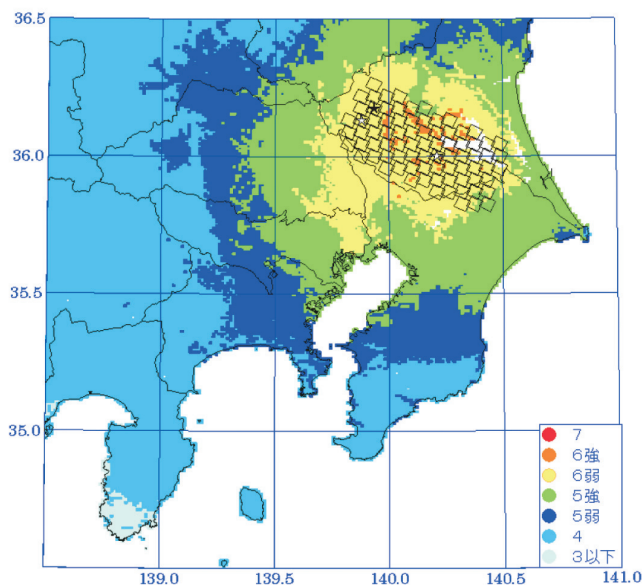
現況と課題

本市は、国の中央防災会議が策定（平成17年9月策定）した「首都直下地震対策大綱」において、茨城県南部地震（M7.3）による被害想定として、震度6弱以上の揺れが予測される区域内にあり、また、政府の地震調査委員会の発表（平成16年）によると、南関東では、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7程度、震度6程度の地震が発生すると予測されています。

これらのことを踏まえながら、災害が起こりにくい、若しくは災害が起こっても被害を最小限に食い止められる「災害に強いまちづくり」を推進していく必要があります。そのため、今後も、災害等から市民の生命、身体、財産を守り、安全な生活を確保していくためには、つくばみらい市地域防災計画などに基づいて、更なる予防体制と消防力の充実に取り組むとともに、行政・市民双方の防災体制の強化を図ることが重要です。

また、複雑多様化する救急・救助要請にこたえ、救命率の一層の向上を図るため、関係機関と連携しながら、救急・救助体制の充実・強化を推進していく必要があります。

【茨城県南部地震による震度分布】



内閣府中央防災会議では、平成15年に「首都直下地震対策専門調査会」を設置し、首都の特性を踏まえた視点から直下地震対策の検討が進められ、平成17年2月には首都直下地震に関する被害想定を公表するとともに、同年7月には被害想定に基づく地震防災対策について報告がなされました。「首都直下地震対策大綱」は、この被害想定をもとに、平成17年9月に策定され、首都中枢機能の継続性確保や膨大な被害への対応について、予防対策から応急・復旧・復興対策に至るまで各主体が行うべき対策を明確化したものです。

左図は、同調査会の報告において18の震源について検証されたもののうち、茨城県南部地震（M7.3）の震度分布を示したもので、つくばみらい市は震度6弱以上の地震が発生すると予測されています。

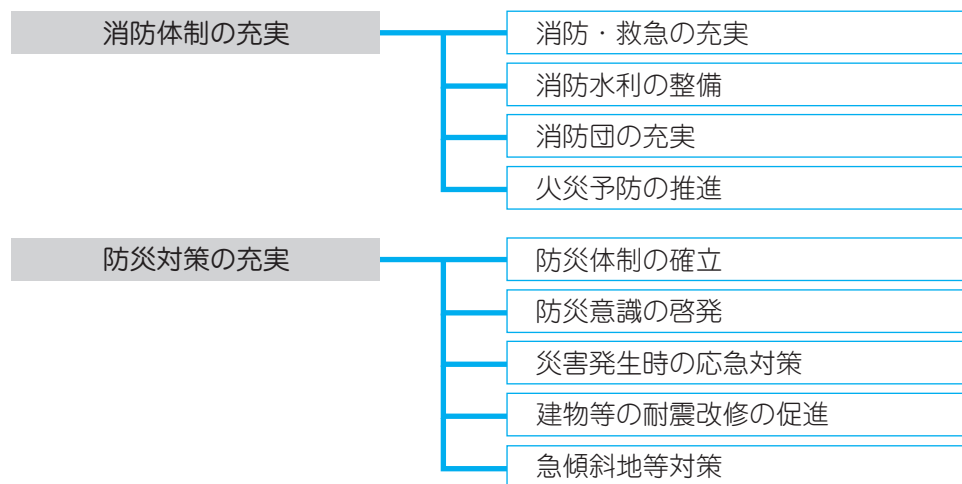
資料：内閣府中央防災会議「首都直下地震 被害想定」より

基本方針

- 市民生活の安全確保と被害の軽減を図るため、更なる防火体制と消防力の充実に努めます。
- 多様化する救急・救助要請に対応できるよう、関係機関と連携し、救命率の向上に努めます。
- 市民の生命や財産を守り、安心して住めるまちづくりを進めるため、つくばみらい市地域防災計画に基づき、施設の防災機能の強化やライフラインの確保、防災体制の強化・充実に努めます。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
自動体外式除細動器 (AED) 設置数	10 施設	27 施設	救命率の向上を図るため、市内の小・中学校及び公民館など、公共施設における AED 設置数の増加を目標とします。
自主防災組織数	44 組織	54 組織	災害時等における被害の軽減を図るため、自主防災組織数の増加を目標とします。
建築物の耐震化率	—	90.0% (H27 年度)	災害被害の減少を図るため、一般住宅や利用者の多い建築物の耐震化率の向上を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【消防体制の充実】

■ 消防・救急の充実

- 市民の生命と財産を火災から守るため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の充実を促進し、また、応援協定により近隣消防機関と連携を深め、消防体制の更なる充実に努めます。
- 複雑多様化する救急・救助要請に対応するため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部と連携を図りながら、救急・救助体制の充実強化に努めます。

- 公共施設等への AED 設置の普及に向けた取組を行うとともに、一般市民を対象とした講習会の開催を促進することなどにより、救命効果の一層の向上を図ります。

■消防水利の整備

- 既存の消防水利の維持管理に努めるとともに、消防法による整備基準に基づきながら、防火水槽、消化栓等の施設整備を進めます。

■消防団の充実

- 消防団員の確保や団員の出動体制を考慮した組織づくりを行うとともに、団員の資質の向上に努めます。
- 災害に対し即座に対応できるよう、消防団・分団の体制強化を図ります。また、消防関係機関との連携を深めます。

■火災予防の推進

- 市民一人ひとりの防火意識の高揚と防火知識の普及を促進し、火災予防体制の強化・充実を図ります。
- 自主防災組織の育成に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯協調を促します。

【防災対策の充実】

■防災体制の確立

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、全世帯に配布します。
- 災害等が発生した際に、職員一人ひとりが自分の役割を十分理解し、迅速かつ的確な行動がとれるよう職員初動マニュアルを策定します。また、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な防災訓練を実施します。

■防災意識の啓発

- 自主防災組織の必要性を啓発していくとともに、活動支援を行い、組織づくりを進めます。
- 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結び付けるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。

■災害発生時の応急対策

- つくばみらい市地域防災計画に基づき、災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- 広域防災活動拠点である県南総合防災センターと連携を図り、防災対策を進めます。

■建物等の耐震改修の促進

- 災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路、橋りょうの整備に努め、公共建築物などの耐震性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害時におけるライフラインを確保するため、上水道施設、下水道施設の耐震化を進めます。また、電力、通信、都市ガス、公共交通機関等の各事業者に、施設の耐震性の向上を働きかけるとともに、災害時におけるサービスの継続性についても働きかけを行います。

- 耐震性が不十分と推測される市内の住宅の耐震化率を引き上げるため、耐震改修促進計画を策定し、耐震化の促進を図ります。

■急傾斜地等対策

- 地震・豪雨等による土砂災害等の未然防止を図るため、急傾斜地崩壊・地すべり等の危険区域指定箇所について実態を把握し、防災面から適切な指導を行うとともに、その対策を講じることにより、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。



ポンプ操法競技大会の様子



水防訓練の様子

防犯・交通安全対策

現況と課題

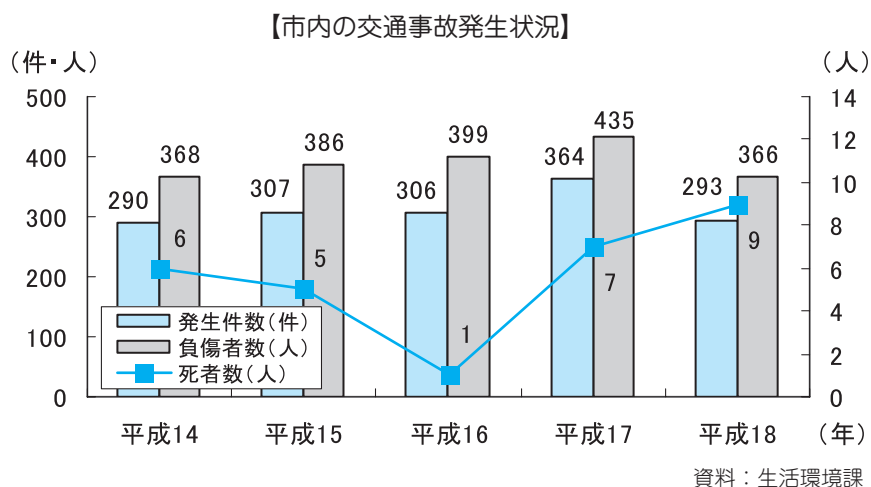
都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、犯罪や交通事故も複雑多様化しているため、それらの危険から市民を守り、暮らしの安全を確保するための基盤を整備する必要があります。

本市においても、都市化が進展する中、空き巣・車上荒らしなどの犯罪件数が増加しています。地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりを進めていくことが重要です。

今後は、市民一人ひとりの防犯意識と、市民間の連帯意識の高揚を図るとともに、市民、行政などの関係機関や団体が連携して、地域における防犯活動をより一層効果的に展開していく必要があります。また、市民が犯罪に遭わないための知識の普及に努めるとともに、防犯団体等を育成し、防犯体制を強化していくことも必要です。

また、本市における交通事故の発生件数は近年増加傾向にあります。その主な事故パターンは、抜け道的に利用する見通しのよい交差点での出会い頭の衝突事故であり、死亡事故につながるケースもあります。そのため、標識の設置や路面表示の設置に努めているほか、乳幼児にはチャイルドシート装着の徹底、小・中学生には交通安全教室、交通少年団の体験教室を実施するなど、事故防止、交通安全の啓発に努めています。また、高校生には、バイクの乗り方の指導や、交通安全運動キャンペーン活動を実施することで、交通安全への意識を高めるなどの取組をしています。

今後も交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールや交通マナーの遵守を推進していく必要があります。

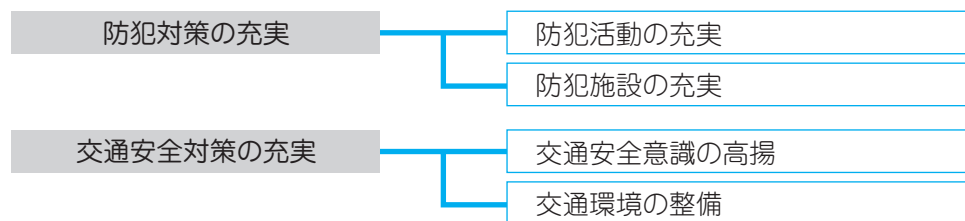


基本方針

- 安全で安心のできる住み良い地域社会の実現を目指し、地域における防犯活動などを通じて防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の充実を促進しながら、防犯体制の強化に努めます。
- 交通事故のない安全な都市を目指すため、交通ルールの遵守など交通安全意識の啓発に努めるとともに、安全な道路環境づくりに向けた交通安全施設の整備を進めます。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
防犯協会・地域ボランティア組織の活動者数	120人	170人	防犯体制の強化を図るため、防犯活動組織の活動者数の増加を目標とします。
交通事故により死亡する人の数	6人 (H18年度)	0人	交通安全意識の啓発を図り、交通事故により死亡する人をゼロとすることを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【防犯対策の充実】

■防犯活動の充実

- 警察などの関係機関と連携しながら、地域安全パトロールや各種広報活動を支援します。
- 低年齢化する犯罪に対応するため、青少年非行の予防、啓発活動を充実します。
- 地域力をいかした防犯体制を強化するため、自主的な防犯組織の立ち上げとその活動の支援を図ります。また、市民間や市民と企業との相互協力による「こども110番の家」等の設置支援など、効果的な防犯活動を推進します。
- 常総地区防犯協会伊奈支部・谷和原支部を中心とした防犯組織の育成強化に努めます。
- 悪質な訪問販売や催眠商法、巧妙化する振り込め詐欺、架空請求などから消費者を保護するため、犯罪被害防止のための広報や消費者相談の充実に努めます。

■防犯施設の充実

- 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、市民の理解と協力のもと防犯灯の設置と適切な維持管理を図ります。

- 公園など多くの市民が利用する公共的施設については、防犯上の視点にも配慮した施設の整備に努めます。
- 防犯体制を強化するため、交番の新設やパトロールの強化など関係機関に強く要請していきます。

【交通安全対策の充実】

■交通安全意識の高揚

- 関係機関、交通安全組織などとの連携を図りながら、学校、職場、地域など様々な場所や機会を通じて、年代に応じた適切な交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、各種交通安全行事を通じて、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。
- 常総地区交通安全協会伊奈支部・谷和原支部、交通安全母の会伊奈支部・谷和原支部等を中心とした交通安全組織の育成強化に努めます。
- 県民交通災害共済への加入を促進することにより、交通事故の被害者などに対する援助対策に努めます。

■交通環境の整備

- 交通の安全と円滑化を推進するため、道路反射鏡、警戒標識、路面表示等の計画的な整備に努めるとともに、信号機の改善・設置などについても関係機関に要請し、交通安全施設の整備拡充に努めます。
- 歩行者や高齢者、障害者などの交通弱者の安全確保のため、歩道の段差解消、点字ブロックの整備などを進めるとともに、通学路を始めとする生活道路の改良を推進し、交通安全環境の向上を図ります。



秋の全国交通安全運動の様子

上水道の整備

現況と課題

水道事業は、飲料水の供給を通じ健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える基盤として重要な役割を果たしています。

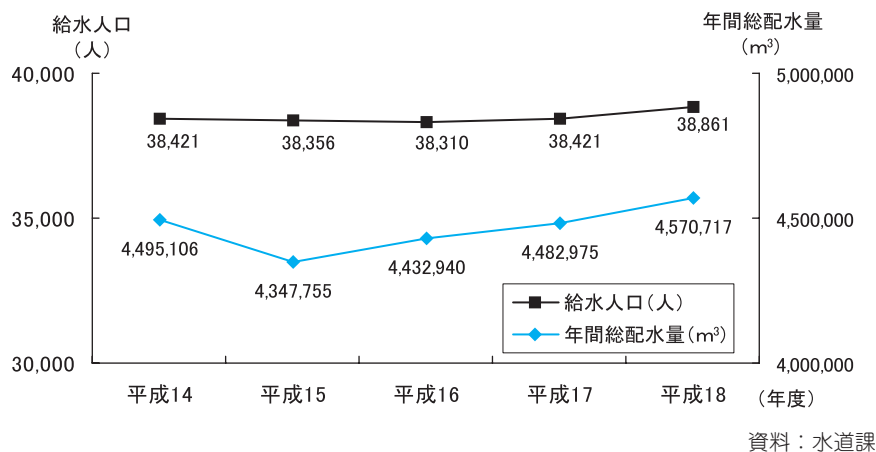
本市では、合併前の旧伊奈町（第5次拡張事業）と旧谷和原村（第3次拡張事業）の基本計画に基づき、平成19年3月につくばみらい市水道事業総合基本計画として見直しを図り、施設の整備を進めています。

本市の水道施設は、一部で老朽化が進行している施設があるため、計画的かつ効率的な更新を図り、安心して安定的な水の供給を維持する必要があります。同時に、近年、水源を取り巻く環境の悪化に伴って、顕在化しつつある水質問題への対応や、地震や渇水などの非常時にも対応できる災害に強い施設づくりを進めていくことも求められています。

また、つくばエクスプレスの開業に伴う人口増加により、今後も水需要の増加が予想されることから、計画的に水道施設の整備を進め、安定給水の確保と安全でおいしい水の供給に努める必要があります。

さらに、有収率・料金収納率の向上に努めながら、経営の効率化と健全財政の確立を図り、より質の高い給水サービスを提供していく必要があります。

【給水人口及び年間総配水量の推移】

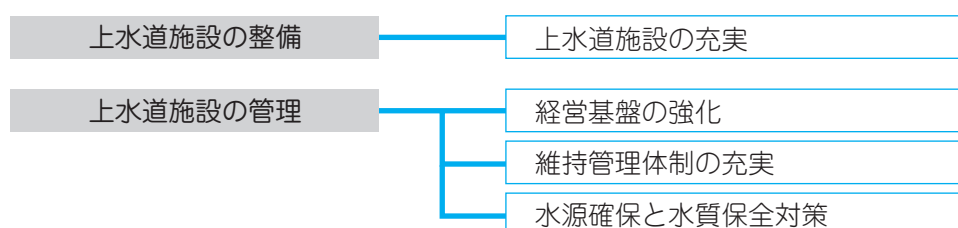


基本方針

- つくばみらい市水道事業総合基本計画に基づき、人口増加による水需要の増加や施設の老朽化に適切に対応しながら、水道事業統合の検討や計画的、効率的な上水道施設の整備・更新を図ります。
- 経営の効率化と健全財政の確立を図り経営の健全化に努めます。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
上水道有収率	84.4% (H18 年度)	87.3%	老朽管の更新整備等により水の安定給水を図るため、有収率の向上を目標とします。
上水道普及率	95.0% (H18 年度)	96.8%	施設の新設によって上水道普及率の向上を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【上水道施設の整備】

■上水道施設の充実

- みらい平駅周辺地区の配水施設について、県と調整を図りながら、計画的に整備を進めます。
- 大地震の災害時においても、市民生活の要である水道水の供給を図れるよう、耐震管の整備を進めます。

【上水道施設の管理】

■経営基盤の強化

- 水道事業運営の安定を図るため、適正な料金体系の維持に努めます。
- 水道使用量検針から水道料金徴収までの業務の合理化や効率化を図りながら、料金収納率の向上に努めます。

■維持管理体制の充実

- 既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化施設について、計画的・効率的な更新を図ります。
- 管路情報管理の整備を進め、維持管理体制の充実に努めます。

■水源確保と水質保全対策

- 県西広域水道用水供給事業との連携を図りながら、増加する水需要に対応する水源の確保に努めます。
- 市民が安心して上水道を利用できるよう、水質保全に努めます。
- 広域的に取り組む事業については、関係自治体等と連携し、安定した水の供給に努めます。

公共下水道・農業集落排水施設等の整備

現況と課題

下水道は、生活環境の向上や降雨による浸水防除、河川等の公共用水域の水質保全など、市民の快適な生活環境の創出を図る基幹施設です。

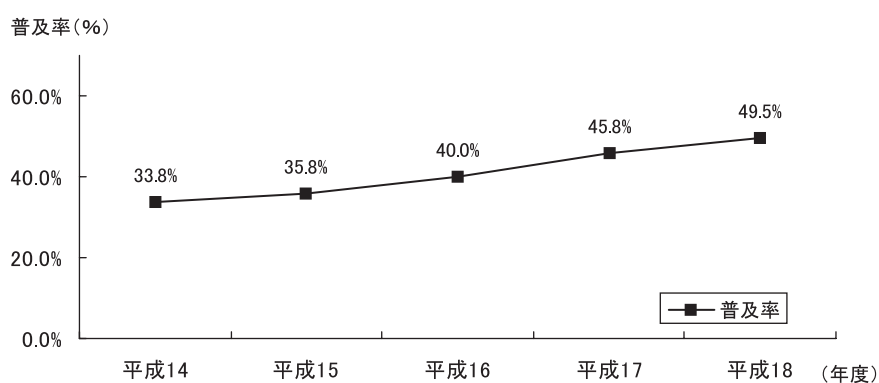
本市における公共下水道は、旧谷和原・伊奈下水道組合で事業を進めていた事業認可計画区域679.6haと、取手地方広域下水道組合で事業を進めている事業認可計画区域282.7haがあり、それらを順次整備しています。本市の公共下水道の普及率は、平成18年度末で49.5%にとどまっており、平成17年度末における茨城県平均普及率50.5%、全国平均普及率69.3%を下回る状況にあります。

また、本市における農業集落排水事業は、平成19年度末で7地区が事業完了となります。農業集落排水の水洗化率は平成18年度末で71.6%、コミュニティ・プラント事業の水洗化率は平成18年度末で79.1%となっています。

合併処理浄化槽に関しては、設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するなど、普及促進に努めており、合併処理浄化槽の設置及び補助金申請は、年々増加傾向にある状況です。

今後も、公共下水道供用開始区域の水洗化の普及啓発を積極的に進めるとともに、あわせて、農業集落排水事業の早期供用や、合併処理浄化槽の普及に取り組みながら、水洗化率の向上を図る必要があります。

【公共下水道普及率の推移】



※データは、本市下水道課の事業と取手地方広域下水道組合の旧伊奈町分事業を合算した数値

資料：下水道課

下水道事業管内図



凡例

公共下水道区域

- つくばみらい市 全体計画区域
- つくばみらい市 認可区域
- 取手地方広域下水道組合 全体計画区域
- 取手地方広域下水道組合 認可区域

農業集落排水事業区域

- 実施区域
- 計画区域

コミュニティ・プラント区域

- 実施区域

- 処理場
- 河川
- 市町村界

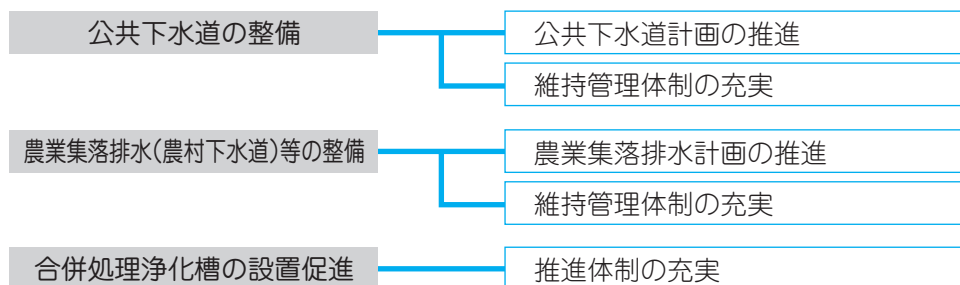
平成19年12月1日現在

基本方針

- 快適な生活環境を創出し、公共用水域の水質保全と浸水被害の防止・解消を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業などを計画的に進めます。
- 施設を適切に維持管理するとともに、老朽化した施設の改築・修繕等を計画的に進めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
公共下水道普及率	49.5% (H18年度)	60.0%	生活環境の向上を図るため、公共下水道の普及率向上を目標とします。
農業集落排水、コミュニティ・プラント事業による水洗化率	74.3% (H18年度)	79.3%	農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の安定的運営のため、水洗化率の向上を目標とします。
合併処理浄化槽設置基数	26基 (H18年度)	130基	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置普及を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【公共下水道の整備】

■公共下水道計画の推進

- 事業認可計画区域の下水道整備を引き続き推進しながら、一層の加入促進を図り、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めます。
- 事業認可計画区域の拡大を検討するとともに、みらい平駅周辺地区の人口増加に伴い処理場増設を検討します。

■維持管理体制の充実

- 公共下水道供用開始区域内の水洗化を速やかに促進するため、広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、戸別訪問指導等により市民意識の高揚を図ります。
- 公共下水道使用料金については、水道使用料と連携した通知・戸別訪問を実施し、徴収率の向上を図ります。
- 下水道台帳のデータを一元化して定期的な調査を行い管路修繕等に活用していきます。
- 水質管理を定期的実施し、水質保全に努めます。

【農業集落排水(農村下水道)等の整備】

■農業集落排水計画の推進

- 農業集落地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため、農業集落排水施設を公共下水道整備との整合を図りながら計画的に整備します。

■維持管理体制の充実

- 施設の適切な維持管理を行い、衛生的な環境の保持に努めます。

【合併処理浄化槽の設置促進】

■推進体制の充実

- 公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント事業認可区域外の地域について、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに補助制度の確立に努めます。
- 浄化槽設置者に対しては、適正な維持管理を促すために、広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を図ります。

ごみ処理対策

現況と課題

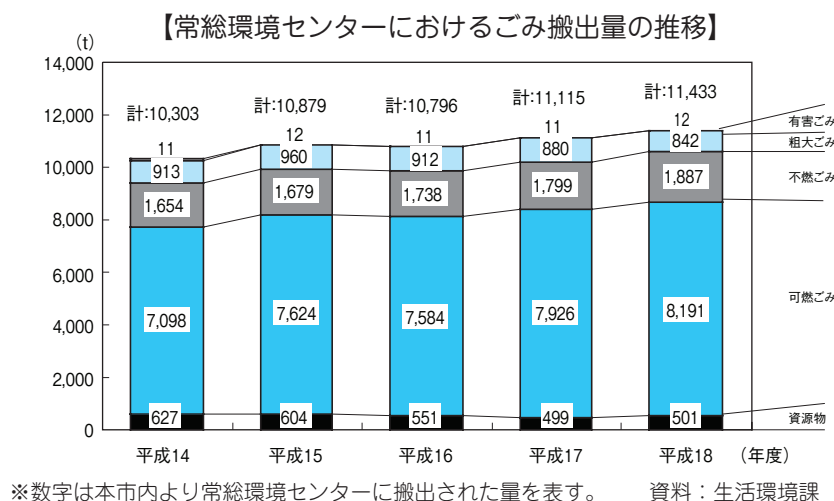
人々が将来にわたって健康で安全な暮らしを営むためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を図っていく必要があり、そのためには、これまでの生活様式を見直すとともに、環境への負荷の少ない社会を実現していくことが求められています。

本市においても、廃棄物の減量化・資源化、有効利用、廃棄物行政の効率化等の課題を解決するために、本市の現状を踏まえたつくばみらい市環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画を策定し、長期的展望のもとに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいます。

本市の一人1日当たりのごみ収集量は、平成16年の数値では、全国平均の7割、茨城県平均の8割程度と、大きく下回っていますが、経年の推移を見ると、全国的に減少しているのに対し、本市は増加傾向にあります。

また、全体のごみの量についても、本市のごみ発生量は年々増加する傾向にあり、過去5年間で家庭系のごみが約2.5%増加、事業系ごみは約54.7%の増加となっています。今後、みらい平駅周辺地区の整備などに伴い、さらにごみ量が増加することが予想されるため、市民全員がごみ出しのルールを守り、資源ごみの分別を徹底することなどにより、排出するごみ量を減少させていく必要があります。

また、本市では、し尿（生活雑排水を含む。）について、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント事業により対応しています。平成17年度末現在の生活排水処理人口は28,449人で、普及率は68.9%です。残りの31.1%は、単独浄化槽処理とし尿のくみ取りにより処理しています。今後公共下水道等の普及により、し尿及び浄化槽汚泥については処理量が減少すると予想されますが、量にかかわらず収集できる体制を維持することが今後の課題です。

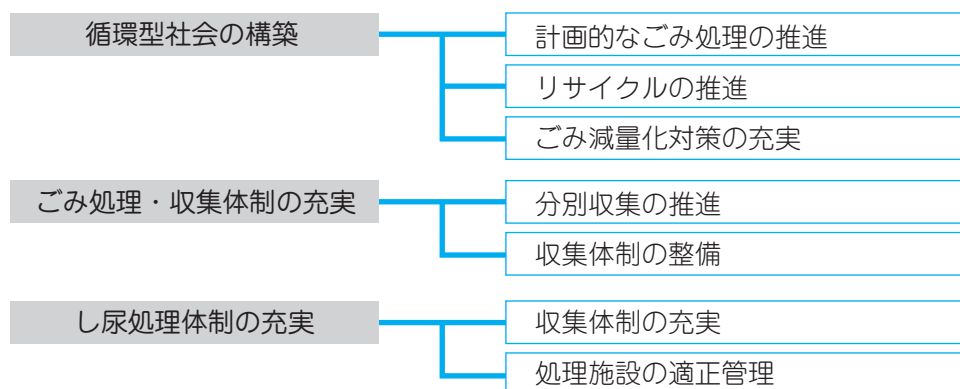


基本方針

- ごみの再資源化や減量化，また資源の有効利用などに市民と協働して取り組むことにより，持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- ごみの排出・収集を効率的に進めるとともに，増大する排出量に見合う収集体制の更なる充実を図ります。
- し尿処理については，効率的なし尿の収集・処理体制の整備に努めるとともに，処理施設の適正な運営を支援します。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
資源物回収量	517 t (H18 年度)	700 t	リサイクルの推進を図るため，資源物回収量の増加を目標とします。
市民一人当たりごみの排出量	290kg/ 年 (H18 年度)	180kg/ 年	ごみ減量化を目指し，家庭から排出される1年間のごみの量の減少を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【循環型社会の構築】

■計画的なごみ処理の推進

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき，一般廃棄物の適正な処理を行い，環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため，市民，事業者，市が密接に連携してその計画の推進に努めます。

■リサイクルの推進

- リサイクル活動情報の提供や，生ごみ処理機の購入費補助制度の活用などにより，資源のリサイクルを推進していきます。
- 資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため，資源物に対する市民の意識向上に努めるとともに，資源物を積極的に回収する団体への支援を行います。
- 定期的にごみ処理施設やリサイクル施設の見学会などを実施し，ごみ問題への意

識を高めます。

■ごみ減量化対策の充実

- 家庭から排出されるごみの分別収集の徹底を図り、市民のごみ減量化への取組を促進します。
- 生ごみの減量化を図るため、関係機関と連携し、市民の協力を得ながら生ごみたい肥化試験を実施します。
- 事業系ごみの減量化を図るため、事業者への協力を呼びかけるとともに、企業のリサイクル活動を奨励するほか、より効果的な取組方法を検討します。
- 市民・企業の理解と協力のもと、ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品などの利用や適正包装などの取組を促進します。

【ごみ処理・収集体制の充実】

■分別収集の推進

- 常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターのごみ処理施設の更新（平成 23 年度予定）に伴い、一般廃棄物の分別方法が 5 種 16 分別となることから、分別の手引を作成するとともに、ごみ収集カレンダーや広報等により市民に対してごみの適正な分別排出を周知します。
- 集積所においては、違反シールを活用し、誤った排出の防止を図ります。

■収集体制の整備

- ごみ処理経費の増大に対応するとともに、本市の地域特性に適した収集・運搬など、効率的なごみ収集体制の確立を図ります。
- 資源物に「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」が新たに加わるため、収集体制の見直しを実施し、その周知に努めます。
- 粗大ごみの個別収集方式や有料化により、排出削減、公平な費用の分担などを考慮していきます。

【し尿処理体制の充実】

■収集体制の充実

- 下水道の普及率や浄化槽の普及状況などを勘案しながら、減少するし尿処理量に適正に対応した効率的な収集体制を確保していきます。
- し尿の適正処理を図るため、処理施設の適正管理に努めます。

■処理施設の適正管理

- し尿の万全な処理体制を維持するため、施設・設備等の老朽化の進行状況に合わせて、適切な整備を進めます。

住宅環境対策

現況と課題

本市は、合併前の旧伊奈町と旧谷和原村のそれぞれで、平成16年8月に伊奈・谷和原丘陵部地区において地区計画を決定しているほか、旧谷和原村で、昭和61年8月に小絹地区(絹の台)の地区計画を決定し、良好なまちづくりを進めています。

また、都市計画法の改正により区域指定制度が創設され、茨城県条例の施行により、旧谷和原村において、平成16年6月から区域指定の区域が決定し、開発行為等に関しては指導要綱を定め、秩序ある開発により良好な居住環境の整備を図っています。

本市の市街化区域には、宅地化を推進すべき未利用地が残されていることから、都市基盤整備の推進を図ることで無秩序な開発を防止するとともに、景観等に配慮した良好な住宅供給の促進を図っていく必要があります。また、市街化調整区域においては、緑や優良農地を保全し、周辺の集落との調和を大切にしながら、計画的な土地利用を推進することが重要です。

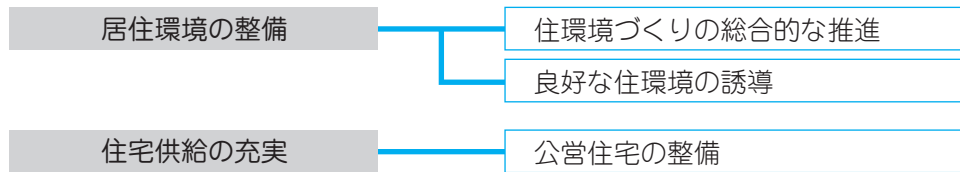
また、本市の市営住宅は、昭和42年から昭和44年にかけて建築した木造平屋建て47棟、平成元年から平成5年に建築した鉄筋コンクリート造り3階建て7棟54戸の計101戸あります。現在、市営住宅のうち、木造平屋建てについては、かなりの老朽化が進んでおり、耐震性にも不安があるため、修繕等が必要になっている状況です。

基本方針

- 多様な市民のニーズに応じた質の高い住宅・宅地の供給を推進するとともに、高齢者・障害者に配慮した住宅の供給、防災や環境と調和した安全で快適な住環境の整備に努めます。また、都市計画と連携しながら、地域の特性に応じた適切な整備手法による住宅・住環境の整備を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
市営住宅の火災報知機設置件数	54戸	101戸	安全な市営住宅を目指し、すべての市営住宅における火災報知機の設置を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【居住環境の整備】

■住環境づくりの総合的な推進

- 総合的・効果的な住宅政策を推進します。
- 良好な住環境の形成を図るため、住宅地の開発に対しては、開発許可制度や宅地開発指導要綱に基づく適切な規制と誘導に努めます。
- 高齢者や障害者に配慮した住環境の整備を図るとともに、建築物の耐震化やバリアフリー化を促進し、安全な住環境の整備に努めます。
- 開発行為等については、開発事業の適正な施行を指導し、秩序ある開発により良好な住環境の誘導に努めます。
- 区域指定制度により、集落の活性化と地域コミュニティの充実により市街化調整区域人口の減少に歯止めをかけ、集落のまとまりや日常生活圏の維持を図ります。
- 市民の多様なニーズに対応しながら、優良な民間住宅の情報提供に努めます。

■良好な住環境の誘導

- 地域特性をいかした良好な住環境の形成を図るため、地区住民の合意と協力を得ながら、地区計画制度や建築協定、緑地協定の活用などにより、住宅の改善・整備を促進します。

【住宅供給の充実】

■公営住宅の整備

- 安全で安心できる建築物と良好な居住空間を確保するため、老朽化の進む市営住宅の維持・補修を進めます。

第3章

やさしさとやすらぎがあふれるまち

(保健・医療・福祉の充実)

前期基本計画

第1節	高齢者福祉	82
第2節	障害者福祉	86
第3節	子育て支援	90
第4節	地域福祉	94
第5節	社会保障	98
第6節	健康づくり	102
第7節	医療	104



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

高齢者福祉

現況と課題

本市の高齢化率は、平成12年10月で16.1％、平成17年10月には19.2％となっていますが、戦後の団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が65歳以上となる平成27年には25％を超え、人口の約4人に1人が高齢者という社会が予測されます。また、ひとり暮らし高齢者世帯も平成15年の393世帯から確実に増加している状況です。

本市では、平成18年3月に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域において自立した生活が継続できるよう、各種事業等を展開しています。

また、平成18年4月に介護保険法が改正され、従来からの老人保健事業と福祉サービスの一部を統合した「地域支援事業」が新設されました。地域支援事業は、高齢者の自立した地域生活を支えるための介護予防事業、包括的支援事業、地域の実情に応じて実施する事業の、大きく3つの事業で構成されていますが、今後も更なる事業内容の充実が求められています。

今後の急速な高齢化の進展、特に、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想され、今後、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、社会の一員として自立した生活を送るためには、在宅を基本とした各種サービスの提供はもとより、できる限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防と生活支援の充実が一層重要となっています。

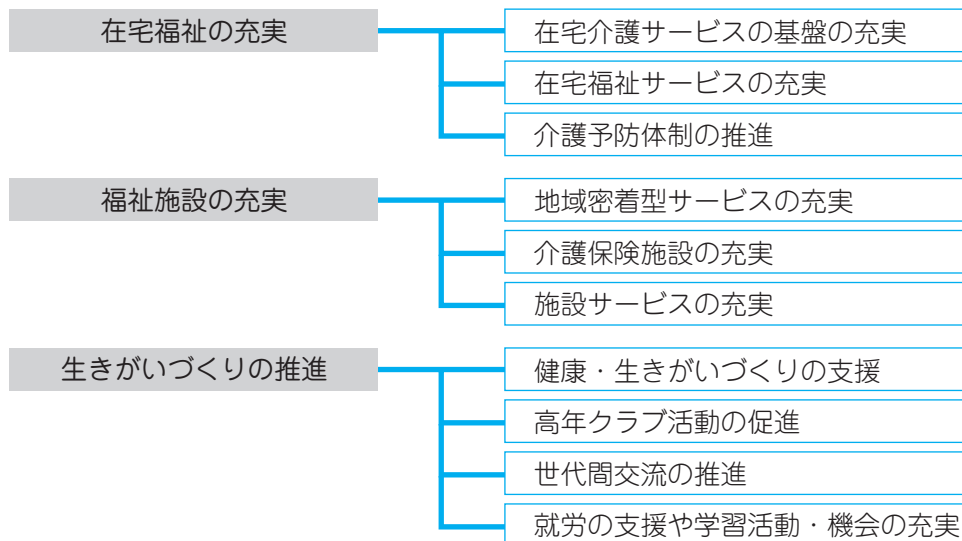
また、介護や支援を必要としない高齢者に対して、高齢者一人ひとりが生きがいの持てる環境を整備するため、本市では、社団法人つくばみらい市シルバー人材センターにおいて定年退職後における就労の場の提供を図っているほか、高年クラブ活動など高齢者同士の交流や社会参加活動に対して支援を行っています。今後も、高齢者が地域社会の中で孤立することなく生きがいを持って充実した生活を送れるよう、ボランティア活動や各種自主的活動を支援していくことが重要です。

基本方針

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自立した暮らしが維持できるよう介護予防や生活支援サービスの充実に努めます。また、ひとり暮らし高齢者の不安を軽減し、地域において心のふれあいと社会参加を促進します。
- 高齢者の病気の重度化予防や認知症予防のため、健康意識の醸成や健（検）診の受診などを促進し、高齢期の健康確保に努めます。
- 高齢者の様々な社会活動や社会参加の機会と場の充実に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
特定高齢者介護予防教室の参加者数	11人/年 (H18年度)	50人/年	要介護認定者の抑制を図るため、介護予防教室の参加者数の増加を目標とします。
一般高齢者介護予防出前講座開催回数	2回/年 (H18年度)	12回/年	65歳以上の一般高齢者を対象とした介護予防の基本的な知識の普及と啓発の機会の増加を目標とします。
地域密着型サービス施設数	8事業所	13事業所	自立した生活を住み慣れた地域において営めるよう、地域密着型サービスを提供する施設数の増加を図ることを目標とします。
高年クラブ会員数	1,152人 (H18年度)	1,300人	高齢者の生活を豊かにするため、高年クラブ会員数の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【在宅福祉の充実】

■在宅介護サービスの基盤の充実

- 家族の介護負担の軽減を図るため、散髪サービスや移送サービスの支援などを実施し、介護する家族等を多方面から支援します。
- 在宅介護をする家族の身体的、精神的及び経済的な負担軽減のため、相談窓口の機能強化や情報の提供に努めるとともに、地域の中で活動している民生委員・児童委員などとの連携により、相談体制の充実を図ります。

■在宅福祉サービスの充実

- 介護保険で「要支援」又は「要介護」に該当しないと判定された高齢者が、地域社会において快適な生活を送ることができるよう、各種ニーズに対応しながら柔軟なホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施し、在宅での生活を支援し

ます。

- 在宅での高齢者やその家族等が、保健・医療・福祉の各サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう、地域包括支援センターを核とした相談・支援・連絡体制の充実とともに、介護サービスを必要とする高齢者やその家族に最も適した在宅介護サービスの提供に努めます。
- ひとり暮らし高齢者に対し、地域の民生委員・児童委員の協力のもとに、地域での見守り、定期的な安否確認や地域情報・行政情報の提供を行います。また、急病など緊急時の不安の軽減に努めます。
- 高齢者の健康保持のための栄養バランスのとれた食やサービスの提供を行います。

■介護予防体制の推進

- 高齢者の健康を確保するため、介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催し、介護予防に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指します。
- 地域の集会場等において、介護予防に関するパンフレット等の配布や出前講座を実施し、高齢者の生活機能の維持・向上のため介護予防に関する知識の普及・啓発活動を推進します。
- 高齢者の基本健康診査の結果や関係機関からの連絡、訪問活動による実態把握、家族等からの連絡など多様な方法により、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な高齢者（特定高齢者）を把握し、介護予防のための事業を実施することにより自立した生活の支援に努めます。

【福祉施設の充実】

■地域密着型サービスの充実

- 介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう支える重要なサービスとして地域密着型サービスを位置付け、日常生活圏域ごとにサービス事業者の参入促進を図り、サービス体制の確保に努めます。

■介護保険施設の充実

- 介護重度層の推移を見据え、適切な介護老人福祉施設の整備を計画的に進めます。

■施設サービスの充実

- 高齢者の医学的療法、機能回復訓練のため、医療施設などへの通院・通所にかかる交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図ります。

【生きがいつくりの推進】

■健康・生きがいつくりの支援

- 高齢者の健康づくりと生きがいつくりを支援するため、多様な地域活動を推進するとともに、高齢者が健康で心豊かに過ごせる地域社会づくりに努めます。

■高年クラブ活動の促進

- ボランティア活動やサークル活動など、様々な活動への参加機会の充実を図ります。
- 高齢者の多様な学習やスポーツのニーズに対応するため、よつわ大学などの生涯学習機会の充実や高齢者が参加できるスポーツなどの普及啓発に努めます。

■世代間交流の推進

- 高齢者と子どもの交流機会づくりのため、高齢者の知識と経験をいかした世代間交流を図り、高齢者の生きがいを推進します。
- 「きらくやまふれあいの丘」や「ふれあいセンター」など地域住民の身近な学習と交流の場となっている施設については、あらゆる活動の拠点としての利用促進に努めます。

■就労の支援や学習活動・機会の充実

- 高齢者が自己の経験や能力をいかし、積極的に社会参加ができる地域づくりを促進します。
- 高齢化社会における就労の機会と雇用の促進を図るとともに、シルバー人材センターの充実を促進します。
- 高齢者の自己啓発や日常生活の向上を目指した自主的な学習活動の機会を拡充します。



物づくり体験活動の様子

障害者福祉

現況と課題

近年、高齢化の進展や生活習慣病の増加を背景に、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化が進んでいます。また、社会的ストレスの増大等に伴い、精神障害者のみならず、多種多様な心の病を持つ人が増加する傾向にあります。

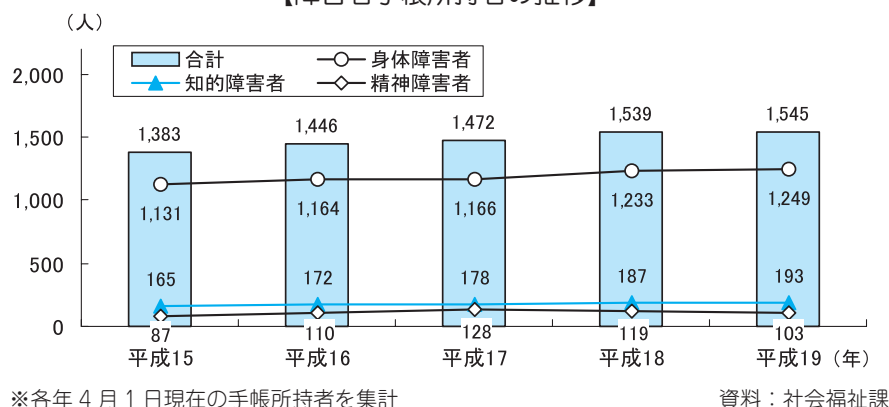
こうした状況の中、本市では、平成17年10月に成立した障害者自立支援法に基づき、障害のある人々が自立した生活を送れるよう支援する地域生活支援事業の推進を図っているほか、平成19年3月に障害福祉施策の基本的方向性と具体的な取組を明らかにした「つくばみらい市いきいきハートプラン」障害者計画・障害者福祉計画を策定し各種施策を展開しています。

本市の身体障害者手帳の所持者は、平成19年4月現在1,249人、療育手帳保持者は193人、精神障害者保健福祉手帳は103人で、人口の約3.7%が障害のある人となっています。また、身体、知的、精神すべての障害で微増傾向にあります。

今後、つくばエクスプレス沿線の開発等による人口の増加や新しいサービス事業体系への移行による在宅サービスの増加など、障害者手帳の交付やサービス等の増加が予測されています。

今後も、障害者が住み慣れた地域で社会の一員としてかわりを持ちながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、障害者の自立と社会参加を促進するための施策を総合的に展開していく必要があります。

【障害者手帳所持者の推移】

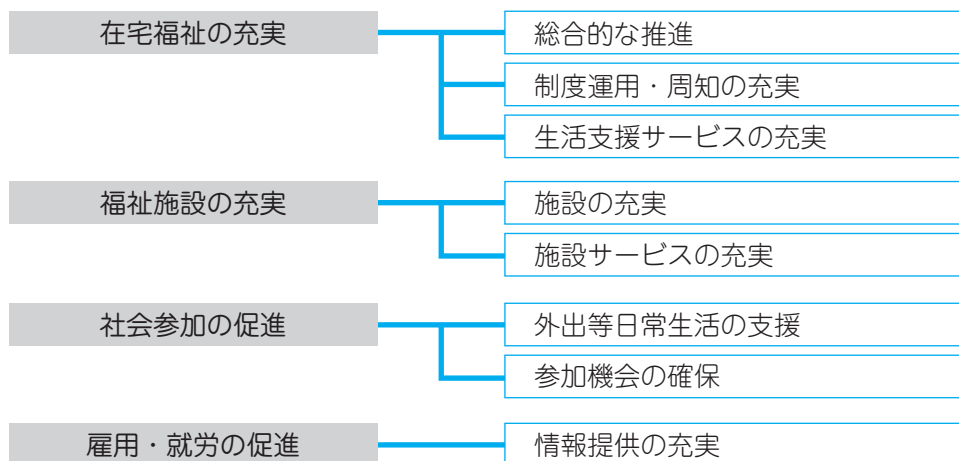


基本方針

- 障害者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図りながら、在宅生活支援の充実を図ります。
- 在宅生活が困難な重度障害者が、自立した生活を送るための生活訓練や療養の拠点となる福祉施設の充実を図りながら、一人ひとりに合った自立をサポートします。
- 障害についての理解を深め、地域活動やボランティア活動を通して支え合う地域づくりに取り組み、社会参加ができるような環境づくりを進めます。
- 障害者雇用の啓発に努めながら、障害のある人の就労促進を図るための相談体制やあっせん活動を強化し、企業などでの雇用を促進します。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
障害福祉サービス利用者数	106人/月 (H18年度)	188人/月	ホームヘルプサービスなど在宅生活を支えるサービスの利用者数の増加を目標とします。
障害者スポーツ大会の参加者数	70人	100人	地域身体障害者スポーツ大会、県主催のスポーツ大会等への参加者増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【在宅福祉の充実】

■総合的な推進

- 「つくばみらい市いきいきハートプラン」障害者計画・障害者福祉計画に基づき、年度ごとにその達成状況を点検評価し、体系的な障害者福祉施策を推進します。

■制度運用・周知の充実

- 障害者自立支援法への移行を踏まえ、制度について周知を図ります。
- 障害のある人やその保護者を対象に、国・県・市などで行う年金や手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免等、経済的な負担軽減を図り、暮らしの安定を支援します。

■生活支援サービスの充実

- 日常生活上の便宜を図るため、障害の特性に応じた補装具や日常生活用具の給付、福祉用具・機器に関する相談・情報提供体制の充実に努めます。

【福祉施設の充実】

■施設の充実

- 障害のある人が、不便や不安を感じないような地域づくりを目指し、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- 常時介護を必要とする身体障害者・知的障害者が、入所しながら機能訓練活動、創作的活動及び生産活動を行う、住まいの場と日中活動の場を持つ施設の充実に図ります。

■施設サービスの充実

- 地域で生活する方に対しては、実情に応じて、創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動センターの機能を充実強化し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障害者施設の利用促進を図るため、情報提供を行い、事業所の継続的な運営と障害者の日中活動の場の確保に努めます。

【社会参加の促進】

■外出等日常生活の支援

- 障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
- 障害者が外出する際に、円滑な移動やコミュニケーションができるよう、障害の程度や種類に適應して、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣・養成を行うとともに、障害者のニーズに対応し NPO 等と連携を図るなど、障害者移送サービスを充実します。
- 道路や交通機関等の都市基盤や民間施設におけるバリアフリー化を進め、安全で快適な生活空間の創出に努めます。

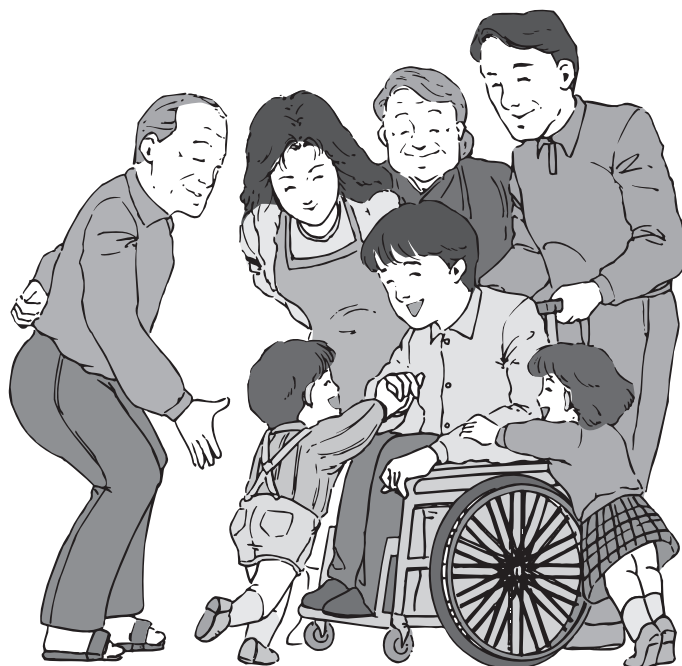
■参加機会の確保

- 在宅障害者デイサービス事業や小規模作業所などの整備・充実により、就労が困難な障害者の創作活動や機能訓練等を推進するとともに、文化活動やスポーツ活動を促し、社会参加機会の拡充及び社会復帰を支援します。

【雇用・就労の促進】

■情報提供の充実

- 障害のある人が必要とする情報のニーズを把握し、広報やホームページで迅速に分かりやすい情報提供に努めます。
- 必要なときに情報を容易に入手できるよう障害の特性に配慮し、情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。
- 福祉関係機関と労働関係機関また養護学校等の連携を強化することで、障害のある人の雇用の促進を図ります。



子育て支援

現況と課題

本市の人口に占める年少人口（15歳未満）の割合は、年々低下し、さらに出産期といわれる女性人口の減少も見られ、少子化が進む傾向にあります。また、核家族化の進行とともに、「18歳未満の児童がいる世帯」の減少や「ひとり親世帯」、「単独世帯」の増加など、世帯構成に変化が見られています。

乳幼児の健やかな育成と女性の社会進出を支える上で、大きな役割を担う保育所は、平成19年5月現在、公立6所、私立1所が整備され、保育所の入所者数は全体で516人となっており、共働き世帯の増加などにより利用者は増える傾向にあります。多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所においては通常の開所時間を超えて保育を行っており、私立保育所では、延長保育・一時保育・乳児保育・保育所地域活動事業を実施するなど、各種保育サービスの充実に努めています。

また、本市の母子保健に関する取組としては、妊娠届けを起点に妊婦・乳幼児に対して健診、相談、教室等の各事業を通し親と子の健康の維持増進を図っているほか、豊かな母性・父性の育成を目的に次世代育成を推進しています。今後も引き続き、各事業を通じて子ども達やその親の心身にわたる健康維持・増進を図ることに努めていく必要があります。さらに、転入者の増加が見込まれることから、現在の事業の体制については市民のニーズに合わせ、弾力的に見直しを図っていく必要があります。

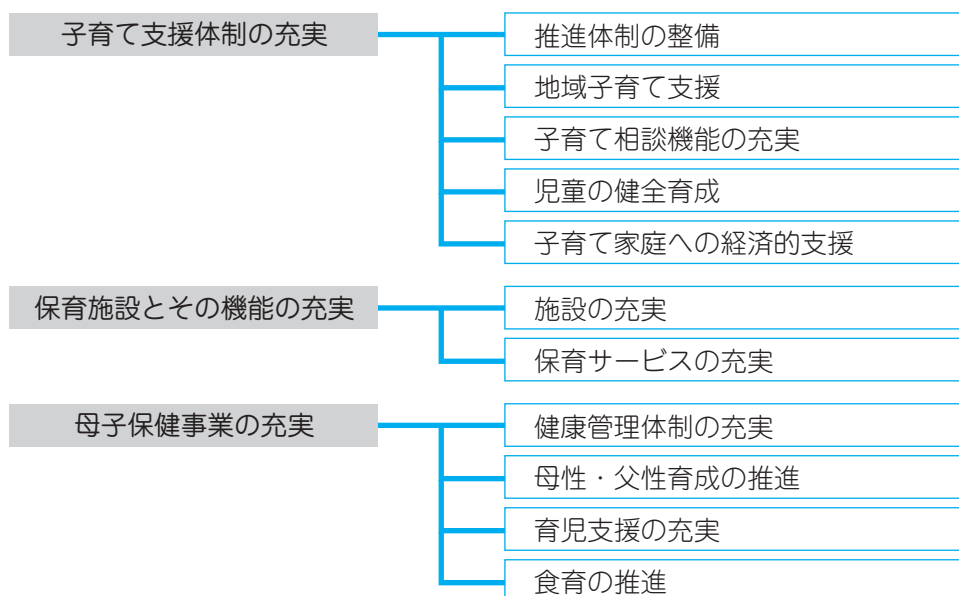
今後、人口増加と都市化の進行に伴う核家族化や共働き世帯の増大などの影響により大きく変化する時代の中で、つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画に基づき、保育所、幼稚園、学校、職場、地域社会などが、それぞれの養育機能を充実し、相互に連携して、社会全体で子育て機能の整備に取り組んでいくことが求められています。

基本方針

- 家庭での子育てや、仕事と子育ての両立、地域での子育てについて支援し、安心して子どもを生み育て、子育ての楽しさを享受できる地域の環境づくりを目指します。
- 行政の各分野、行政と市民、市民相互がそれぞれ効果的に連携しながら、地域資源を活用した地域子育て機能の再生を目指します。
- 多様化する保育ニーズを把握し、保育サービスの質とメニューの充実を図るとともに、保育ニーズに応じた保育場所の確保に努めます。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、子どもの成長に合わせた親と子の健康づくりを推進する母子保健対策を実施し、子どもと親の健康の確保を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
放課後児童クラブ数	5箇所	6箇所	子どもの居場所づくりや情報交換の場の充実に向け、放課後児童クラブ数の増加を目標とします。
特別保育事業を実施している保育所数	1箇所	2箇所	様々なニーズに合わせた保育環境づくりの充実に向け、特別保育などを実施する保育所の増加を目標とします。
新生児訪問・生後4ヶ月までの乳児全戸訪問の訪問率	47.0% (H18年度)	80.0%	安心できる子育て環境の充実に向け、訪問率の向上を図ることを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【子育て支援体制の充実】

■推進体制の整備

- 市民・関係団体・関係機関・行政等で構成する組織を設置し、連携を図りながら市民・関係団体等との協働による総合的かつ効果的な次世代育成支援地域行動計画の推進を図ります。

■地域子育て支援

- 社会福祉協議会で育児の支援を行いたい人（子育てサポーター会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となって、地域の人たちみんなで育児援助をしていく子育てサポート事業を実施し、さらに、サポート事業のより高度化と会員の拡充を図り、事業の充実を図ります。

■子育て相談機能の充実

- 身近な場所で集い、悩みを分かち合ったりできるような環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるよう、専門的なスタッフの養成と相談機会の拡充に努めます。
- 乳幼児健康診査時などの場を活用し、児童虐待防止に向けた講座の実施に努めるとともに、家庭や学校、専門家と連携を図りながら、子どもの権利を尊重し、安心して子どもが育っていけるよう、虐待防止相談体制の充実に努めます。
- 出産や育児の不安について、いつでも気軽に相談できるよう、子育て家庭等への必要な情報提供と情報提供体制の整備を進めます。

■児童の健全育成

- 小学校低学年児童の保護者が、仕事等で放課後保育できない場合に預かる放課後児童クラブについては、利用希望者の要望に対応するとともに、子どもたちの自主性を育てる環境づくりに努めます。
- 子どもが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努めます。

■子育て家庭への経済的支援

- 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子父子福祉金等の広報活動の推進を図り、支給対象者への的確な支給を行い、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。

【保育施設とその機能の充実】

■施設の充実

- 今後の児童数の推移やニーズ、地域の実情、時代の要請等必要に応じて保育所・放課後児童クラブ等の整備・充実に努めます。
- 児童の健全で豊かな心の育成を図るため、在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所児や幼稚園児との交流、育児相談などが気軽にできる子育て支援センターの整備を検討します。
- 公立保育所施設については、様々な需要に対応するため、幼稚園との一体的な整備や民営化などを推進し、地域の実情に応じた多様な施設整備や運営方法の検討を行います。

■保育サービスの充実

- 保育所の延長保育の受入れ拡大や、子育てをしている人がリフレッシュのために一時的に預けることのできる一時保育、就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応する特定保育等の充実に努めます。
- 放課後児童クラブについては、子どもの居場所づくり等と併せて対応し、児童が心地よく過ごせるような環境づくりに一層努めます。
- 保育ニーズの多様化に対応できる保育士の養成に向け、各種研修等の充実を図ります。

【母子保健事業の充実】

■健康管理体制の充実

- 妊産婦や乳幼児の特有な疾患，障害や事故の予防及び早期発見のため，健康診査，保健指導等の徹底を図ります。

■母性・父性育成の推進

- 妊娠，出産期を安全で快適に過ごし，子育てに関する不安を解消するための教室を開催し，知識の習得，相談等の充実を図ります。
- 市内の中学生を対象にした思春期保健衛生教育を通じて豊かな母性・父性の育成を図り，次世代の親づくりを推進します。

■育児支援の充実

- 助産師・保健師による妊産婦や乳幼児等への訪問指導や相談等を充実するとともに，良好な親子関係の構築と育児不安の軽減に努めます。
- 保育者同士の交流を促進し，お互いの情報交換の場を提供します。

■食育の推進

- 乳児期からの生活習慣病予防のために，望ましい食習慣にかかわる正しい知識の普及に努めます。



絹の台桜公園とふれあいセンター

地域福祉

現況と課題

核家族化や価値観の変化とともに、かつての地域社会における血縁的、地縁的な相互扶助意識が低下している中、一方では、高齢化や少子化の進展により、身近な地域社会において人と人とが支え合い、互いに助け合う役割が見直されてきています。そのため、年齢や障害の有無などを超えて、相互理解を深めていくことが必要となっています。

国においても、平成12年に社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が社会福祉の柱として位置付けられました。本市においても、すべての人が安心して暮らしていけるまちづくりのため、平成20年度に地域福祉計画の策定を予定しています。

今後、みらい平駅周辺地区の開発に伴い、人口の増加が見込まれる一方、急速な少子・高齢化、核家族化などの進行を背景に、福祉に対する需要は増大し、またその内容も多様化することが予想されます。いかなる相談にも対応できる組織づくりや人材の確保が急務となっているため、本市では、地域福祉活動の推進的な役割を担っている民生委員や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人などとの連携強化を図り、地域住民とのパートナーシップの形成を基本として、地域福祉活動の充実強化を進めていく必要があります。



きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館



きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館

福祉施設分布図

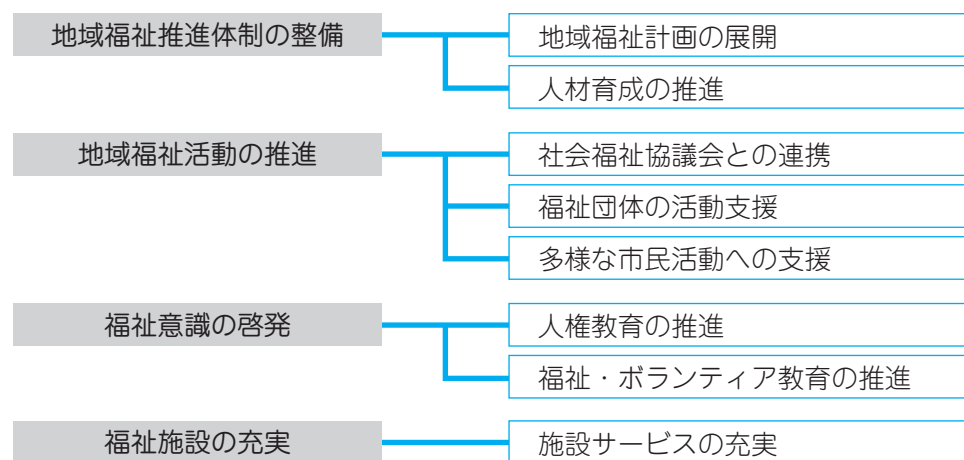


基本方針

- 地域社会での多様な生活課題に対し、地域全体で取り組む体制を整備するため、地域福祉計画を策定し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- 社会福祉協議会や地域を拠点に活動している団体等との連携を図りながら、地域福祉を推進します。
- 地域社会の中で、すべての人が互いに支え合いながら、自立した生活を送れるよう思いやりと支え合いのまちづくりを推進するため、福祉意識の啓発を図ります。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
福祉協力者の数	約600人	約800人	地域の中で、いつでも相談等の支援を受けられる体制の充実を図るため、地域ボランティア、民生委員・児童委員など福祉協力者の増員を目標とします。
きらくやまふれあいの丘の施設利用者数	131,953人/年 (H18年度)	150,000人/年	福祉拠点として充実した施設運営を図るため、きらくやまふれあいの丘の利用者数の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【地域福祉推進体制の整備】

■ 地域福祉計画の展開

- 地域福祉計画を策定するとともに、地域福祉計画に基づき、地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域の参画と協働により地域福祉の総合的な推進を図ります。
- 地域の中でだれもが安心して暮らせるように、引き続き市民の協力を得ながら福祉サービスを推進するなど、地域ケアシステムの充実を図ります。

■人材育成の推進

- 地域を拠点に活動する民生委員等の一層の資質向上を図るため、各組織や地域で行う研修活動等に対し、情報提供や講師派遣などの支援を行います。
- 高齢者、障害者の日常生活の支援や社会参加機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、地域で活動するホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の養成・確保に努めます。

【地域福祉活動の推進】

■社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会との連携を密にしながら、市福祉サービスの円滑な実施に努め、地域福祉の充実を推進します。

■福祉団体の活動支援

- 必要なときにすぐに手を差し伸べることができる地域実情に精通した福祉団体への活動支援を行い、地域に根ざした福祉行政を推進します。

■多様な市民活動への支援

- 保健・医療、教育分野と連携して、家庭、学校、地域社会、職場において福祉に関する啓発を進め、地域住民の自主的な地域福祉活動への参加を推進します。
- 地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、社会福祉協議会において、福祉ボランティアの受入れ体制の充実に努めます。

【福祉意識の啓発】

■人権教育の推進

- あらゆる機会を通じて、人権の大切さについて理解を深める人権教育・啓発を推進します。

■福祉・ボランティア教育の推進

- 世代を超えて幅広く交流できる機会の拡充や福祉教育の充実、啓発活動等を通じて市民の福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。

【福祉施設の充実】

■施設サービスの充実

- 総合福祉施設きらくやまふれあいの丘の適切な管理に努め、地域での各世代相互にわたる交流事業を充実するとともに、福祉施設等における交流機会の充実を図ります。

社会保障

現況と課題

市民の健康的な生活と医療を支える礎となる国民健康保険については、少子・高齢化の急速な進行や疾病構造の変化、高度な医療技術の進展などに伴い、医療費は年々増加し、厳しい財政運営状況にあります。

国民健康保険の加入状況としては、核家族化の進行、景気の低迷などに伴い、世帯・被保険者共に年々増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込まれています。また、医療費については、受診率の上昇、医療水準の向上とともに、被保険者の高齢化等の要因により、年々増加の一途をたどっており、国民健康保険財政が圧迫され不安定な状況になってきています。このため、被保険者の健康づくりや健康管理意識の啓発に努めるとともに、収納率の向上など負担の公平に努め、国民健康保険事業の安定運営を図る必要があります。

また、高齢者、障害者、遺族に対して年金を支給する社会保障制度となる国民年金については、今後も少子・高齢化が進行し、今後国民年金制度の財政状況は厳しくなることが予測され、年金制度の意義や役割の周知・啓発により、加入促進、納付意識の向上を図っていく必要があります。

平成12年度から運用が開始された介護保険制度については、平成18年4月に介護保険法が改正され、「介護予防」を重視した、地域支援事業や地域密着型サービスなどの新たなサービス体系の創出を含む大幅な制度改正が行われ、予防重視型のシステムへの転換が進められています。本市でも、平成18年3月に策定した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき高齢者施策の計画的な推進に取り組んでおり、今後さらに介護保険制度を充実したものにしていくためには、市として安定した介護保険制度の運営、高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備、介護サービスの量と質の均衡がとれた供給体制の整備などが求められています。

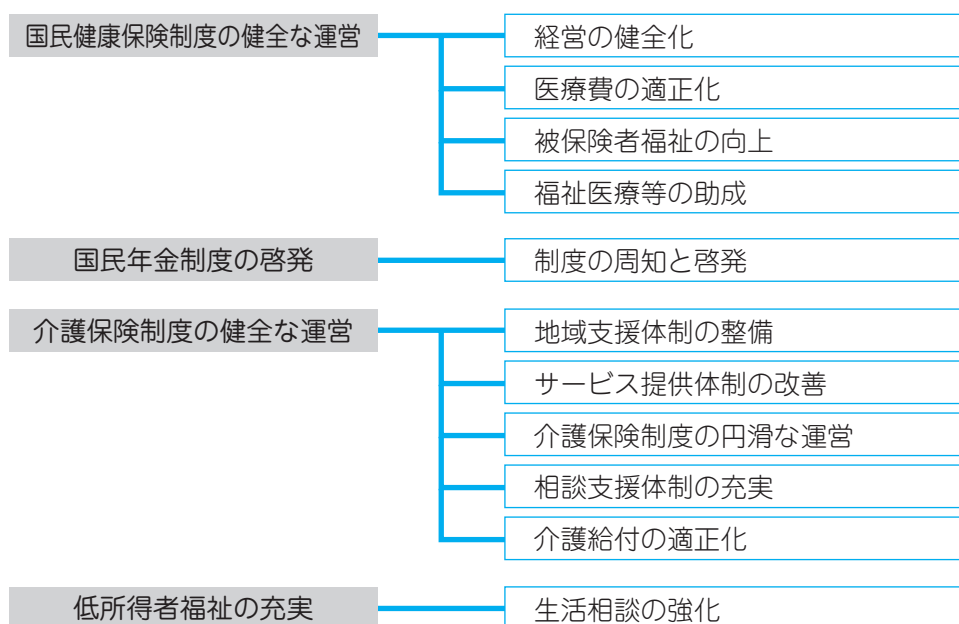
低所得者福祉については、町村合併による市制施行に伴い、茨城県から生活保護業務が移管され、現在、生活保護法及び厚生労働省による「生活保護法による保護の実施要領」等に基づき、制度の適正運用を図っています。本市では、保護率2.2%と全国における保護率11.9%を大きく下回っている状況ですが（平成18年12月現在）、今後、沿線開発における産業誘致、市外からの転入による人口増など地域の住環境の著しい変化があることから、今後の保護の動向に注意を注ぐ必要があります。

基本方針

- 国民健康保険事業については、国民健康保険の被保険者が十分に医療サービスを受けられ、生涯にわたって健康を保てるよう、医療費の適正化に努めながら、効率的かつ健全な運営を図ります。
- 国民年金については、広報紙等を通じて国民年金制度の周知を図り、加入促進に努めます。また、被保険者の年金受給権を確保するとともに、保険料の適正な納付を促します。
- 介護保険制度については、制度に基づく高齢者施策を総合的・計画的に展開し、介護保険業務を的確に遂行することにより、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図ります。
- 低所得者福祉については、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、生活困窮者の自立へ向けての指導・支援を充実していきます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
国民健康保険税収納率	91.6% (H18年度)	92.7%	国民健康保険制度の健全な運営を図るため、保険税収納の向上を目標とします。
年金情報の広報紙への掲載回数	4回/年 (H18年度)	6回/年	国民年金制度周知の徹底と年金受給権の確保に向け、広報つくばみらいへの掲載回数の増加を目標とします。
要介護認定率	14.3% (H18年度)	17.1%	高齢者の健康を確保することを目指し、要介護認定率の増加の抑制を目標とします。
生活保護率	2.2% (H18年度)	2.2‰	困窮の程度に応じた必要な保護を行いながら、現状の体制の維持を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【国民健康保険制度の健全な運営】

■経営の健全化

- 適正な保険給付及び保険税の公平かつ適正な賦課徴収，収納率向上対策及び医療費適正化対策等の経営努力を推進し，適正かつ安定的な事業運営を図ります。

■医療費の適正化

- 医療費及び疾病の実態について把握分析の上，関係各課と連携を図りながら，医療費の適正化に努めます。
- 医療費の適正な給付に向けたレセプトの点検の充実に努めます。

■被保険者福祉の向上

- 出産育児一時金・埋葬料の給付，出産育児一時金貸付を行い，被保険者の生活の安定と福祉の向上に努めます。

■福祉医療等の助成

- 必要とする医療を容易に受けられるよう，医療費の給付や助成を行い，健康の保持促進と，生活の安定を図れるように努めます。

【国民年金制度の啓発】

■制度の周知と啓発

- 制度に対する理解や趣旨の周知徹底を図るため，広報活動や年金相談体制を強化し，年金受給権の確保に努めます。
- 関係機関との連携・協力を図りながら，保険料未納者の解消に取り組めます。

【介護保険制度の健全な運営】

■地域支援体制の整備

- 市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため，総合相談支援，介護予防ケアマネジメント，権利擁護，包括的・継続的なケアマネジメント支援を一体的に行う中核的な機関として設置された，地域包括支援センターの適正な運営体制の確保に努めます。

■サービス提供体制の改善

- 要介護認定者数，サービス利用者数，市民の要望等から，介護施設等の整備や介護サービスの提供等，計画的な介護事業を推進するため，高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに策定し，地域の実情に即した介護保険制度の適正な運営に努めます。

■介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険制度の適正な運営のため，被保険者の資格管理を始め，適正な要介護・要支援認定，保険料の賦課，保険料の徴収などを行います。

■相談支援体制の充実

- 介護保険に関する利用者やその家族等からの苦情を受け付け，必要な関係機関と

の連絡調整を行い、介護サービス事業者の適正な運営を確保します。

■介護給付の適正化

- 介護給付が適切に行われているか把握するため、ケアプランの調査や国民健康保険団体連合会からの給付費適正化システムを活用し、サービス提供が適切に行われ正確な請求がされるよう指導します。

【低所得者福祉の充実】

■生活相談の強化

- 要保護世帯への訪問調査による実態把握をもとに、個別需要に即した適正な保護の決定・実施を行います。
- 要保護世帯の生活状況を的確に把握し、関係諸制度及び福祉施策の有機的活用を図りつつ、適切な生活指導を行います。

健康づくり

現況と課題

すべての市民が生涯にわたって充実した生活を過ごすためには、健康であることが基本であり、市民一人ひとりが若年期から自らの健康づくりに意識を持ち、健康的な生活習慣を身に付け、積極的に健康の増進を図っていくことが重要です。

本市では、健康づくりの推進体制として、健康増進法、予防接種法、感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づいた事業を実施し、市民の生涯を通じた健康づくりと総合的な保健医療体制の確立に努めています。また、伊奈保健センターと谷和原保健福祉センターを拠点に市民の健康の保持及び増進を図っています。

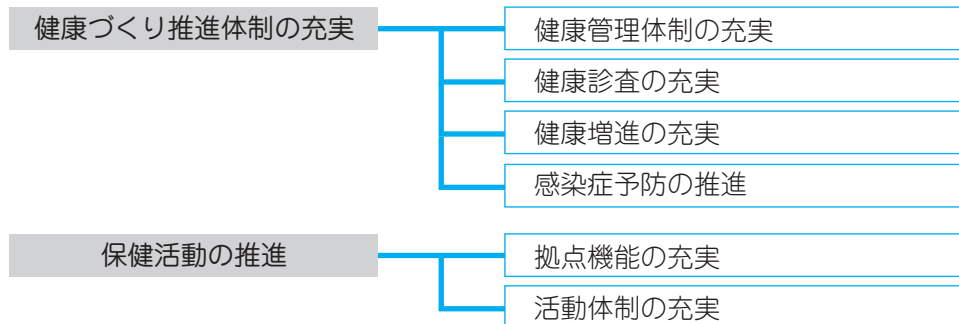
今後も、市民の多様なニーズに対応し、保健・医療・福祉などの連携のもと、乳幼児から高齢者までの各段階に応じたきめ細かな保健活動の充実に努めていく必要があります。また、すべての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、自らの健康づくりに関する意識を持ち、生涯にわたる健康づくり活動ができるよう支援するとともに、疾病予防に重点を置いた施策を展開していく必要があります。さらに、心の健康づくりにも積極的に取り組んでいくことが必要です。

基本方針

- 市民の生涯にわたる健康づくりを推進するため、自主的な健康づくりと質の高い多様な保健サービスが提供できるよう、健康づくりの基盤整備に努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
生活習慣病予防のための健康教室参加人数	78人/年 (H18年度)	240人/年	メタボリックシンドロームや生活習慣病への移行を防ぎ健康意識の向上を図ることを目指し、ポピュレーションアプローチを主体とした健康教室の参加人数の増加を目標とします。
国保加入者(40歳～74歳)の健康診査受診率	26.1% (H18年度)	65.0%	国保加入者を対象とした特定健康診査受診率の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【健康づくり推進体制の充実】

■健康管理体制の充実

- 市民の健康状態を踏まえた健診及び健康づくり体制の整備にいかすため、市民の健康状態を住民健診の結果等により適切な把握に努めます。
- 個人情報である住民健診の情報についての安全管理体制を徹底し、適切に管理します。

■健康診査の充実

- 健康増進法等に基づいた健診制度を踏まえ、市民の利便性を考慮した健診制度体制を整備し受診率の向上を図ります。

■健康増進の充実

- 市民が自主的に健康づくりを実践できるよう、健康教育・健康相談などの体制整備を図ります。

■感染症予防の推進

- 感染症まん延を予防するため、予防接種について効率的な啓発を促し、接種率の向上に努めます。
- 感染症予防計画に基づいた感染症予防対策が、関係機関との円滑な連携のもとに実施できるよう感染症予防意識の向上を図るとともに、啓発に努めます。

【保健活動の推進】

■拠点機能の充実

- 健康づくりの拠点施設として、谷和原保健福祉センターや伊奈保健センターにおける機能充実に努めます。

■活動体制の充実

- 市民の多様なニーズに的確に対応し、関係機関・団体と連携、調整を図りながら、保健・医療・福祉の総合的で適切なサービスの提供を推進します。

医療

現況と課題

本市における医療機関は、診療所が11か所と歯科医院が16か所となっています（平成19年10月1日現在）。休日・夜間の救急医療について、比較的軽症な患者に対しては、取手医師会病院医師が担当する取手・北相馬休日夜間緊急診療所により診療を確保しているほか、重症救急患者の治療に当たる第二次救急医療については、関係区域の医療機関が参加する常総地域病院群輪番制・常総地域小児救急医療輪番制により対応しています。

しかし、脳血管疾患や心疾患等の救急患者の増加や交通事故に対応した救急医療への市民ニーズがますます高まっていることから、救急患者の症状に応じ、迅速・的確に対応できる救急医療体制の拡充・強化を図っていく必要があります。

また、少子化に伴い全国的に小児科医師が減少していることから、小児救急医療体制の整備充実が必要です。

そのほか、地震等の大規模災害発生時における応急医療体制の確立を図る必要もあります。

今後は、既存の医療機関をより効果的に市民ニーズに結び付け、いつでも、どこでも、安心して医療サービスが受けられるための地域医療体制を確立していくことが重要です。

基本方針

- 市民が安心して医療が受けられるよう、医療機関の誘致などに努め、地域医療体制の確立を図ります。
- 近隣医療機関との連携により、救急患者の症状に応じて迅速・的確に対応できるよう、救急医療体制の充実・強化に努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
救急医療体制の参加病院数	8箇所	8箇所	関係機関との連携による現状の救急医療体制の維持を目標とします。

施策の体系

医療施設と診療体制の充実

地域医療体制の充実

救急医療体制の充実

施策の内容

【医療施設と診療体制の充実】

■地域医療体制の充実

- 市民が身近なところで安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実に努めるとともに、市内への中核的病院の誘致に向けて、引き続き県や医療機関へ働きかけを行います。

■救急医療体制の充実

- 取手・北相馬休日夜間緊急診療所（取手医師会病院）への支援を行い、初期救急医療が必要な患者の医療を確保します。
- 病院群輪番制により、休日・夜間における重症患者の救急医療体制の整備を進めます。



第4章

個性きらめく学び合いのまち

(教育・文化・スポーツの振興)

前期基本計画

第1節	就学前教育	108
第2節	義務教育	111
第3節	大学等高等教育	117
第4節	生涯学習	119
第5節	スポーツ・レクリエーション	123
第6節	文化振興	125
第7節	青少年の育成	130



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

就学前教育

現況と課題

幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園・小学校・中学校・家庭・地域との連携を図りながら、心豊かにたくましく思いやりのある幼児の育成を目標に幼児教育の充実を進めることが必要です。

本市には、平成19年12月現在、公立の幼稚園が3園、私立幼稚園が1園あります。公立幼稚園では、園舎・遊具・園児送迎バス等の修繕などを計画的に進めながら幼稚園教育の充実を図っています。

また、平成9年度からの3歳児保育の導入に伴い、年々減少傾向にあった園児数が増加に転じ、さらにみらい平駅周辺地区などへの新たな住民の転入により、園児数は増加傾向にあります。

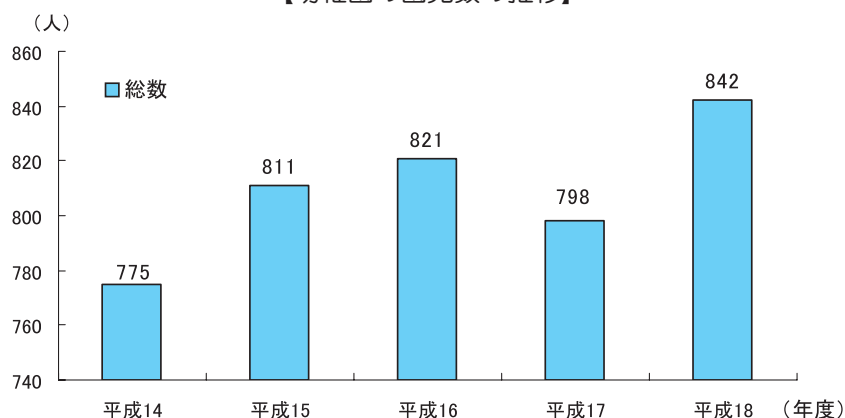
これまで本市では、地域に開かれた公立幼稚園として、園庭開放や子育てサークルとの交流などにより、地域のネットワークを生み出す子育て支援活動を展開してきました。

また、私立幼稚園就園奨励費補助を行い保護者の負担軽減により、幼稚園教育の機会の確保・充実を図ってきました。

今後は、核家族化や少子化、女性の社会進出など、社会変化に伴い多様化する教育的ニーズに柔軟に対応した幼児教育環境を充実させていくことが必要です。

また、障害のある幼児に対しても、本市の豊かな自然環境をいかした体験学習や社会体験などを通じ、発達に応じた教育の実践を図っていく必要があります。

【幼稚園の園児数の推移】



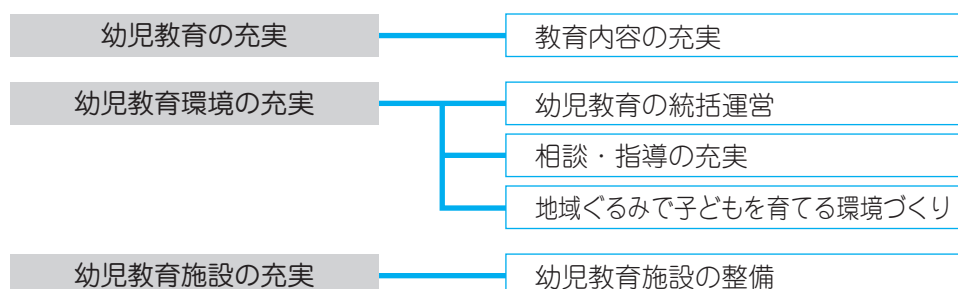
資料：学校教育課

基本方針

- 心豊かにたくましく生きる幼児の育成を図る拠点として、保育所・幼稚園・小学校・中学校との相互連携を強化しながら、教育環境・教育内容の充実を目指します。
- 心身共に健康で、遊び体験を通して知的好奇心を高め、さらにのびのびと表現する力を持った幼児教育を行い、生き生きと遊ぶ楽しい幼稚園づくりを目指します。
- 「家庭」や「地域社会」の果たす幼児教育の重要性を見直し、それぞれの信頼関係のもとに、地域が一体となって相互に協力関係を保ちながら幼児教育環境の充実を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
教職員研修会実施回数	10回/年	20回/年	教育現場における様々な課題に対応できるよう、教職員の資質向上や保育指導の充実を図る各種研修会の実施回数の増加を目標とします。
谷和原幼稚園移転改築事業	—	開園 (H22年度)	谷和原幼稚園の老朽化や施設増築に伴う移転については、谷和原第2保育所と一体的な整備をすることとし、平成22年度の開園を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【幼児教育の充実】

■教育内容の充実

- 幼稚園教育要領・いばらき幼児教育プランの趣旨に沿った幼児教育を展開するとともに、義務教育の準備段階として、小学校への指導の流れが一貫したものとなるよう、保育所・幼稚園・小学校・中学校との連携を図ります。
- 園内外研修の充実により、教職員の資質を高め、保育指導の充実を図ります。
- 幼児の発達の特性或地域の実情に応じた弾力的な教育課程の編成と継続研究を推進します。
- 遊びを通し体力の増進や知的発展につながる指導内容・方法の充実を促進します。
- 基本的な生活習慣態度を育て、健全な心身の基礎を培うように努めます。
- 家庭や地域との連携を図りながら、教育内容の充実を図ります。

【幼児教育環境の充実】

■幼児教育の統括運営

- 私立幼稚園就園奨励費補助金の助成により、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を促進します。
- 保育参観や家庭訪問などを通じて、幼稚園と家庭の相互理解を深めます。
- ホームページの充実や園だより・クラスだよりの発行、地域社会との交流会などを通じて、幼児教育のPR活動を図ります。

■相談・指導の充実

- 地域に開かれた幼児教育施設づくりを進めるとともに、子育てに関する悩みや不安といった問題に対しての相談体制を充実させ、子育てを支援していきます。

■地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

- 家庭教育学級など幼児を持つ親を対象に講義や実習を行い、保護者の成長の場の充実に努めます。
- 様々な行事を通じて、高齢者との世代間交流を図ります。

【幼児教育施設の充実】

■幼児教育施設の整備

- 既存施設の維持管理を計画的に行うとともに、各園の特色ある教育内容・方法に対応した教育空間、子育て支援活動等弾力的な幼稚園運営が円滑に行われる施設空間として、幼児教育の場にふさわしい施設の整備充実に努めます。
- 公立幼稚園施設については、様々な需要に対応するため、保育所と一体的な整備のほか、民営化の推進など地域の実情に応じた運営方法や施設整備を進めていきます。

義務教育

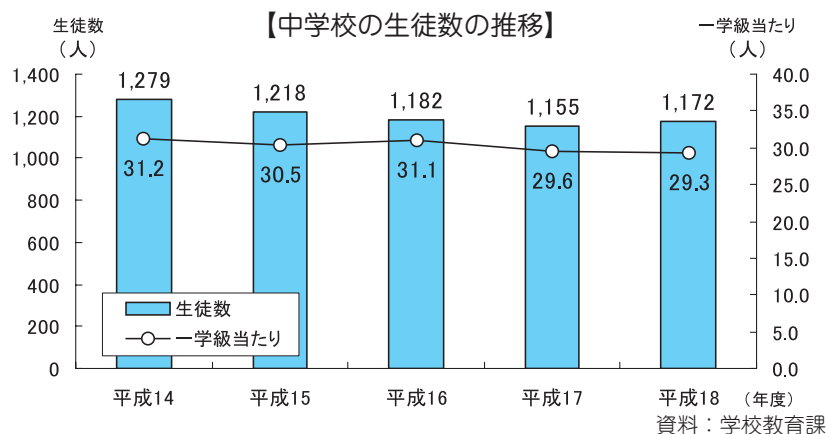
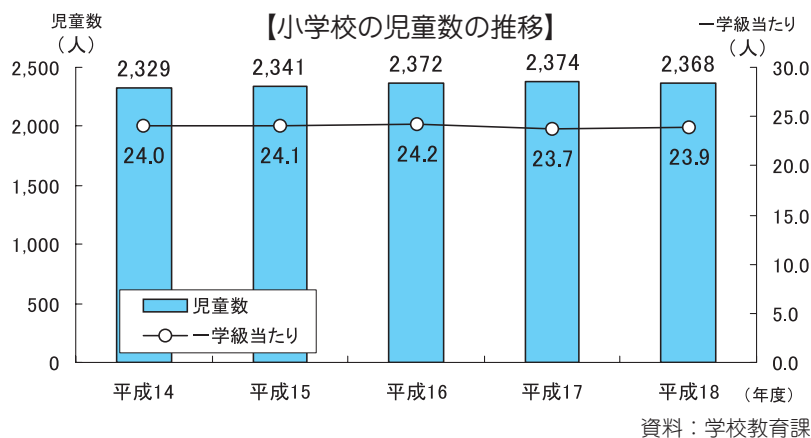
現況と課題

学校教育については、知育偏重による過度の受験競争、いじめ・不登校など様々な問題が指摘されています。児童生徒一人ひとりの良さや可能性を引き出す学習指導法の工夫・改善を図るための実態を把握し、それを伸ばしていくという多様な価値観の実現が必要です。

本市には、平成19年12月現在、小学校が10校、中学校が4校あります。それぞれの学校が児童生徒の特性や学校・地域の実態を踏まえ、創意をいかした特色ある教育課程を編成し積極的に実施しています。児童生徒一人ひとりの学力向上・豊かな心の育成を目指し、家庭・地域と連携を図りながら開かれた学校づくりにも取り組むほか、つくばみらい生き生きプラン(明るいあいさつのできる子・本をたくさん読む子・物や資源を大切にする子)を設定し、推進を図っています。

また、不登校問題、いじめ問題、人権教育、コンピュータ利用による情報教育など様々な教育ニーズや課題に対応できるよう各種研修を行うほか、教育指導室の学校訪問指導により、学校の活性化、教職員の資質向上に努める必要があります。

さらに、児童生徒を預かる教育環境の充実を図るため、既存建物の耐震補強や老朽による建物の改築及び改修工事を計画的に行うほか、児童生徒の健康保持や防犯や安全など、安心して生活できる学校生活環境の向上を図る必要があります。



学校教育施設分布図

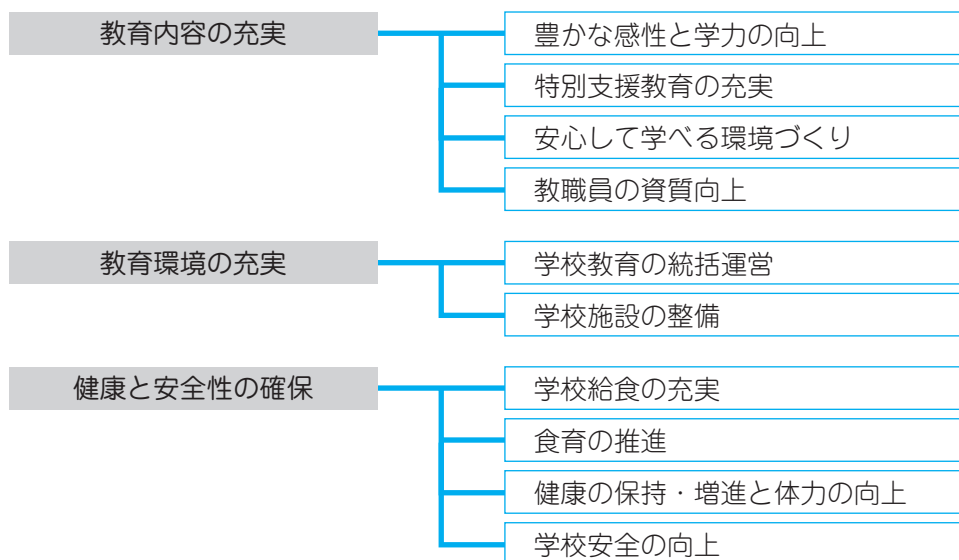


基本方針

- 児童生徒一人ひとりの良さや可能性をいかし大切にする教育を基本に、豊かな感性をはぐくむ人間形成と、基礎基本を重視した確かな学力の向上を目指しながら、教育内容の充実を図ります。
- つくばみらい生き生きプランの推進を図りながら、児童生徒の学力向上、豊かな心の育成を目指します。また、子ども達が安全で快適な学校生活が送れるよう教育環境の整備を図るとともに、教職員の資質向上を図る研修を充実します。
- 児童生徒の健康と安全を確保し、健全な育成が保証された教育環境の構築を図ります。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
体力テスト AB 取得率	45.0%	50.0%	子どもの体力の低下への対応として、体力テストの AB 取得率の向上を目標とします。
教育施設の耐震化率	71.4%	87.5%	既存施設の耐震化及び老朽化による改築・改修による学校施設環境の向上を目標とします。
う歯(虫歯)対策	小学校58.2% 中学校71.4%	小学校64.9% 中学校72.3%	健康な児童生徒を増やすことを目指し、虫歯のない又は治療済の児童生徒の割合の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【教育内容の充実】

■豊かな感性と学力の向上

- つくばみらい生き生きプランを推進し、明るいあいさつのできる子、本をたくさん読む子、物や資源を大切にする子を育てます。
- 児童生徒に確かな学力を身に付け、豊かな感性を養うため、教職員の指導方法の研究や指導資料の作成に努めます。
- 基礎的・基本的な学力の習熟を図るとともに、自ら学び・考える力を身に付ける教育に取り組みます。
- 社会変化に対応できる心豊かな人間性の育成や、個性をいかす教育の充実と体制の整備を図ります。
- 地域の特性や学校の実態及び児童生徒の発達段階を踏まえ、生きる力をはぐくみ、創意工夫をいかし、地域の自然などをいかした特色ある教育活動などを推進します。
- 歴史・文化・伝統などの理解を深め尊重する教育を推進します。
- 外国人英語指導助手の活用により、英語教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努め、国際感覚の向上を図ります。
- コンピュータ等の情報機器や学校図書の活用を通して、情報を収集・選択し活用・発信するなどの基礎的な能力を育成します。
- 自然とのふれあいやりサイクル活動などを通して、環境についての理解を深めるとともに、環境保全に取り組む態度や能力の育成を図ります。
- 児童生徒が国内外の芸術に触れる機会の充実に努めます。

■特別支援教育の充実

- 障害のある子どもの適正な就学を図るため、幼稚園・保育所・特別支援学校等の連携と保護者との話し合いのもと、早期からの適正な教育対応を図ります。
- 医療・福祉等の関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの自立を目指した就学指導や障害の程度に応じた学校施設・指導体制の充実に努めます。
- 卒業生徒の進路状況を調査し、就職者に対してはアフターケアを実施します。

■安心して学べる環境づくり

- 教育相談体制の充実やカウンセリング等の機能の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域社会の連携と相互理解を深め、三者一体となった指導体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。

■教職員の資質向上

- 教職員の職能・経験に応じた研修や校内外研修などの充実に努めるとともに、教育指導室による学校訪問、教科等専門教員事業による優秀教員の育成を図ります。

【教育環境の充実】

■学校教育の統括運営

- 児童生徒の通学距離・時間・経路などを考慮しながら、適正な教育環境を確保します。
- みらい平駅周辺地区の学校新設については、児童数等を慎重に検討しながら、計画的に整備を進めます。
- 児童生徒が教育機会を平等に得られるように、経済的に就学が困難な者に対し、学用品費、医療費、給食費等について支援します。
- 児童生徒が自らの長所や可能性を発揮し、自己実現できるよう、個性や適性に応じた細かな指導に努めるとともに、高等学校や大学等の進学を展望した小・中学校連携による系統的な指導を行います。また、市奨学金貸付事業の充実を図り、後期中等教育・高等教育への進学を支援します。
- 各学校の教育課題に対して、迅速かつ的確な取組を進めるため、教職員の配置の充実に努め、様々な指導体制の工夫・改善を図ります。

■学校施設の整備

- 良好な教育環境の維持・推進のため、既存施設の耐震化を進めるとともに、老朽による改築・改修を計画的に行い、学校施設環境の向上を図ります。
- 学習指導要領に基づく教育の効果を高めるため、教育用コンピュータや学校図書など教材・教具の整備充実を図ります。



小学校の授業の様子

【健康と安全性の確保】

■学校給食の充実

- 児童生徒の食環境や嗜好の変化に対応しつつ、衛生・栄養面に配慮した給食とするため、献立の工夫や施設設備の整備充実を図ります。
- 安定した給食運営、公平な負担を実現するため、給食費の滞納の徴収を強化します。

■食育の推進

- 学校給食を通じて、児童生徒がより望ましい食生活習慣を身に付けるよう家庭と連携を深めながら効果的に指導します。
- リクエスト献立、セレクト給食の実施により、食事の楽しさ、喜びを伝えるとともに、自己管理能力の育成を図ります。
- 地元で取れた農産物を取り入れた学校給食や児童生徒自ら育てた食材を活用し、「食」、「食育」への理解を深めます。

■健康の保持・増進と体力の向上

- 児童生徒及び教職員の健康診断、法定伝染病や集団感染症の予防検診を行います。
- 学校生活を安全に安心して快適に過ごすための環境整備に努めます。
- 学校保健に伴う、各種検診、診断等の調査統計情報を管理します。

■学校安全の向上

- スクールガードリーダーやスクールサポーターを活用した児童生徒の安全確保を図ります。
- 学校への不審者侵入による事故を防止するため、防犯カメラを活用するほか、不審者情報の共有、教職員を対象とした防犯訓練などを実施し、児童生徒の安全を確保します。
- 通学路における児童生徒の事故防止に向け、関係機関と連携を図りながら安全確保に取り組みます。
- 児童生徒の安全を確保するために、必要に応じて防犯システムの構築を検討するとともに、教職員が緊急時に対応できる体制を整えます。

大学等高等教育

現況と課題

社会情勢等の変化により，高等学校は今や義務教育的になりつつあり，本市においても高等学校への進学率は9割以上を占める状況となっています。昭和62年4月に県立伊奈高等学校が開校し，市内及び近隣市町の生徒を受け入れていますが，専門学校・短大・大学等は市外に依存している状況にあります。

このような状況は，結果として若年層の流出につながるため，本市の活力を向上させるためにも，若年層の定着や就業人口の増加を図る必要があります。そのため，若者の定住化対策や企業・産業の育成に必要な専門性のある高等教育機関・研究機関等の誘致が望まれています。

本市では，国土交通省に設置された「地域-大学の交流・連携支援ライブラリー」（大学等の高等教育機関の新設・移転等の候補地の紹介業務）に登録し，マルチメディア関連若しくは撮影や映像活動を行う大学等の誘致を推進しています。

今後も，継続的に高等教育機関の誘致を進め，本市の地域産業や企業の振興，地域の活性化，若者の定住，人材育成等の推進を図っていく必要があります。

基本方針

- 関係機関と連携を図りながら，高等教育機関や映像関連の専門学校等の誘致について調査・検討を行います。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
メディアパークシティ 整備構想土地利用計画 の策定	—	策 定	茨城県と協議を行いながら，ワープステーション江戸周辺に映像関連産業（映像・映画専門学校等を含む。）やロケ機能に特化した施設を誘導する土地利用計画の策定を目標とします。

施策の体系

高等教育機関の誘致

誘致活動の推進

施策の内容

【高等教育機関の誘致】

■誘致活動の推進

- つくばエクスプレスの整備を背景としたまちづくりが進み、今後人口増加が見込まれる中、地域にとって必要な人材を育成する大学等高等教育施設の誘致を推進します。
- 映像・映画専門学校等の誘致を行うための条件整備に努めます。

生涯学習

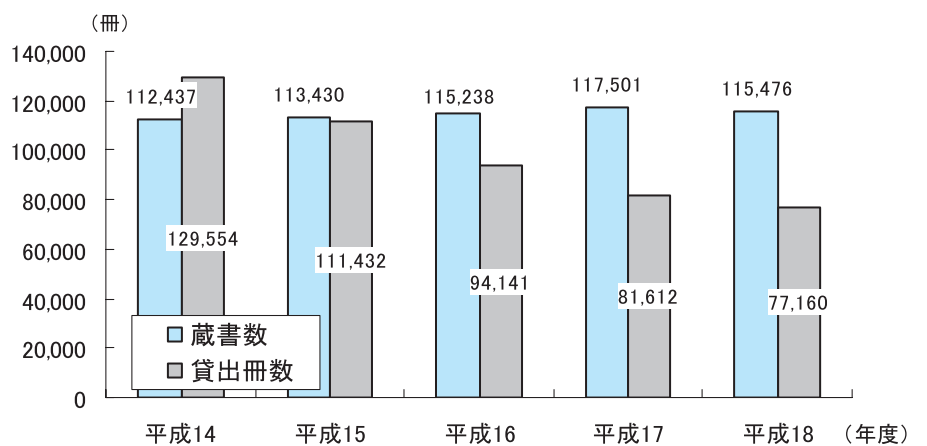
現況と課題

社会の成熟化，時間消費型サービスへの需要の増大，時間にゆとりのある高齢者等が増加したことなどに伴い，生涯を通した学習への関心・意欲が高まるとともに，そのニーズはますます多様化してきています。こうした学習ニーズにこたえるため，様々な学習機会を充実させながら，学習内容に関する的確な情報や学習の場の提供を図っていくことが一層大切になっています。

本市には，学習，交流，活動の拠点となる市立公民館が2館，コミュニティセンターが2館あるほか，市立図書館と図書館分館があり，生涯学習の充実及び社会教育の推進を図るため，生涯学習講座や家庭教育学級，視聴覚事業，成人式，公民館講座，よつわ大学など各種事業を実施しています。また，生涯学習活動の充実を図るため，板橋コミュニティセンター整備事業に着手しています。

今後も，市民のニーズに対応した学習機会の提供に努めながら，生涯学習への参加意識の高揚を図るとともに，社会の変化に対応した学習機会の充実を図っていく必要があります。また，老朽化が進む施設については，計画的に改修を行い，市民ニーズや地域バランスを考慮した施設整備を推進していく必要があります。

【市立図書館の蔵書数及び貸出冊数】



資料：図書館

社会教育施設等分布図

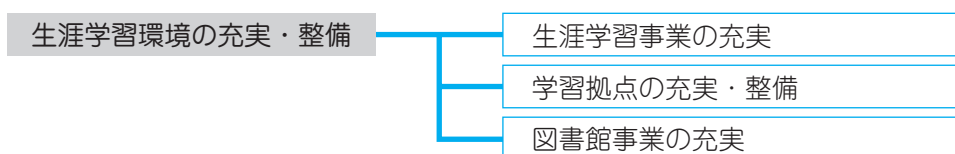


基本方針

- 社会環境や市民意識の変化などによる多様な学習ニーズに対応しながら、本市の自然、歴史、文化的資源を有効に活用した多様な学習機会の充実を図るとともに、学習情報の発信や主体的な活動を支援する体制の強化を推進します。
- 各種生涯学習施設の適切な管理運営と、各種講座・教室などの体系化を図りながら、市民が自ら行う生涯学習の拠点として学習環境の充実に努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
公民館利用者数	39,381人/年 (H18年度)	41,350人/年	施設の維持管理及び充実に努め、魅力ある講座を実施し、公民館利用者数の増加を目標とします。
市民1人当たりの図書貸出冊数	1.85冊/人 (H18年度)	2.22冊/人	図書館サービスの向上により、市民1人当たりが1年間で借りる図書の冊数増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【生涯学習環境の充実・整備】

■生涯学習事業の充実

- 高齢者、団塊の世代に対応するよつわ大学や各種公民館で実施されている講座・教室の充実を図ります。
- 家庭教育学級、視聴覚事業など社会教育の充実を図ります。
- 子ども対象事業、大人対象事業、親子対象事業など、幅広い世代を対象とした生涯学習事業の充実を図ります。
- 市民の学ぶきっかけとなり、また学習機会の選択ができるよう、団体やサークル、講座・教室の開催や指導者などの情報提供の充実を図ります。
- 生涯学習を総合的に推進するため、各関係機関・団体等との連携を図りながら、生涯学習の支援体制の充実に努めます。

■学習拠点の充実・整備

- 生涯学習活動をより一層効果的に推進するため、身近な生涯学習施設である公民館やコミュニティセンターなどについては、整備充実を図るとともに、適切な維持管理を行います。

■図書館事業の充実

- 市立図書館については、計画的に蔵書整備を進めるとともに、身近な施設での検索ができるようネットワーク化を推進します。
- 利用者の多様なニーズに対応した新しく豊富な資料・情報の充実を図るとともに、地域の歴史や文化などに関する資料の収集・保存に努め、図書館の利用増進を図ります。
- インターネットの活用による図書の貸出し予約など情報提供機能の充実を図るとともに、他館との相互貸借などを進めるため、国や他団体の図書館等との連携を強化します。
- 利用者のIT活用による情報検索支援のための各種データベースの提供など、調査相談サービスの向上を図ります。
- 幼児・児童を対象としたおはなし会の開催やボランティアグループによる読み聞かせ会などにより、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。



市立図書館

スポーツ・レクリエーション

現況と課題

余暇時間の増大や健康志向等により、市民のスポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まってきています。

本市では、スポーツ・レクリエーション振興のため、スポーツフェスティバル、市民ウォークDAYなど、だれもが気軽に楽しめる各種イベントを開催しています。

市内には、総合運動公園、城山運動公園などの施設があり各種スポーツ大会等に活用され、市民に幅広く利用されています。また、身近なスポーツ活動推進のため、学校体育施設の開放も行っています。

スポーツ関係団体には、平成19年に一本化になったつくばみらい市体育協会を中心に、スポーツ少年団やニュースポーツの団体などがあり、年齢や体力に応じた様々な活動を推進しています。

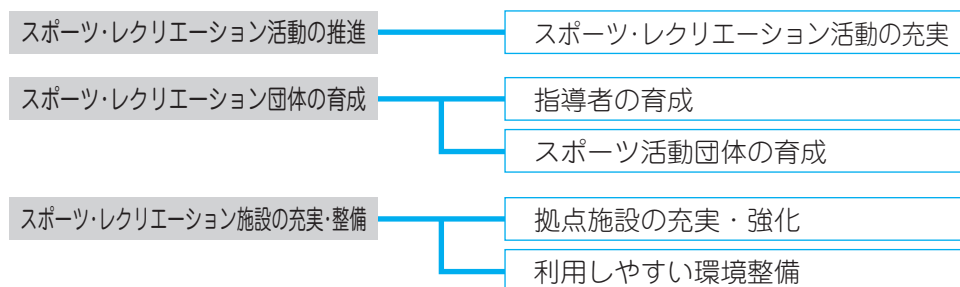
今後も多様化する市民ニーズに対応した地域のスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めながら、総合型地域スポーツクラブの設立を目指します。そして、スポーツの日常化を推進し、スポーツ施設の拡充整備を図り、市民スポーツの振興に努めていく必要があります。

基本方針

- 子どもから高齢者まで、あらゆる市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、生涯スポーツ活動の普及を推進します。
- スポーツの振興を図るため、スポーツ・レクリエーション団体に活動場所の確保など団体活動を支援し育成します。
- 市民のニーズに応じ、多様なスポーツに対応する利便性の高い施設の充実を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
スポーツイベント参加者数	1,825人/年 (H18年度)	2,000人/年	スポーツ・レクリエーションを推進するため、スポーツイベント参加者数の増加を目標とします。
スポーツ施設利用者数	68,896人/年 (H18年度)	73,000人/年	スポーツ施設の利用促進を図るため、施設利用者数の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【スポーツ・レクリエーション活動の推進】

■スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動機会の充実のため、スポーツフェスティバルの開催を始め、市民ウォーク DAY の開催、近隣中学校球技大会の開催など、各種スポーツ大会を開催するとともに、高齢者や障害者などあらゆる市民が、スポーツに親しむことができるスポーツの振興を図ります。
- 市民が日常的にスポーツに親しめる場や機会の提供に向け、総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。

【スポーツ・レクリエーション団体の育成】

■指導者の育成

- 生涯スポーツ、少年スポーツなど、多様なスポーツの指導者育成を図るため、研修会、講習会などへの派遣を行い、指導者の資質の向上及び指導力の向上に努めます。

■スポーツ活動団体の育成

- 体育協会の拡充・強化とスポーツ事業などへの主体的な取組を促進し、また、スポーツ少年団の育成を図ります。

【スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備】

■拠点施設の充実・強化

- 市民の多様なスポーツ活動の需要に対応しながら、既存のスポーツ施設の維持管理及び施設の効率的な活用を図ります。
- スポーツ施設の拡張整備や施設の充実に努め、スポーツ活動の振興を図ります。

■利用しやすい環境整備

- スポーツ・レクリエーション施設の利用を促進するため、手続の簡素化など利便性の向上に努めるとともに、利用者のニーズに合ったスポーツ施設の運営の充実・効率化を図ります。
- スポーツ・レクリエーションの場を幅広く提供するとともに、利用者の利便性を考慮し、学校施設の開放を推進します。

文化振興

現況と課題

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、心の豊かさやゆとりある生活が求められ、市民の文化や芸術への関心も高まってきています。

本市においては、これまで各種文化施設の整備や芸術・芸能の鑑賞機会の提供、つくばみらい市文化祭などにおける文化・芸術団体への活動の場の提供などを行い、団体の育成を支援するとともに、文化の振興を図ってきました。

今後も、文化・芸術活動の充実を図りながら、活動を通じて市民が交流を深める機会の確保に努めていく必要があります。

本市では、市内16件（国指定文化財2件、県指定文化財8件、市指定文化財6件）の文化財について保護、保存活用を行っているほか、埋蔵文化財の包蔵地として、旧伊奈町地区の31箇所、旧谷和原村地区の55箇所、合計86箇所が指定されており、発掘調査で採取された遺物等を保存管理しています（平成19年12月現在）。

また、結城三百石記念館、間宮林蔵記念館の2施設において、関連資料を展示公開しているほか、史資料の保管場所を市内4箇所に設け、保存を進めています。さらに、重要無形民俗文化財である小張・高岡の「綱火」を始め、地域に根ざした伝統文化の保存・継承に努め、正しい形で次世代に引き継ぐ取組を積極的に推進しています。

これらの文化遺産については、近年の生活様式の変化や後継者不足などにより、文化遺産そのものを保存継承していくことが困難となってきています。今後も、適切な文化遺産の保存及び活用に関する手法について検討していく必要があります。



小張松下流綱火



高岡流綱火

指定文化財一覧

指定区分	種 別	名 称	指定年月日	所 在 地	管 理 者
国指定	彫刻	木造不動明王及び二童子立像	大正4年8月10日	板橋	不動院
	無形民俗	小張松下流	昭和51年5月4日	小張	小張松下流綱火保存会
		高岡流	昭和51年5月4日	高岡	高岡流綱火更進団
県指定	史跡	間宮林蔵の生家	昭和30年11月25日	上平柳	つくばみらい市
	史跡	間宮林蔵の墓	昭和30年11月25日	上平柳	間宮正孝
	建造物	不動院三重塔	昭和35年12月13日	板橋	不動院
	無形民俗	西丸山祈禱ばやし	昭和38年8月23日	西丸山地区	西丸山祈禱獅子保存会
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	昭和40年2月24日	小張	善空寺
	建造物	不動院本堂	昭和40年2月24日	板橋	不動院
	建造物	不動院楼門	昭和49年11月25日	板橋	不動院
	彫刻	木造阿弥陀如来立像及脇侍像	平成12年11月27日	福岡台入会地	大楽寺
市指定	歴史資料	間宮林蔵関係資料	平成4年3月3日	上平柳	間宮正孝
	彫刻	木造薬師如来坐像	平成7年6月1日	福岡台入会地	大楽寺
	彫刻	木造千手観音立像	平成12年3月31日	東栗山	千手院
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	平成12年3月31日	豊体	浄円寺
	彫刻	木造十一面観音立像	平成13年3月27日	福岡台入会地	大楽寺
	史跡	鉄火塚	平成13年3月27日	宮戸	つくばみらい市

資料：生涯学習課(平成19年12月1日現在)

埋蔵文化財一覧(旧伊奈町地区)

遺跡番号	名 称	遺跡番号	名 称	遺跡番号	名 称	遺跡番号	名 称
1	鹿島神社遺跡	9	小張貝塚	17	小張城趾	25	南太田八幡神社遺跡
2	上街道遺跡	10	南太田貝塚	18	前久保貝塚(湮滅)	26	東耕地遺跡
3	宮後古墳	11	東栗山貝塚	19	高岡古墳	27	柿木台遺跡
4	神生貝塚	12	東栗山南貝塚	20	高野台遺跡(湮滅)	28	狸穴遺跡
5	勘兵衛新田遺跡(湮滅)	13	足高貝塚	21	鎌田遺跡(一部湮滅)	29	野堀鹿島神社遺跡
6	野堀古墳	14	足高城趾	22	山王台遺跡	30	天神山遺跡
7	神生古墳群(一部湮滅)	15	三條院城趾	23	城中薬師前遺跡	31	南太田久保遺跡
8	大房地遺跡	16	板橋城趾	24	戸茂遺跡		

※文化財分布図では遺跡番号を青色で表示

資料：生涯学習課(平成19年12月1日現在)

埋蔵文化財一覧(旧谷和原村地区)

遺跡番号	名 称	遺跡番号	名 称	遺跡番号	名 称	遺跡番号	名 称
1	田村貝塚	15	西下宿遺跡(湮滅・区整)	29	東谷津遺跡	43	北ノ後南遺跡
2	並木古墳	16	筒戸 A 遺跡(湮滅・区整)	30	花輪前遺跡	44	西ノ脇南遺跡
3	福岡古墳群(湮滅)	17	筒戸 B 遺跡(湮滅・区整)	31	戸崎前遺跡	45	舟戸遺跡
4	下長沼貝塚(現在地不明)	18	西ノ脇遺跡(湮滅・区整)	32	南遺跡	46	西郷遺跡
5	洞坂畑遺跡(一部湮滅)	19	前田村遺跡(湮滅・区整)	33	上野台遺跡	47	上宿遺跡
6	浅間山貝塚	20	原遺跡(湮滅・車両基地)	34	水喰遺跡	48	南上宿遺跡
7	苗代山遺跡	21	北山遺跡	35	観音前遺跡	49	米ノ城遺跡
8	二本松遺跡	22	西山遺跡	36	中道遺跡	50	長町遺跡
9	東楮戸古墳群	23	風崎山遺跡	37	大堀遺跡	51	谷津北遺跡
10	茶畑遺跡(湮滅)	24	荻砂遺跡	38	和台遺跡	52	谷津東遺跡
11	福岡新宿遺跡	25	神明遺跡	39	イカツチ遺跡	53	下馬木古箸遺跡
12	筒戸城遺跡	26	寺町遺跡	40	玉金遺跡	54	内宿遺跡
13	大谷津A遺跡(湮滅・区整)	27	飯塚遺跡	41	並木遺跡	55	沼端遺跡
14	大谷津B遺跡(湮滅・区整)	28	前畑遺跡	42	北ノ後北遺跡		

※文化財分布図では遺跡番号を赤色で表示

資料：生涯学習課(平成19年12月1日現在)

文化財分布図

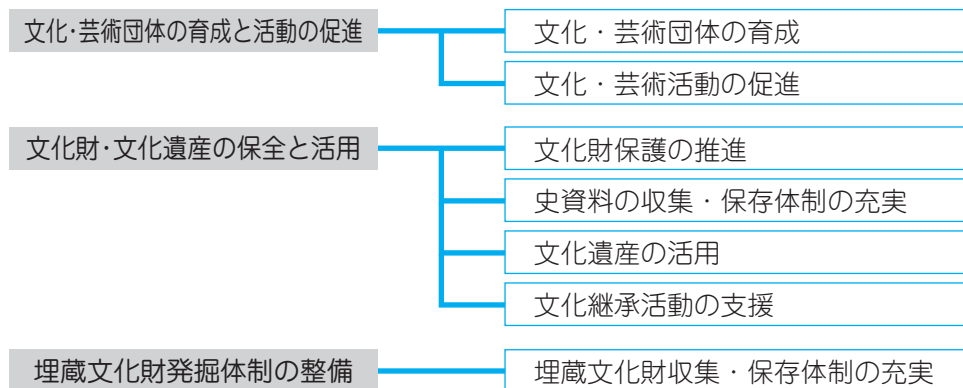


基本方針

- 文化・芸術団体の育成及び活動を支援し、文化振興を図ります。
- つくばエキスプレス開業など地域の開発が進む現在、市内に残る有形・無形文化財、史資料など歴史的価値のある文化財遺産を保護し、後世に伝えていきます。また、それらをもとに歴史や文化に触れ、学び合う機会を増やし、文化活動の交流促進を図っていきます。
- 埋蔵文化財の所在の確認や各種調査を的確に行い、埋蔵文化財の保護を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
文化祭参加者数	4,000人	4,200人	市民の文化・芸術活動の発表の場となる文化祭参加団体や市民への周知を徹底し、文化祭参加者数の増加を目標とします。
文化施設利用者数	8,174人/年 (H18年度)	8,500人/年	文化施設（岡宮林蔵記念館・結城三百石記念館）の維持管理と有効利用に努め、文化施設利用者数を増加させることを目標とします。
資料保存公開施設の整備	—	完成 (H20年度)	郷土史資料等の保存及び有効活用を図るため、一般公開に向けた施設整備の完成を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【文化・芸術団体の育成と活動の促進】

■文化・芸術団体の育成

- 自主的・創造的な芸術・文化活動の普及向上を図るため、地域に根ざした文化・芸術団体の育成を促進するとともに、関係情報の提供を進めます。

■文化・芸術活動の促進

- 各種文化講座・教室やつくばみらい市文化祭の開催など、文化・芸術に触れ、活動に参加できる交流の場を広げ、文化・芸術活動の促進を図ります。

【文化財・文化遺産の保全と活用】

■文化財保護の推進

- 文化財保護審議会の円滑な運営を図りながら、指定文化財の損耗や老朽化などの現状を常時把握し、保存、活用のために必要な管理指導を行います。
- 文化財の修繕等が必要な際には早急な対応ができるよう、管理者・保存団体の支援を図ります。

■史資料の収集・保存体制の充実

- 郷土史資料、行政文書等の収集の定着化を図るとともに、保存方法や公開方法を検討し、歴史資料や行政への有効な活用を図ります。
- 各種資料に関する文献等の発行を通じ、文化歴史等の情報を広く伝えていきます。

■文化遺産の活用

- 既存記念館施設の維持管理に努めるとともに、施設の有効な利用を図ります。

■文化継承活動の支援

- 無形民俗文化財や伝統芸能を伝承している団体に対して、補助金等による支援を行い文化財の維持を進め、併せて市民の民俗文化への関心の向上を図ります。

【埋蔵文化財発掘体制の整備】

■埋蔵文化財収集・保存体制の充実

- 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、重要遺跡の調査を推進します。
- 開発事業等と埋蔵文化財保護との調整を図るため、開発関係者と連携し事前の調査・調整を行うとともに、発掘調査など適切な保存措置に努めます。
- 埋蔵文化財保護体制づくりのため、専門的知識を持つ人材の養成・確保に努めます。
- 現在の各資料保存施設内の収納整理を進めるとともに、新たな収納場所の確保についても検討し、併せて貴重な文化財史料としての有効な活用を図ります。

青少年の育成

現況と課題

少子・高齢化、核家族化等による家庭教育環境の変化や、情報化、都市化の進展等による社会環境の変化、経済低迷による閉そく感など、青少年を取り巻く環境は、近年目まぐるしく変容し、青少年の意識や行動にも大きな影響を与えています。

これらの環境変化などを背景に、青少年は、社会性や自立心が不足していたり、コミュニケーション能力が低下しているといわれており、より一層の施策の強化とともに、家庭、学校、地域、行政、団体、企業がこれまで以上に連携・協働し、青少年の健全育成の取組を進めていくことが必要となっています。

これまでも、本市では、青少年の健全な育成と非行の未然防止のため、青少年相談員連絡協議会及び青少年育成つくばみらい市民会議が連携を取りながら、地域ぐるみで活動に取り組んできたほか、青少年活動を支える指導者の育成などに努めてきました。

今後も引き続き、これらの取組を続けながら、青少年の社会参加や交流活動等を積極的に支援し、多様な人間関係を形成する機会の確保を図ることが必要です。

基本方針

- 青少年の育成は、21世紀の本市を担う人材づくりという観点からも非常に重要であることから、学校、家庭、地域が連携して青少年の健全育成施策の実施を図ります。
- 青少年自身が多様な交流や自主的活動を通じ積極的に社会に参加し、自立心や豊かな人間性を身に付けられるよう支援します。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
青少年防犯パトロールの実施	—	12回/年	青少年健全育成のため、青少年相談員とともに月1回の市内巡回を実施することを目標とします。

施策の体系

青少年健全育成事業の推進
及び体制の充実

青少年育成体制の強化

【青少年健全育成事業の推進及び体制の充実】

■青少年育成体制の強化

- 家庭，学校，地域の連携協力のもとに，市民一体となって明日の郷土を担う青少年の心身共に健全な育成を図ります。
- 少年非行の早期発見や未然防止のため，学校，家庭，地域，各関係機関・団体との緊密な連携により，街頭指導の強化や少年相談の充実を図ります。
- 学校，家庭，地域，各関係機関・団体と一体となり，有害図書類の排除を促すなど，環境浄化活動を促進するとともに，地域や市街地の巡回の充実を図ります。
- 地域の子ども会やスポーツ少年団など，各種青少年団体，グループの自主的活動を支援，育成します。
- 地域行事，奉仕活動等への青少年の自主的，自発的な地域活動の参加を促進します。
- 青少年の健全な育成を図るため，地域活動における指導者の養成とリーダーにふさわしい資質の向上を支援します。



第5章

活力ある産業を育てるまち

(産業の振興)

前期基本計画

第1節	農業	134
第2節	工業	138
第3節	情報・メディア産業	140
第4節	商業	142
第5節	観光	144



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

現況と課題

本市の農業は、自然条件、地理的条件などに恵まれ、全国有数の優良農業地帯を形成し、地域経済の振興に重要な役割を果たしてきました。

本市の農用地区域面積は、平成19年4月現在で約19.07km²であり、全面積（79.14km²）の約1/4を占めていますが、遊休農地面積が約2.49km²と年々増加傾向にあります。

本市では、つくばエクスプレス沿線開発に伴い、急激に都市化が進んでおり、農業においては兼業化が進行し、土地利用型農業を中心とする担い手農家不足が深刻化しています。さらに、担い手農家不足により耕作されない農地が一部遊休農地となっている状況です。農用地を有効利用する観点からも、担い手への農地集積を一層進めていくことが課題です。

また、今後は、品目横断的経営安定対策への対応や、集落営農の組織化などを含めた担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営の基盤強化や生産基盤の整備を図っていく必要があります。

さらに近年では、有機農産物や無農薬農産物など、安全・安心な農産物への期待と関心が高まってきています。今後、本市の農業を振興するためには、農協などとの連携を図りながら、生産者と消費者の相互理解を深め、ふるさと産品や地産地消の仕組みづくり、市民農園、家庭菜園などによる首都圏の都市近郊型農業を確立していく必要があります。



稲刈りの様子

基本方針

- 本市の基幹産業である農業の発展を目指すため、農地の多面的な機能を保全しつつ、農業生産基盤の整備や生産体制の確立に努めながら、地域の立地に適した生産システムを確立します。
- 関係機関・団体との連携強化を図りながら、新規就農者や認定農業者、集落営農組合などに対する相談及び情報提供などの充実に努め、農業に携わる幅広い人材の育成・確保を推進します。
- 農畜産物の高品質化やふるさと産品づくりなど高付加価値型農業に取り組みながら、地産地消を推進し、安全・安心・新鮮な農畜産物を提供する魅力ある農業環境を構築します。また、市民農園や産地直売型農業など、本市の豊かな自然や特産品、地域内の施設を活用して、都市と農村との交流を推進します。
- 漁業・畜産の総合的な振興を図るため、魚種の保全と生産環境の向上に努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
担い手農家への土地利用集積率	17.9% (H18年度)	30.0%	遊休農地の解消や大規模担い手農家の育成を図るため、農地集積率の向上を目標とします。
認定農業者数	91人 (H18年度)	141人	農業を担う農家の育成を図るため、認定農業者の増加を目標とします。
市民農園の面積増加	28区画	56区画	多くの人に農業を通じ都市と農村の交流を図るため、市民農園の開設箇所及び区画数の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【農業生産基盤の整備】

■農用地の保全と活用

- 土づくり，化学肥料低減，化学農薬低減により，環境と調和した農業への転換を図り農村環境の保全に努めます。
- 違法性のない転用申請に関しては，耕作放棄地，不耕作地を中心に土地を有効活用していきます。耕作に適した農地に関しては，継続して作付けができるよう努めます。
- 違反転用を防ぐために農地パトロールを強化します。
- 諸事情で耕作ができない農家については，大規模農家や農業生産法人への貸付等の指導を行います。

■圃場基盤整備の充実

- 圃場整備未整備地区及び整備済地区については，引き続き整備・充実化を推進し，住みよい農村環境をつくるとともに，農業に取り組める環境整備を図ります。
- 生産性の高い農業を促進するため，水田・畑地における圃場整備未整備地区を対象に，担い手育成を念頭においた基盤整備事業を推進します。
- 圃場整備済地区においては，圃場の再整備による大区画化を長期的に図ります。

■かんがい排水整備の充実

- 渇水対策等に係る用排水路の整備の助成などを通じて，かんがい排水路等の生産基盤の整備を進めます。

【生産体制の充実】

■農業生産組織の育成

- 米・トマト・みつば・サラダホウレンソウ等の各生産部会を育成することにより，品質向上及び収量アップに努めます。
- 農業者年金については，認定農業者に重点を置き，個別の勧誘・指導により理解を進めます。
- 標準小作料改訂については，農業委員，認定農業者，学識経験者等の意見を参考にし，実情に即した金額を設定します。

■品質向上及び生産効率化への取組・支援

- 病害虫予防を目的とした箱苗防除に対する助成や，農業用プラスチック廃材等の処理に対する助成，銘柄産地指定に対する取組の実施等を行います。

【担い手の育成・確保】

■多様な担い手の育成・支援

- 経営規模の拡大や法人化を含めた経営改善への支援など，担い手が育つ環境への取組を推進します。

■担い手の確保

- 新規就農者や認定農業者、集落営農組合などに対する相談及び情報提供などの充実に努めるほか、技術向上のための団体活動支援、経営近代化支援、各種研修を実施し、優れた後継者を確保する体制の整備に努めます。

【農業環境の保全・整備】

■都市と農村の交流基盤の充実

- グリーン・ツーリズム実践団体の活動を支援し、市民と都市住民との交流を図りながら、農村への理解を深めていきます。
- 市民農園の増設を図り、各種イベント等の開催などにより様々な交流を進めるとともに、市民が農業や自然を楽しく体験・学習できる場を目指します。

■地産地消の推進

- 地元で取れた農産物を市民の家庭や学校給食での食材として活用する「地産地消」を推進します。
- 学校や生涯学習等を通じて「食」、「食育」への理解や認識を深める機会を確保していきます。

■ふるさと産品づくり

- 新鮮な農産物を販売する直売所の活用や、魅力ある農業経営の実現を目指します。また、安全で付加価値の高い農産物のブランド化を促進します。

【漁業・畜産の振興】

■魚種の保全と畜産業の振興

- 関係機関と連携しながら、減少しつつある魚種の稚魚の放流事業を進めます。
- 水域環境の保全に対する啓もう活動を進めます。
- 家畜防疫や衛生環境の改善に努め、家畜の健康保持と生産性の向上などによる安全で高品質な畜産製品を産出する産地化を行います。

工業

現況と課題

本市では、市北部の工業専用地域へ大規模工場が立地し、市内各所に小規模企業が散在して立地しています。近年、事業所数及び従業員数が共に減少傾向となっており、雇用環境は依然として厳しい状況となっています。

本市の工業専用地域は、物流基盤を強化する広域幹線道路の整備が計画されていますが、新たな立地企業を呼び込むエリアがほとんどない状況です。そのため、企業立地を促進するために、既存工業専用地域の計画的な拡大を図る必要があります。

また、みらい平駅周辺地区内において、業務施設への誘致を促進し、複合市街地の早期形成に努めることが必要となっています。

今後は、ITの進展や経済のグローバル化といった社会経済情勢の激しい変化の中、立地企業や事業所の動向を適切に把握しながら都市基盤の設備充実を図り、企業誘致と企業活動の活性化を促進する必要があります。

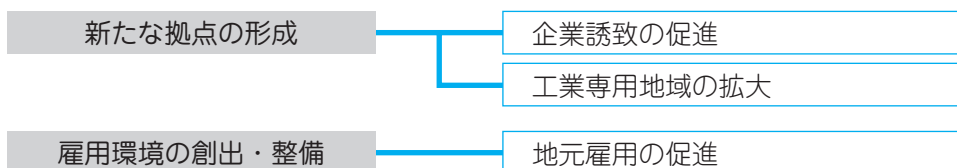
また、企業誘致に関しては、雇用機会の拡大や地元経済の活性化を目指し、雇用吸収力の高い企業や本市産業への経済的、技術的波及効果の高い企業の誘致に努めていく必要があります。さらに、地域の産業資源や交通網の充実による高速輸送など、本市の優位性を積極的にアピールしながら、様々な業種をターゲットに、既存企業とのつながりも踏まえつつ、本市への立地を長期的、継続的に働きかけていくことが重要です。

基本方針

- 本市の安定した財源及び雇用を確保するため、既存工業専用地域の計画的な拡大を図るとともに、本市の持つ立地条件を最大限活用した企業立地促進に努めます。
- 公共職業安定所を始めとする関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保、促進に努め、雇用環境の整備・充実を図ります。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
製造品出荷額	1,747億円 (H17年度)	1,760億円	市内の工業の振興と企業の誘致を図ることにより、製造品出荷額の増加を目標とします。(実績値は、平成17年工業統計調査による。)
市内事業所の従業者数	5,434人 (H16年度)	5,700人	市内における雇用の場の創出と地元雇用の確保に努めることにより、市内事業所の従業者数の増加を目標とします。(実績値は、平成16年工業統計調査及び商業統計調査による。)

施策の体系



施策の内容

【新たな拠点の形成】

■企業誘致の促進

- 技術先端型工場・研究所等の立地について県指定を受けている（技術先端型業種指定市町村）等のメリットを最大限に活用し、企業誘致に努めます。
- 市内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、企業誘致活動を促進し、財源及び雇用の確保に努めます。

■工業専用地域の拡大

- 本市の安定した財源及び雇用を確保するため、既存工業専用地域の計画的な拡大を図ります。

【雇用環境の創出・整備】

■地元雇用の促進

- 企業誘致の促進や公共職業安定所を始めとする関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。

情報・メディア産業

現況と課題

現在、我が国では、経済の低成長化、グローバル化、規制緩和、IT革命の進展、価格競争の激化、少子・高齢化社会の到来など、社会経済システムの転換を伴う大きな環境変化が進行しており、地域においても新しい時代に即応した産業振興施策が求められています。

このような潮流の中、本市では茨城県と一体となって、マルチメディアなど高度情報技術を活用した先端的情報産業の集積を図る「メディアパークシティ整備構想」を進めてきました。

現在、「メディアパークシティ整備構想」の先導事業として整備した「ワープステーション江戸」では、ロケ機能を強化し、ロケ施設としてその利用実績を伸ばしています。

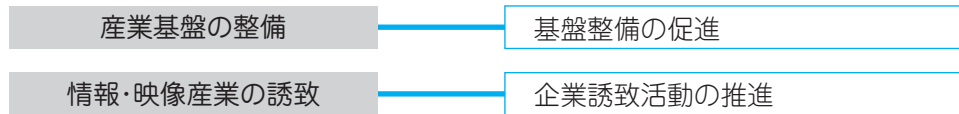
今後も、産業振興や地域経済発展のため、「メディアパークシティ整備構想」を引き続き推進する必要があります。そのため、ワープステーション江戸を核として、フィルムコミッション活動による周辺地域の振興を図りながら、関連産業の誘致など様々な取組を実施し、新しい時代に即応した産業振興を進めます。

基本方針

- 「メディアパークシティ整備構想」を推進するため、ロケ機能を核として“映像”という資源を中心とした地域振興策として位置付け、情報関連産業や映像関連産業の誘致を図るなど、新たな魅力創出に向けた取組を進めます。
- 県を始めとした関係機関との連携を図りながら、柔軟な関連産業の誘致に努めます。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
合併特例債事業となっている「都市幹線2号」の事業進捗割合	—	42.6%	先端的情報産業の集積と情報発信ができる拠点都市の基盤整備を目指すため、都市幹線2号の整備進捗割合を目標とします。
メディアパークシティ整備構想エリアへの企業誘致	—	1社 (事業所)	茨城県及び(株)メディアパークつくばと連携し、ロケ関連産業（映像メディア産業）の誘致活動による企業誘致を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【産業基盤の整備】

■基盤整備の促進

- 県と調整を図りながら基盤整備を促進していきます。

【情報・映像産業の誘致】

■企業誘致活動の推進

- 情報関連産業や、ロケ施設としてのワープステーション江戸と連携のとれたロケ関連産業（映像メディア産業）の誘致を推進します。
- 企業誘致に当たっては、オーダーメイド方式、あっせん方式による企業立地促進に取り組み、柔軟に対応していきます。



ワープステーション江戸での撮影の様子

商業

現況と課題

これまで、本市の商業施設は、一部幹線道路沿いに点在する第2種大型店舗が見られたほか、その大半は日用品を扱う小規模店が住宅地等に形成されている状況でした。

しかし、つくばエクスプレスの開業により本市の商業環境にも変化が見られ、みらい平駅周辺地区の新たな拠点の形成により、商業・業務用施設の出店も進みつつあります。

商業機能は、市の活力を支える最も大切な機能であり、活発な商業活動こそがまちの活力の源であるといえます。そのため、人口増加が期待できる地域については、商業施設の誘致促進を図りながら、商業機能の充実に重点的に取り組んでいく必要があります。

一方、市内の小規模小売店については、近隣の大型量販店への消費者流出などの影響もあり、閉店する店も多く、店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいます。さらに、一部の住宅地においては、商業施設の撤退により、高齢者などが身近な生活物資を購入する際にも不便を生じている状況にあり、地域の課題となっています。

市内の中小企業や個人商店は、商品やサービスを提供する機能だけでなく、市民の情報の交流地として、また、地域文化を発信する拠点としての機能を有しています。そのため、商工会と連携し事業資金の融資や住宅リフォーム助成制度など様々な支援策を講じながら、市民の消費の促進と市内の商工業の振興を図っていく必要があります。

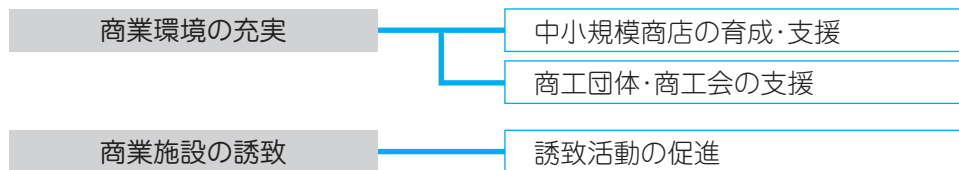
また、各商業地の個性や特性をいかながら、商業環境を活性化し、魅力ある商業地づくりを推進していくことが求められています。

基本方針

- 商業・業務用施設の適切な誘致による新たな商業拠点の形成や既存商店街の環境整備など、地域の商業機能を維持・充実する取組を進め、大型店と既存商店の共存共栄を図ります。
- 商工会と連携しながら、融資制度・助成制度の活用を促進するとともに、既存の商店の経営合理化や店舗の近代化、消費者の要求を満たす魅力ある店づくりへの改善など、消費者ニーズをとらえた地域商業力の向上に努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
融資あっせん件数	136件 (H18年度)	158件	地元の中小企業の経営の安定化や振興を図るため、自治金融制度の有効活用を促進し、利用件数の増加を目標とします。
年間商品販売額 (卸売・小売)	565億円 (H16年度)	600億円	大型商業・業務施設と既存の地元商業の共生により、年間商品販売額の増加を目標とします。(実績値は、平成16年商業統計調査による。)

施策の体系



施策の内容

【商業環境の充実】

■中小規模商店の育成・支援

- 商工会による経営診断や経営指導などを通して経営の合理化と近代化への意欲を促進し、地域の消費者ニーズに対応した商店経営の近代化を図ります。

■商工団体・商工会の支援

- 消費者ニーズに応じた個性的で独自性のある品揃えや良質なサービス、豊富な商品情報など魅力ある商店づくりを促進します。
- 商業活動を支援するため、商工会を中心とした情報の提供や指導、相談体制の充実に努めます。
- 安定した商業活動を支援するため、店舗改装や設備導入など経営の近代化を促進する各種融資制度の周知徹底と活用を促進を図ります。
- 商工会と協力し、地域の資源や伝統をいかしたイベントを開催するほか、観光や農業などの他産業とも連携し、魅力ある店づくり・商店街づくりを行います。

【商業施設の誘致】

■誘致活動の促進

- 市民の消費ニーズをとらえた商業集客施設の適切な誘致に努めます。

観光

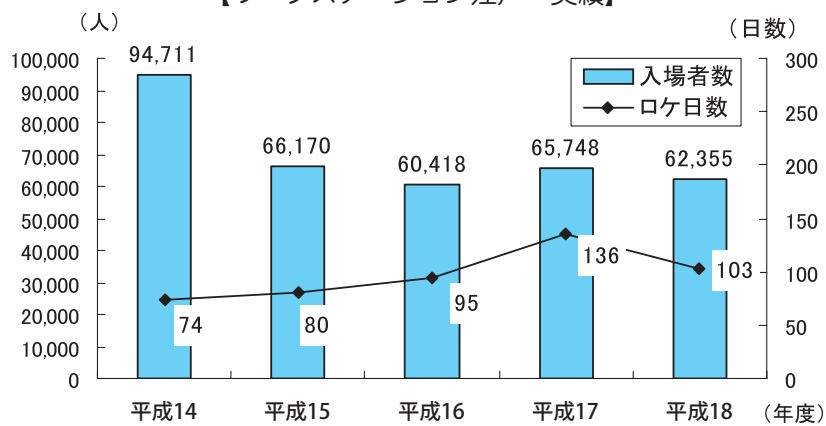
現況と課題

近年、人々の意識や思考、価値観の変化、週休2日制による自由時間の増加等を背景に、人々のライフスタイルが変化しつつあり、レジャーや余暇生活に重点を置く傾向も強くなっています。物質的豊かさから精神的豊かさへと、人々が求めるものの意識が変化する中、観光の持つ意味もそれを反映して変わりつつあります。観光は、自然、歴史、文化、芸術等に関して様々な体験や地域との交流がなされる過程で、地域の文化、経済活動を活性化させ、地域産業の振興にも大きく寄与するものと考えられます。

本市には、福岡堰の桜や板橋不動尊、綱火、ワープステーション江戸など、豊かな自然環境や貴重な史跡・文化財、各種施設などが数多く点在しています。これらの観光資源をバランスよく活用し、より一層の魅力向上に努めることにより、観光客の増加に向けた効果的な事業を実施していく必要があります。また、県内外で行われるイベントに積極的に参加し、本市のPRを図るなど、情報発信についても引き続き推進していく必要があります。

今後、幅広い地域との交流を促すためには、自らのまちの価値や魅力を正しく認識し、特色あるものは磨き、不足しているものについては創造し、つくばみらい市に興味を持って訪れてもらえるような環境を整えることが必要です。

【ワープステーション江戸 実績】



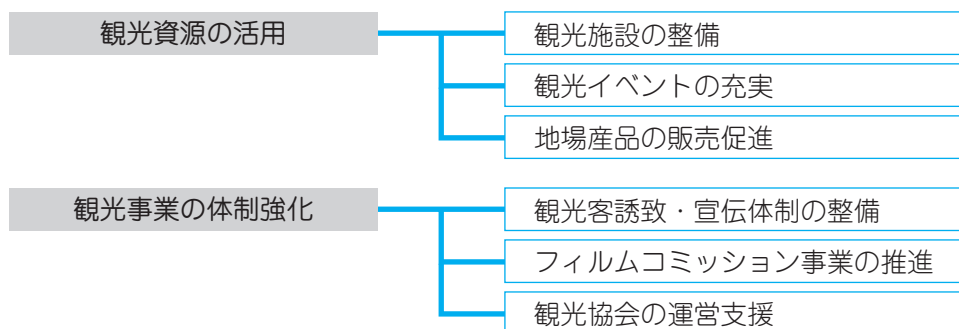
資料：企画政策課

基本方針

- 本市の恵まれた自然，文化，史跡など既存の観光資源の整備・充実を図るとともに，新たな魅力づくりに取り組みます。
- 観光資源にかかわる諸団体や企業，事業者，地域住民が連携し，観光客誘致や関連産業の振興の促進を図り，観光客の求めるニーズに対応した観光の振興に取り組みます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
主要観光拠点来場者数	92,000人/年 (H18年度)	96,000人/年	本市の特色をいかせる観光資源の掘り起こしなどにより，観光客来場者数を増加させることを目標とします。
観光協会の会員数	54件 (H18年度)	60件	観光客誘致や関連産業の振興を図るため，観光協会会員数（個人・法人）の増加を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【観光資源の活用】

■観光施設の整備

- 歴史公園の充実とその周辺整備を始め，福岡堰など，自然を基調とした観光，レクリエーション拠点の整備を図るとともに，地域の特色をいかした新たな魅力づくりに取り組みます。
- 広域観光ネットワークの形成を図り，広域的な観光の振興と集客体制を構築します。
- 旅行会社等との連携やインターネット等の活用により，観光情報を広く発信するとともに，顧客満足度の向上に努めるなど，リピーターの充実に向けた体制の整備を推進します。
- 公共施設や文化財，名所等への誘導を図るため，案内標識の整備を推進します。

■観光イベントの充実

- 観光協会を積極的に支援し，地域ぐるみのきめ細かな観光客の受入れ体制づくりに努めます。また，マスメディアの活用やインターネットによる最新情報の提供など効率的なPRに努め，観光イメージの定着化を図ります。

■地場産品の販売促進

- 農協・商工会・観光協会と一層の連携を図り、企画、広報・PR活動等を促進します。

【観光事業の体制強化】

■観光客誘致・宣伝体制の整備

- 本市を訪れる観光客に対し、観光ニーズに対応した適切な情報提供を図るため、インターネットでの広報及び各種メディア等への掲載を始め、観光パンフレット類の充実化や各種観光キャンペーンの強化を図ります。
- 市民・企業・関係機関が一体となって受入れ体制の充実を図り、観光客の誘致を促進します。
- つくばエクスプレス沿線の自治体と連絡を密にしながら、広域的な観光宣伝、誘客活動を推進します。

■フィルムコミッション事業の推進

- 映画・ドラマなどのロケ誘致に努めるとともに、撮影における施設の利用や宿泊施設の案内など、撮影協力体制の整備を行います。
- いばらきフィルムコミッションを始めとして県内の関係組織と連絡を密にしながら、情報提供を図ります。
- 「つくばみらい市エキストラの会」への支援強化を図ります。

■観光協会の運営支援

- 地域住民、地域産業に結びついた観光を促進するため、民間主導の組織や観光協会など、観光関連組織の育成・強化を図ります。



福岡堰の桜並木



ワープステーション江戸

第6章

みんなが主役の協働のまち

(コミュニティの醸成)

前期基本計画

第1節	市民活動への支援	148
第2節	広報・広聴	150
第3節	男女共同参画の推進	152
第4節	地域交流・国際交流	155



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

市民活動への支援

現況と課題

本市のコミュニティ活動は、行政区単位で組織された市民自治組織が中心となり、積極的な地域活動が行われています。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動のほか、環境保全や福祉、交流事業等を行うNPO法人の活動など、目的に応じて組織された各種の団体によるコミュニティ活動も活発です。

コミュニティ意識は地域社会への愛着の表れであり、地域の連携や助け合いの基本となるもので、市民生活に不可欠なものです。そのため、地域社会への連帯意識の高揚と、市民一人ひとりが地域社会における課題に対して、主体的に取り組む意識の改革や人材の養成・確保に努める必要があります。

本市では、コミュニティ活動の拠点として公民館やコミュニティセンター、学校施設や体育施設、各公園などが整備されていますが、近年、既存施設の老朽化が問題となっており、計画的な施設の改修・改築などの整備を進める必要があります。

また、地域の活動拠点である地区集会施設についても、老朽化に伴う改修等についての補助要望が出されており、引き続き支援が必要な状況です。

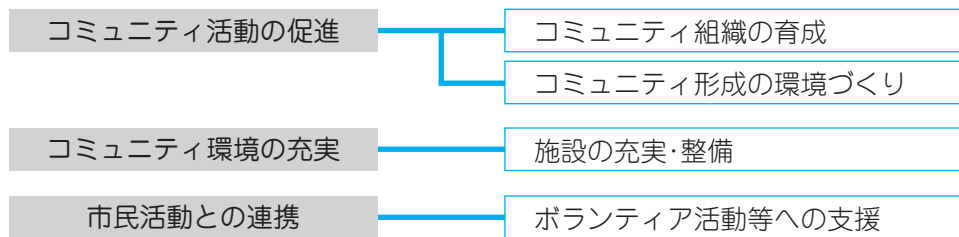
今後も、市の財政状況等を勘案しながら、活動の拠点となる施設の充実・整備を図り、市民の活動を支援する拠点づくりの促進に努めていくことが必要です。

基本方針

- 旧来からの市民と新しく市民となった人々の交流や、連帯意識づくりに向けて、時代に合った地域コミュニティの形成と活動の推進を支援します。
- 公民館やコミュニティセンターなど、市民の活動を支援する様々な既存の公共施設について、コミュニティづくりの拠点として施設の充実・整備を図ります。
- 多様な市民活動に対応できる組織体制の確立を図るとともに、各種情報提供を行い、市民活動を支援します。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
みらい平駅周辺地区における行政区の設定	1行政区 (みらい平陽光台)	20行政区	みらい平駅周辺地区における行政区の設立及び行政協力員の設置を目標とします。
集会施設整備補助金交付事業該当件数	5件/年	5件/年	円滑な地域行政の推進を図るため、集会施設の新築・改築・補修等をする行政区に対する建設費用補助を維持することを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【コミュニティ活動の促進】

■コミュニティ組織の育成

- 地域での様々なコミュニティ活動を支援するとともに、コミュニティ活動団体の育成に努めます。
- 研修会や講演会を通じ、自治組織のリーダーの育成及び資質の向上に努めながら、コミュニティの担い手づくりを推進します。

■コミュニティ形成の環境づくり

- 良好な地域コミュニティを形成するため、コミュニティ活動団体等との連携を図りながら、地域住民による住みよい地域づくりのための自主的な取組を支援します。

【コミュニティ環境の充実】

■施設の充実・整備

- 公民館やコミュニティセンターなど、市民のコミュニティ活動の拠点となっている施設については、地域や団体の自主性、独自性を尊重しながら施設の整備、充実を図ります。
- 地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については、市民による自主的な管理運営を推進しながら維持管理等について支援を行います。
- 学校教育施設等の公共施設の地域開放等を推進します。

【市民活動との連携】

■ボランティア活動等への支援

- 自治会やボランティア団体、NPO 法人などを始め、コミュニティ活動を進める団体等について、団体等の自主性を尊重しながら支援を行います。
- 地域住民の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援し、さらにその活動状況に応じて、組織の自立を促進します。
- 庁内に市民活動を支援するセクション等の設置を検討するなど、窓口の明確化に努め、市民活動支援体制の充実を図ります。
- 地域で活動する団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進します。
- 地域活動のリーダーや地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。

広報・広聴

現況と課題

社会経済環境の変化や市民の価値観が多様化する中、行政に対するニーズも様々な分野にわたり、できる限り市民の考えを各種の施策に反映させる必要があります。そして、近年では、市民の行政情報開示を求める意識も高まり、情報の伝達から共有、そして双方向のやり取りへと広報・広聴の役割が変化してきています。

地方分権時代においては、施策立案の初期段階から立案に至るまでの過程において市民と行政が情報を共有し、まちづくりのための協働関係を築いていくことが不可欠となります。

本市では、これまで「広報つくばみらい」などの紙媒体のほか、ホームページ等を活用して、市政や市民生活にかかわる情報の提供を行ってきました。

また、市ホームページにおけるメール機能の設置や、行政協力員を通じての各種要望等の受付など、市民の意見やニーズの把握に努め、市民の声をいかした市政運営を推進しています。

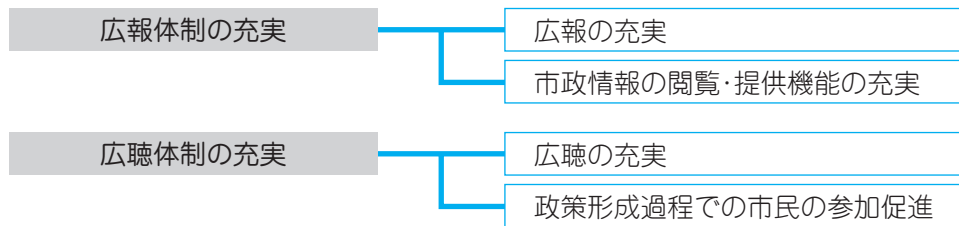
今後はより一層、行政への市民参加を促し、市民の意見が施策に反映される、開かれた市政を実現するため、説明責任を果たすとともに、情報公開の推進や広報活動の充実を図る必要があります。

基本方針

- 市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行を始め、ホームページなど様々な手段を使った PR 活動を積極的に推進します。
- 行政運営の透明性を高めるため、個人情報などの保護に十分留意しつつ、正確で分かりやすい行政情報の開示・提供に努めます。
- 市民の声を市政に積極的に反映するため、様々な機会を通じて、市民ニーズを的確に把握するよう努めます。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
ホームページのアクセス数及び内容の充実	18,870件/月	21,000件/月	有料広告の導入や市民に親しみやすいページづくりを心がけ、ホームページのトータルページにおけるアクセス数を増加させることを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【広報体制の充実】

■広報の充実

- 市政や市民生活にかかわる情報を、市民に分かりやすく確実に提供するため、広報つくばみらいの紙面の充実を図ります。
- 広報つくばみらいの作成に当たっては、スナップ写真、市民インタビューなどを掲載し、市民が広報をより身近に感じられるような親しみやすい紙面づくりの工夫を図ります。
- 分かりやすく、見やすいホームページの運営に努めます。

■市政情報の閲覧・提供機能の充実

- 市政情報発信の一つの手段として、市長と報道各社との記者会見実施に当たり、効率的で効果的な市のPRに努めます。
- 市内各地域で開催される事業やイベントの報道機関への事前通知（取材依頼）の周知を図ります。
- 市民総参加のまちづくりを進める上で情報の公開は必要条件となることから、必要な情報を分かりやすく提供できる情報公開制度を推進します。
- 財政状況等については、市民に理解が得られるよう、分かりやすい情報開示に努めます。

【広聴体制の充実】

■広聴の充実

- 市民の意向を把握する手段の充実（市民からの手紙、FAX通信等）を図ります。
- 市ホームページなどを活用し、市民とのコミュニケーションの充実に努めます。
- 行政相談委員の活動について、市広報紙、市ホームページを活用し、市民への周知に努めます。
- 行政相談委員との連携を図り、情報の共有に努めます。

■政策形成過程での市民の参加促進

- 市民対話集会の実施による地域住民との意見交換、問題意識の共有化に努めます。
- 市民と市長との対話の場を設け、市政に関する市民意識を把握するとともに、市民参加のまちづくりを推進します。
- 行政と市民が協働によるまちづくりを進めるためのルールづくりに取り組みます。

男女共同参画の推進

現況と課題

男女共同参画社会の実現は、国で「21世紀の最重要課題」とうたわれているほど、現代の日本にとって重要な課題の一つとされています。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定、さらに平成17年には「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、法律や制度の上では男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。

しかし、今なお、社会全体における男女の地位の平等感については男女差があり、本市においても、男女が平等な立場に立って、個性と能力をいかし、充実した生き方を選択できる男女共同参画社会の実現が求められています。

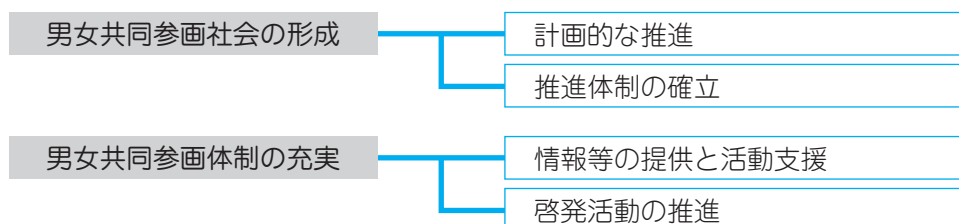
そのため、本市では、男女共同参画社会の形成に係る総合的指針となる計画の策定作業を進めており、今後は、策定される計画に基づいて、男女共同参画社会形成のための体制を整備するとともに、男女の人権が尊重される社会となるよう、市民、事業者、市のそれぞれが主体的かつ一体的に総合的な取組を推進していくことが必要です。

基本方針

- 男女が平等な立場に立って、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮していける男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画社会推進に係る計画を策定し、総合的な施策の展開を図ります。
- 男女共同参画が確立された地域社会の形成に向け、あらゆる世代の男女に対して、各種情報の収集・整理・提供を始め、多様な手法による市民意識の啓発を行い、男女平等意識の育成を図ります。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	12.8%	30.0%	男女平等意識の啓発を図り、社会全体で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合の増加を目標とします。 (実績値は、平成19年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」による。)

施策の体系



施策の内容

【男女共同参画社会の形成】

■計画的な推進

- 市民意識調査及び職員意識調査の結果などを踏まえながら、市民のニーズにこたえる各分野の事業展開を進めるための基本的考え方と基本的方向を具体的に示す計画を策定します。

■推進体制の確立

- 政策や方針の決定過程への男女共同参画を促進し、男女が共に社会の意思形成に参画し、能力を発揮することができる環境を整備します。
- 女性相談体制の整備に努めるとともに、暴力の防止と被害者保護を円滑に進めるため、専門機関との連携強化を図ります。

【男女共同参画体制の充実】

■情報等の提供と活動支援

- 男女が共に仕事を続けながら、育児・介護など家庭における責任を果たすことができるよう、事業所等に育児・介護休業の取得と職場復帰がしやすい環境づくりの整備について広報・啓発を進めていきます。
- 女性の再就職や起業に必要な能力開発、経営ノウハウ等の情報提供を行い、女性の自立意識を高める支援を行います。
- 家族が男女平等の意識を持って、育児、家事、介護を共に担い、ゆとりある生活ができるよう、家庭における共同参画の意識の醸成や職業生活と家庭生活の両立への支援を行います。
- 男女を問わず、すべての市民が地域活動や学習に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動など市民の自主的な社会活動への参加の支援を図ります。
- 自営業に従事している女性に対し、主体的に能力を発揮できるような環境を整備します。

■啓発活動の推進

- 社会的な性差にとらわれない考え方や行動を身に付けるとともに、個人の性が尊重され、男女の人権が平等に確保されるよう、家庭、学校、社会において男女平

等をはぐくむ教育を進めます。

- 広報紙やホームページを活用し、男女共同参画に関する国・県の動きを始め、市の男女共同参画推進状況など様々な情報を発信するなど、意識啓発事業を展開します。
- 男女共同参画に関する市主催の各種事業（講演会、セミナー等）や県内で行われるイベントへの参加を市民・事業所・団体に働きかけ、男女共同参画の意識の高揚を図ります。

地域交流・国際交流

現況と課題

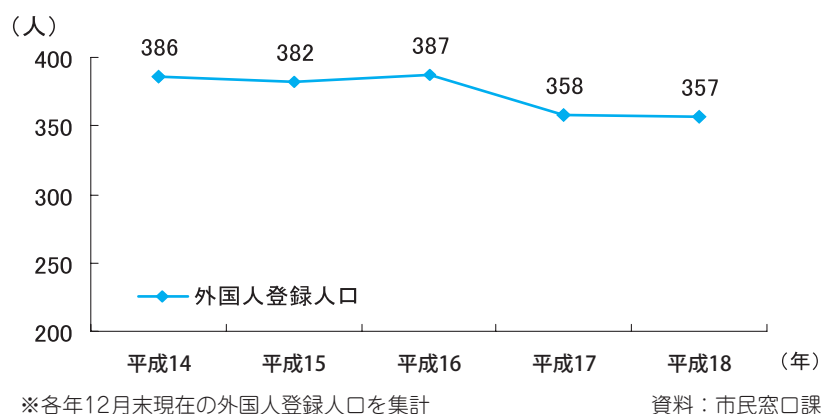
自動車の普及や道路網、鉄道網の整備などによる交通手段の発達や、携帯電話・インターネットなどの情報通信網の普及により、学校や自宅からでも様々な交流が可能な時代を迎え、人、モノ、情報の流れが飛躍的に拡大し、生活圏は大きく広がっています。

このような時代の中で、国内外との交流を広く進めていくことは、相互の潜在力を引き出し、都市の活力と魅力をもたらすことにつながります。

本市では、グリーン・ツーリズム（都市農村交流）実践団体の活動を支援しているほか、芸術文化・歴史・スポーツなど各種団体の交流を促進しています。また、語学教育における「外国語指導助手」の活用や公民館での外国語講座等の実施など、国際意識を高める取組も行っています。

つくばエクスプレスの開業によって飛躍的にアクセス性が向上し、さらに首都圏中央連絡自動車道の整備や広域幹線道路の整備など道路網の充実も図られていく中で、地域間・国際間の交流ニーズは高まっています。交流をはぐくむ受入れ体制や環境整備などを図るとともに、情報の受発信など多様な施策の展開により、今後も積極的に国内外の様々な人達との相互理解と交流の活性化を図り、活力ある地域づくりを進める必要があります。

【外国人登録人口の推移】

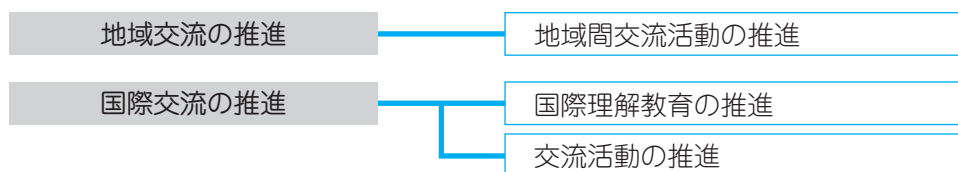


基本方針

- 行政と市民、団体それぞれが役割を認識・分担しながら、人的・文化的交流を通じ、地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 国際化時代における市民の国際感覚の醸成と国際的な視野を持った人材の育成を目指します。
- 地域で生活する外国人が暮らしやすいまちを目指すとともに、外国人との交流などを通じ、外国から見た本市のイメージアップに努めます。

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
地域交流イベント回数	1回/年	2回/年	市民農園栽培指導など都市と農村の交流を図るイベントの実施回数の増加を目標とします。
国際理解教育及び英語のコミュニケーション能力の充実	14校で4人	14校で8人	国際理解教育の充実及び児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図るため、ALTの増員を目標とします。
ホームページ英語版問い合わせ窓口	—	開設 (H23年度)	ホームページからの問い合わせ用メール送信フォームの英語版の構築を目標とします。

施策の体系



施策の内容

【地域交流の推進】

■地域間交流活動の推進

- グリーン・ツーリズム実践団体への支援などを始めとして、他地域との交流・連携を積極的に促進するとともに、各種交流事業の開催や他地域との相互交流の拡充を図ります。
- スムーズな交流が図れるよう、受入れ体制の充実化や地域の情報発信に努めます。
- 芸術文化・歴史・スポーツなどの市民・団体間の草の根的な交流を推進し、地域の活性化を図ります。

【国際交流の推進】

■国際理解教育の推進

- 国際理解のための生涯学習講座などを開催し市民の国際理解を深めるとともに、各種交流事業に広く市民の参加を求め、国際感覚の養成を図ります。
- 学校や地域、家庭において、次代を担う青少年や子ども達の国際理解教育の充実を図るなど、国際化に対応する人材の育成を図ります。

■交流活動の推進

- 市民レベルの国際交流を推進するため、また国際交流の担い手として、国際交流を進める各種団体等の支援・育成を図ります。
- 公共施設の案内板等への外国語表記など、言葉や文化、生活慣習を異にする外国人を受け入れるための環境を整備し、外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進します。
- 外国人との交流活動や市のPR活動等を充実させることにより、外国人から見た本市のイメージアップを図るとともに、市民と外国人との相互理解を深めます。



田んぼアート

第7章

安定した行財政基盤による自立したまち (適正な行財政運営)

前期基本計画

第1節 行財政運営……………	160
第2節 広域行政……………	165

行財政運営

現況と課題

我が国の経済は長期にわたる低迷期からようやく脱しつつありますが、今後は大幅な経済成長は望めず、安定的な経済成長を目指さざるを得ない状況にあります。国の財政は、景気回復のために国家予算の大幅支出を続けてきた結果、極めて厳しい状況にあります。

本市においても、税収には若干の伸びが見込まれるものの、三位一体の改革に伴う地方交付税の削減等により、非常に厳しい財政状況となっていることから、今後も増加が予測される社会保障関係費や教育関係の施設整備費、常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターのごみ処理施設更新費など、大規模な支出を視野に入れて行財政運営を行っていく必要性に迫られています。

そのため、本市では、合併効果の一日も早い具現化を目指し、平成19年3月に「つくばみらい市行財政改革大綱」及びその実施計画となる「つくばみらい市集中改革プラン」を策定しました。これらの計画に基づき、簡素で効率的な行政の実現を目指して行財政運営に取り組んでいます。

今後も、強力に行財政改革に取り組むとともに、行政評価システムの推進、組織・機構の見直し、職員定数の適正化、職員の能力開発などに努め、限られた財源を重点的・効果的に配分しながら、健全な財政運営を図っていくことが重要です。

■普通会計歳出性質別決算状況

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人件費	3,121,741	3,113,459	3,096,158	3,173,159	3,276,404	2,976,030
物件費	2,054,155	2,050,910	1,985,915	1,986,676	2,138,116	1,867,318
維持補修費	228,654	201,226	125,151	127,732	111,461	96,936
扶助費	555,359	586,095	700,897	807,540	799,661	1,010,259
補助費等	2,413,758	2,341,296	2,338,660	1,967,306	1,946,548	2,212,662
公債費	1,241,536	1,311,490	1,288,689	1,318,649	1,311,271	1,357,719
普通建設事業費	1,978,572	1,775,822	1,714,984	2,026,885	900,509	1,340,528
災害復旧事業費	—	—	—	7,421	—	—
失業対策事業費	—	—	—	—	—	—
投資及び出資金・貸付金	68,692	74,631	78,437	74,199	60,608	65,786
繰出金	1,664,764	1,812,501	2,154,869	2,010,153	1,834,931	1,995,771
積立金	14,190	817	18,027	462	280,978	2,004
計	13,341,421	13,268,247	13,501,787	13,500,182	12,660,487	12,925,013

※普通会計＝平成16年度までは一般会計のみ。平成17年度からは市営分譲住宅特別会計を含む。(17年度創設により)

資料：財政課

■地方税及び地方交付税の推移

(単位：千円・%)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
地方税①		5,025,143	4,876,203	4,617,368	4,836,112	4,959,978	5,374,527
	H13を 100とした時	100.0	97.0	91.9	96.2	98.7	107.0
地方交付税②		4,246,135	3,671,832	3,368,393	2,944,599	2,503,879	2,501,620
	うち普通交付税	3,966,186	3,398,578	3,114,130	2,709,833	2,284,047	2,075,478
	H13を 100とした時	100.0	85.7	78.5	68.3	57.6	52.3
	うち特別交付税	279,949	273,254	254,263	234,766	219,832	426,142
	H13を 100とした時	100.0	97.6	90.8	83.9	78.5	152.2
①+②		9,271,278	8,548,035	7,985,761	7,780,711	7,463,857	7,876,147
	H13を 100とした時	100.0	92.2	86.1	83.9	80.5	85.0

資料：財政課

基本方針

- 行政評価システムの推進，組織・機構の見直し，職員定数の適正化，職員の能力開発の推進等を通じ，効率的な行政運営と市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供に努めます。
- 安定した財源の確保を図るとともに，限られた財源を重点的・効果的に配分し健全な財政運営に努めます。

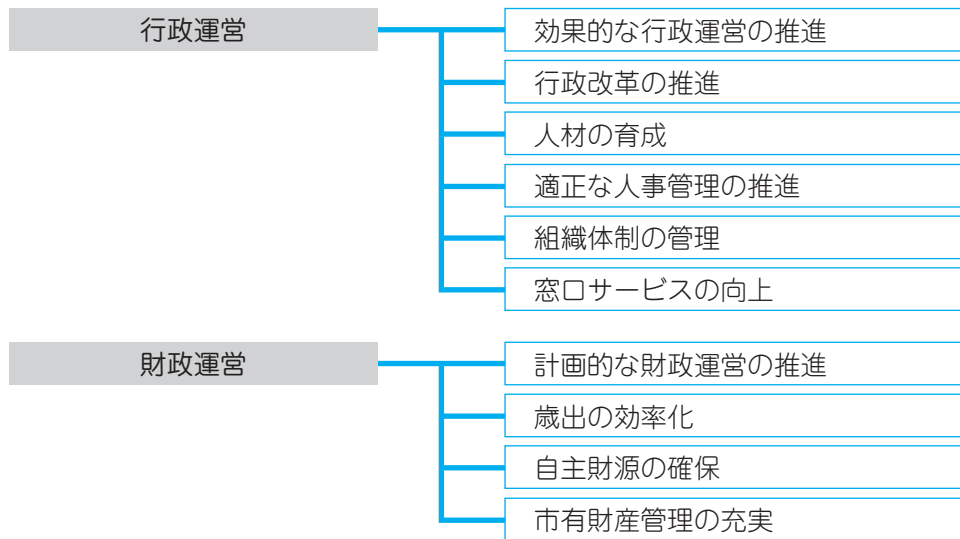
【行政運営】

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
行政評価システムの導入	—	導入 (H20年度)	質の高い行政を実現するため，行政評価システムの導入を目標とします。
市長選挙の投票率	58.05% (H18年)	60.00%	市民参加の最も代表的な手段の一つである市長選挙の投票率向上を目標とします。
職員特別研修受講者数	32名	全職員	職員の資質の向上を図るため，特別研修の受講を全職員に拡大することを目標とします。

【財政運営】

指標名	実績値 (H19年度)	目標値 (H24年度)	指標の考え方
経常収支比率	97.5% (H18年度)	90.0%以下	経常収支比率を90.0%以下にすることを目標とします。
公債費負担比率	12.0% (H18年度)	15.0%以下を 維持	公債費負担比率について，15.0%以下を維持することを目標とします。
市税収納率 (現年度+過年度)	94.5% (H18年度)	94.8%	市税収納率を94.8%にすることを目標とします。

施策の体系



施策の内容

【行政運営】

■効果的な行政運営の推進

- 地方分権による権限委譲や市民ニーズの多様化などの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を推進します。
- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを進めるため、相互の役割分担の明確化と連携の強化に努めます。
- 行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、費用対効果を慎重に検討しつつ、電子自治体の構築を進めます。電子自治体の構築に当たっては、安定したサービスの提供を確保するとともに、データ等の適切な管理を行い、個人情報等の漏えい防止策を講じます。

■行政改革の推進

- 行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき不断の行政改革を推進するとともに、簡素で効率的な行政運営を行い適正な進行管理に努めます。
- 質の高い行政の実現と市民の視点に立った成果重視の行政への転換を目指し、行政評価システムを構築し、その推進を図ります。

■人材の育成

- 行政運営を効率的・効果的に推進するため、時代に即した研修内容の充実に努め、職員の資質や能力の向上を図ります。
- 職員の意識改革、業務遂行能力の向上、適正な処遇への反映等を図るため、更なる人事考課制度の改善、考課者レベルの向上に努めます。

■適正な人事管理の推進

- 職員の能力を引き出し、組織の総合力を向上させる人事システムと組織の確立を図り、組織力を高めます。

- 職員の適性と意向を重視した人材を配置するなど、適材適所な人事配置を実施します。

■組織体制の管理

- 職員の健康管理や職場における安全や衛生面における適正な管理，福利厚生 の推進による元気で意欲的に働ける環境づくりを行うとともに，より少ないコストで効率的な事務執行ができるように職場環境の整備，充実を図ります。
- 多様化，細分化する行政課題への対応，市民サービスの向上を図るための組織・機構の再編に努めながら，総合的・横断的な課題への速やかな対応に努めます。

■窓口サービスの向上

- 市民の身近な窓口サービスにおいて，関係部課の連携強化等により事務手続の迅速化などを図るとともに，各種手続を一度で行える総合的な窓口サービスの提供を目指したワンストップサービスについて検討します。
- 電子化されたデータの適切な管理を行うとともに，庁内ネットワークやインターネットを活用し，より質の高い市民サービスの提供と効率的な行政運営を図ります。

【財政運営】

■計画的な財政運営の推進

- 施設の維持管理経費や事務経費については，事務事業の必要性，有効性を再検討し，経費の抑制に努めます。
- 職員数の削減に取り組み，人件費の総額の抑制に努めます。
- 起債の借換えや，新規発行債の抑制により，公債費の削減に努めながら，後年度負担額の軽減を図ります。
- 投資的経費については，市財政の現状を常に念頭に置き，事業の緊急度，重要度，有効度などを十分に検証し，コスト縮減を図ります。
- 各特別会計においては，適切な歳入のもと安定した会計運営のため，抜本的な経営改善に努め，赤字補てんのための一般会計からの繰入れは，原則として極力行わないものとします。
- 県内市町村や類似団体との均衡や社会情勢等を考慮しながら，市民の理解の中で公平性を確保し，行政と市民の役割分担の見直しも含めた受益者負担の適正化を進めます。
- 各部局に一定の基準で配分される枠配分予算や工夫・改善の結果に応じた額を次年度にその部署に優先して配分するインセンティブ予算の導入を進めます。

■歳出の効率化

- 補助金については，補助による効果を精査しながら，ゼロベース思考での更なる補助金の見直しなど，効率的な補助金制度の確立を目指します。
- 透明性の確保や公平・公正な競争原理，効率化の観点から，入札制度における公共工事の更なる適正化に努め，公共工事のすべてのプロセスにわたって総合的なコスト縮減に取り組めます。

■自主財源の確保

- 課税対象の適正な把握を行うとともに、コンビニエンスストア等での納付など納税機会の拡大について検討し、税等の口座振替の推進などにより市民の利便性向上を図るほか、自主財源の確保に努めます。
- 徴収率の向上に向けて、職員の収税能力を高めつつ、新たな徴収対策等の導入を検討するとともに、悪質・常習滞納者については、滞納処分の執行等を行い、滞納額縮減に努めます。
- 定住人口の拡大や企業誘致の促進などにより、税収の向上に努めます。
- 広報媒体への有料広告掲載など、新たな財源の確保に努めます。
- 合併時の合意として決定した都市計画税の導入や固定資産税の評価基準の統一を図ります。

■市有財産管理の充実

- 市有の土地・建物・公用車等の適切な維持管理を図るとともに、市の事業による活用や運用収益をあげるための有効活用について検討し、積極的な取組を図ります。



伊奈庁舎



谷和原庁舎

広域行政

現況と課題

本市では、広域行政として、常総地方広域市町村圏事務組合での、ごみ処理、消防、福祉センターや運動公園の運営などに取り組んでいるほか、各種の広域的行政サービスを実施しています。また、近隣市と各種協議会を組織し連携を図りながら、地域の活性化に向けた様々な活動を行っています。

公共交通や道路交通網の充実、さらには進展する情報通信網の整備に伴い、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて拡大し、行政区域を越えた広域的な都市間の連携と交流がますます重要となってきています。

そのため、市民の生活行動圏に対応した広域施策のニーズを的確に把握し、近隣の自治体との連携の強化を図りながら、質の高い行政サービスを提供することが必要です。加えて、国・県が実施するプロジェクトについても、近隣自治体と連携しながら促進していく必要があります。

また、広域行政に取り組むに当たっては、規模のメリットを十分にいかせるよう、その事業の必要性・有効性・効率性などの観点から慎重に検討を行った上で、事業の成果を見極めつつ、適切に事業を推進していくことが重要です。

■広域行政の概況

名 称	構 成	事業内容
常総地方広域市町村圏事務組合	常総市 取手市 守谷市 つくばみらい市	総合運動公園／ごみ処理施設／老人福祉センター／消防／視聴覚ライブラリー／職員の共同研修／総合防災センター／障害者支援施設
常総衛生組合	常総市 つくばみらい市	し尿処理
取手地方広域下水道組合	取手市 つくばみらい市	公共下水道
取手市外2市火葬場組合	取手市 守谷市 つくばみらい市	火葬場
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当／交通災害共済／公務災害補償
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	滞納整理
茨城県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村	後期高齢者医療

資料：企画政策課(平成19年12月1日現在)

基本方針

- 市民ニーズの多様化や行政の広域化など、様々な共通課題に対応した広域行政の取組の充実を図ります。
- 周辺自治体等と連携を図りながら、広域的な都市機能の整備を促進するほか、様々な公共施設や行政サービスの機能的、効率的展開により、広域行政の積極的な推進を図ります。

指標名	実績値 (H19 年度)	目標値 (H24 年度)	指標の考え方
公共施設の相互利用が実現している近隣市町村数	—	— (経年変化の監視)	市民の利便性向上につながる公共施設相互利用の可能施設数については、今後も周辺自治体との連携を図りながら経年変化を監視していきます。

施策の体系



施策の内容

【広域行政の充実】

■都市間連携体制の充実・強化

- 常総地方広域市町村圏計画に基づき、地域住民の生活向上と圏域の一体的発展を目指します。
- 近隣自治体との連携体制の充実・強化を図りながら、広域幹線道路の整備など広域的な都市機能の整備を促進し、これらの社会資本を最大限活用した都市圏の形成を図ります。
- 広域的な課題、行政制度等について調査研究し、周辺自治体と連携を図りながら、広域的な行政サービスの向上を図ります。

■共同事業の推進

- ごみ処理・消防・下水道・火葬場など一部事務組合で共同処理している事業については、構成自治体との連携を強化し、業務の効率化を図ります。
- 常総地方広域市町村圏事務組合が管理する運動公園や福祉施設などの利活用を始め、図書館等の相互利用、各種公共サービスの連携など、効率的な広域行政を展開します。
- 共同事業のための負担金の適正化など構成自治体間で財政運営に関する協議・検討を行いながら、広域行政の効果的な運営と市民サービスの向上を図ります。
- 多様化するニーズに応じ、新たな共同事業の創出など、近隣市町村との更なる連携を図ります。
- 国や県の情報収集に努め、連携を深めながら、国・県事業の促進に努めます。



Tsukubamirai City Comprehensive plan

つくばみらい市総合計画

附属資料

つくばみらい市総合計画策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成 18 年		
7.3	庁議	つくばみらい市総合計画策定基本方針の決定
7.20～8.16	審議会委員公募	公募委員 2 名
9.28～10.12	市職員アンケート調査	対象者：全職員
10.3～10.23	市民アンケート調査	配布数：3,000 票 回収率：35.6%
10.3	第 1 回 総合計画策定委員会	任命書交付（37 名） 総合計画策定方針について 総合計画策定スケジュールについて その他
10.16	第 1 回総合計画審議会	委嘱状交付（20 名） 諮問書伝達 総合計画策定方針について 総合計画策定スケジュールについて 市内主要施設等視察 その他
10.25	総合計画策定委員会 補助員選出	各課等職員（39 名）
12.7	第 2 回 総合計画策定委員会	総合計画の構成について 総合計画序論（案）について 人口フレームについて その他
平成 19 年		
1.15～1.18	地域団体懇談会	1.15 「農業・商業・観光」分野 1.16 「生活環境」分野 1.17 「教育・文化・スポーツ」分野 1.18 「保健・医療・福祉」分野
1.19	市長ヒアリング	総合計画について
1.25	第 3 回 総合計画策定委員会	総合計画序論（案）について 総合計画基本構想（案）について その他
2.7	第 2 回総合計画審議会	これまでの経過について 総合計画序論（案）について 総合計画基本構想（案）について その他
3.13	市議会全員協議会で説明	総合計画策定体制・スケジュールについて 総合計画基本構想（素案）について その他

年 月 日	事 項	内 容
5.30・31・6.2	市民懇談会（市内 4 会場）	総合計画とは（説明） 懇談会：市の「強み」「弱み」をテーマに、弱みを解消し、強みを伸ばすためのアイデア等についての意見交換
6.18	第 1 回 総合計画策定委員会 補助員会議	基本計画策定に係る各課原案調書の作成について その他
7.24	第 3 回 総合計画審議会	基本計画の体系について 基本計画検討資料について 基本計画策定のための意見交換 その他
8.7	第 4 回 総合計画策定委員会	総合計画序論・基本構想（素案）について 基本計画について その他
8.21	第 4 回 総合計画審議会	総合計画序論・基本構想（素案）について 基本計画（素案）について その他
8.29	市議会全員協議会で説明	総合計画基本構想（素案）について 総合計画基本計画（素案）について その他
9.7～9.20	総合計画素案についての 意見公募	序論・基本構想・基本計画の素案についての意見公募（1 名から意見があり、2 箇所を修正）
10.12	第 5 回 総合計画策定委員会	総合計画序論・基本構想・基本計画（素案）について 実施計画について その他
11.2	第 5 回 総合計画審議会	総合計画序論・基本構想・基本計画（素案）について 答申（案）について その他
11.2	つくばみらい市総合計画 案の答申	総合計画審議会会長からつくばみらい市総合計画案（序論・基本構想・基本計画）の答申
11.7	市議会全員協議会で説明	つくばみらい市総合計画について
12.18	第 4 回 市議会定例会	つくばみらい市総合計画基本構想議決
平成 20 年		
1.4	庁議	つくばみらい市総合計画基本計画決定

つくばみらい市総合計画策定基本方針

1 策定の趣旨

平成 18 年 3 月 27 日、伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生した。

本市は、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加え、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面している。

本市では、これらの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要がある。そこで、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定した「つくばみらい市まちづくり計画」を踏まえ、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、市民と行政のまちづくりの行動指針となる「総合計画」を策定するものである。

2 法的根拠

総合計画の策定根拠は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項による。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

3 計画の範囲

計画の範囲は、市が直接事業主体となる事業及び施策を基本とする。ただし、必要に応じて、国、県、民間等が事業主体となる事業も包含する。

4 計画の構成・計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

（1）基本構想

基本構想は、本市の行政運営の根幹となるもので、まちづくりの基本理念と市の将来像を定め、それを実現するための基本的な政策大綱を示す。

計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とする。

（2）基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる政策大綱の実現に向け、施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにする。

計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とするが、本市を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応するため、前期 5 年間・後期 5 年間の 2 区分とする。

（3）実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の事業計画及び財政計画を示す。

計画期間は 3 年間とし、毎年度ローリング方式により改訂する。

5 策定に当たっての基本的姿勢

地方分権の進展により、今後のまちづくりには、これまで以上に高い目標と実現性を兼ね備えた計画が求められている。そのため、計画策定に当たっては、特に、次の点を重視して取り組むものとする。

(1) 市民との関係

- ・市民の行政需要を正確に把握する。
- ・市民の行政への積極的参加を促進する。

(2) 議会との連携

- ・議会の意思の把握に努める。
- ・議員協議会等の場で、計画策定の経過報告等を行う。

(3) 財政の検証

- ・個別事業ごとに、経費の見積りと財源内訳の積算・検討を行う。
- ・概算経費の総額と財政フレームを検証する。

6 策定体制

総合計画は、地域社会のあらゆる課題に対処するための総合的計画であるため、各界・各層の意見を広く取り入れられる体制を構築する。また、庁内においては、全職員が共通の認識を持ち、一丸となって計画策定に当たる。

(1) 総合計画審議会

つくばみらい市総合計画審議会条例に基づき、総合計画審議会を設置する。

総合計画審議会は、市議会議員・市民・識見を有する者・市職員からなる委員20人以内をもって組織し、市長の諮問に応じ、総合計画策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。

(2) 総合計画策定委員会（庁内組織）

つくばみらい市総合計画策定委員会要綱に基づき、総合計画策定委員会を設置する。

総合計画策定委員会は、市職員を委員とし、総合計画策定に関し必要な事項を調査、研究、調整又は協議をする。

総合計画策定委員会に、資料の収集及び計画立案作業のため補助員を置く。

(3) 市民参加

総合計画の策定に当たっては、市民アンケートを実施し、市民のまちづくりに対する考え方を把握する。また、ホームページ・広報紙等を活用し、幅広く市民の意見を求め、それを計画に反映できる体制を整える。

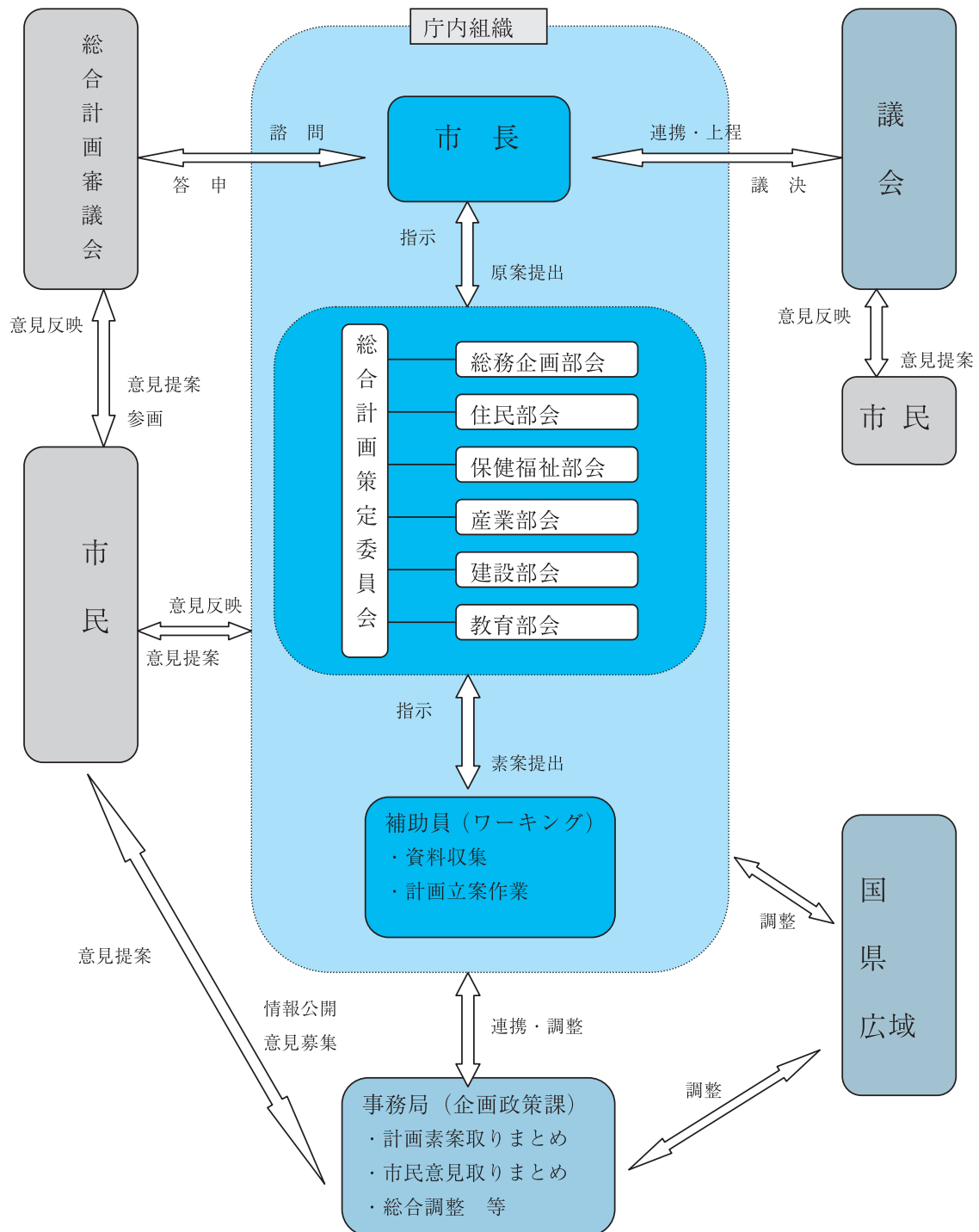
7 計画の名称

計画の名称は、総合計画審議会の協議の中で決定する。

8 策定期間

計画の策定期間は、平成18年度及び平成19年度とする。

策 定 体 系 図



つくばみらい市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 30 日

条例第 151 号

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、つくばみらい市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

（委員）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市民
- (3) 識見を有する者
- (4) 市職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長への答申をもって終了する。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長になるとともに、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第 7 条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 29 号）の定めるところによる。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくばみらい市総合計画審議会委員名簿

敬称略，選出区分ごとに 50 音順
「所属等」については，平成 18 年 10 月 16 日現在

選出区分	氏 名	所 属 等	備 考
市議会議員	岡田 伊生	つくばみらい市議会経済常任委員会委員長	
	豊島 葵	つくばみらい市議会議長	会 長
	廣瀬 満	つくばみらい市議会教育民生常任委員会委員長	
	松本 和男	つくばみらい市議会総務常任委員会委員長	
市 民	石塚 年男	つくばみらい市高年クラブ連合会会長	
	井土 正義	つくばみらい市区長会会長	副会長
	萱嶋 拓雄	つくばみらい市身体障害者福祉協議会会長	
	菊地 教夫	つくばみらい市 PTA 連絡協議会会長	
	古谷 清	茨城みなみ農業協同組合代表理事専務	
	古谷 道男	つくばみらい市区長会副会長	
	町田 弘	つくばみらい市伊奈商工会会長	
	宮島 孝明	つくばみらい市民生委員児童委員連合協議会会長	
市民公募	岡田 一枝	市民公募	
	片見 幸男	市民公募	
識見を 有する者	石塚 耕治	常磐大学コミュニティ振興学部地域政策学科教授	
	片見 元一	つくばみらい市農業委員会会長	
	桜井 勇	元伊奈町・谷和原村合併協議会委員	
	直井 茂	元伊奈町・谷和原村合併協議会委員	
	間宮 久子	つくばみらい市教育委員会委員長	
市 職 員	小林 弘文	つくばみらい市総合計画策定委員会委員長（市助役）	

つくばみらい市総合計画策定委員会要綱

平成 18 年 6 月 30 日

訓令第 36 号

（設置）

第 1 条 つくばみらい市総合計画の策定について必要な事項を調査，研究，調整又は協議をするため，つくばみらい市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 策定委員会は，次に掲げる事項について調査，研究，調整又は協議をする。

- （1）つくばみらい市総合計画策定についての方針に関すること。
- （2）基本構想，基本計画及び実施計画に関すること。
- （3）その他総合計画の策定に関し必要な事項

（構成）

第 3 条 策定委員会の委員は，市職員から市長が任命するものをもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は，委員のうちから市長が指名する。
- 4 委員長は，策定委員会の会務を総括し，会議の議長となる。
- 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。
- 6 委員長は，策定作業状況及び会議の経過を市長に報告しなければならない。

（部会）

第 4 条 策定委員会に次の部会を置く。

- （1）総務企画部会
- （2）住民部会
- （3）保健福祉部会
- （4）産業部会
- （5）建設部会
- （6）教育部会

2 部会は，第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事項のうち，専門的事項について調査，研究，調整又は協議をする。

3 部会の構成員は，委員長が指名する。

（補助員）

第 5 条 策定委員会の計画策定に係る資料の収集及び計画立案作業のため補助員を置く。

（会議）

第 6 条 策定委員会の会議は，策定委員会にあっては委員長が，部会にあっては当該部会長が，必要に応じて開催するものとする。

（庶務）

第 7 条 策定委員会の庶務は，総務部企画政策課において処理する。

（補則）

第 8 条 この訓令の施行に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

みらい企第 65 号
平成 18 年 10 月 16 日

つくばみらい市総合計画審議会会長 様

つくばみらい市長 飯 島 善

つくばみらい市総合計画について（諮問）

つくばみらい市総合計画審議会条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 151 号）第 2 条の規定に基づき、つくばみらい市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

記

【諮問理由】

平成 18 年 3 月 27 日、伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生しました。

本市は、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加え、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

本市では、これらの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。そこで、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定した「つくばみらい市まちづくり計画」を踏まえ、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、市民と行政のまちづくりの行動指針となる「総合計画」を策定するため、貴審議会の意見を求めるものです。

平成 19 年 11 月 2 日

つくばみらい市長 飯 島 善 様

つくばみらい市総合計画審議会
会 長 豊 島 葵

つくばみらい市総合計画について（答申）

平成 18 年 10 月 16 日付けみらい企第 65 号で諮問のあったこのことについて、本審議会
で慎重に審議した結果、別添の計画案のとおり答申します。

なお、答申に当たり下記の意見を付すので、これに留意するとともに、計画の実現に向け
てまい進されるよう希望します。

記

- 1 本計画の実現に向け、計画の内容を広く周知するとともに、市民・事業者・行政の協働
によるまちづくりを推進するため、行政情報を積極的に提供し、市民等に十分な理解と協
力が得られるよう努められたい。
- 2 本計画は、合併して初めての総合計画であることから、合併の効果を最大限にいかしな
がら、速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展に向けた諸施策を積極的に推進されたい。
- 3 地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期にあることから、その動向に十分留意し、柔
軟かつ的確な対応を図られたい。
- 4 各種施策・事業の実施に当たっては、緊急性や市民の視点からの優先性、財政状況など
を総合的に勘案し、計画的な推進を図られたい。
- 5 本計画の推進に当たっては、限られた財源を有効に活用し、合理的かつ効果的に取り組
むとともに、更なる行財政改革に努められたい。

市民アンケート調査結果

1 市民アンケート調査の概要

① 調査の目的

新しいまちづくりを進めていくための指針として策定する「つくばみらい市総合計画」に、合併後の市民の新たな意見や提案を取り入れるための基礎資料とすることを目的として実施した。

② 調査方法

調査対象者：市内に居住する 20 歳以上の男女

抽出方法：無作為に抽出

配付・回収方法：郵送配付・郵送回収

調査期間：平成 18 年 10 月 3 日～ 10 月 23 日（11 月 10 日着分まで集計）

③ 配付・回収状況

配布数： 3,000 票

回収数： 1,068 票

回収率： 35.6%

④ 集計について

※四捨五入の有効数字の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

※要求回答数を超える等、設問の要求形式に沿わない回答を無効とした。

※無回答・無効は合わせて不明として表示

⑤ 調査項目

I 住みやすさについて

II 生活環境について

III これから期待される具体的なまちづくりについて

IV あなた自身のことについて

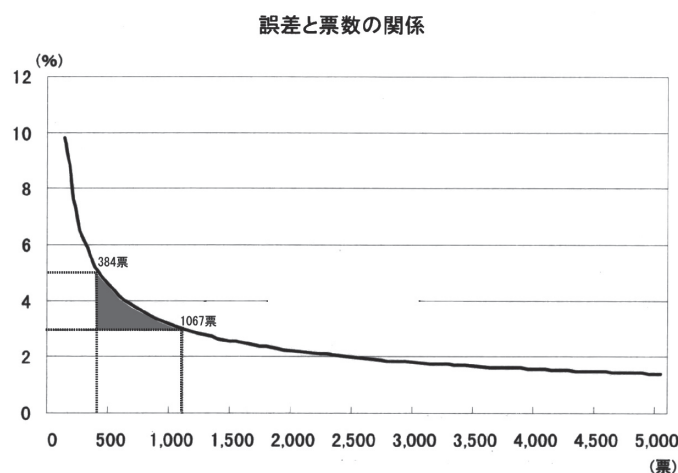
※アンケートの回収票の信頼性

アンケート票数と誤差との関係は、当然アンケート票数が少ないと誤差は大きく、アンケート票数が多いと誤差は少なくなります。

しかしその関係は一定ではなく、富士山の稜線のカーブのような関係にあります。【下図参照】つまり、票数が少ない時は票数を少し増やすことにより誤差が大幅に減少しますが、ある一定の数を超えると、票数を大幅に増やしても誤差はほとんど変わらなくなります。

統計学的には、この「一定の数」は、目標誤差：3%～5%以内であれば良いとされており、それを下記の計算式で逆算すると概ね 400 票～ 1,100 票程度であることが算出されています。

つまり、有効回答票の回収数がこの程度あれば、住民意向の把握として十分納得できる数字になると言えます。



《参考》サンプル数（アンケートの有効回答票数）と誤差との関係式

必要なサンプル数 = (有意水準² × P (1 - P)) ÷ 目標誤差%²

有意水準：統計学の「正規分布表」から有意水準 5%の定数 (= 1.96)

P : 誤差が一番大きくなるのは 50%のときなので 0.5

目標誤差：3%～5%以内であれば良いとされている。

【上記では 3%～5%の範囲を示しています。】

回収票数と誤差

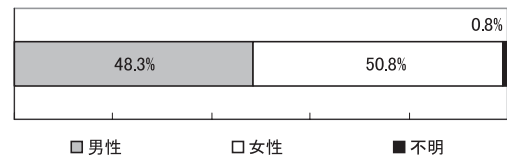
実施の結果として仮に 1,000 票の回答があったとすると、上記の式に入れて逆算すると、誤差は 3.1%となります。これは、例えば違う人を対象にして、今回と同じ調査を 100 回行った場合でも、有意水準 5%であるから 95 回は、その結果の%の値が ± 3.1%以内でしか変わらないということです。

2 回答者の属性

- 男女はほぼ均等，年齢では 60 歳代の割合が比較的高かった。
- 居住地区では小絹地区の割合が比較的多く，そのほか板橋地区と谷井田地区が多くなっている。
- 居住年数では生まれたときから住んでいる方が全体の 3 割程度，20 年以上の方が 4 割弱となっており，これらを合わせると約 7 割の方が，この地域に長くお住まいの方であることが分かる。
- 職業では，会社員（24.5%）と無職（高齢者含む。）（22.6%）の割合が最も高かった。
- 通勤通学地は，市内（18.2%）と通勤通学していない（29.6%）を合わせると約半数の方が市内が生活の中心になっている方が多い結果となった。（“不明”については，主婦の方などが選択されている部分が見受けられるため，それらを含めると過半数が市内となる。）

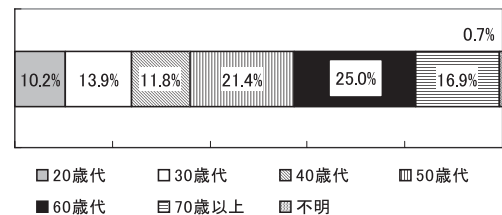
問14. 性別

	票数	%
1 男性	516	48.3%
2 女性	543	50.8%
不明	9	0.8%



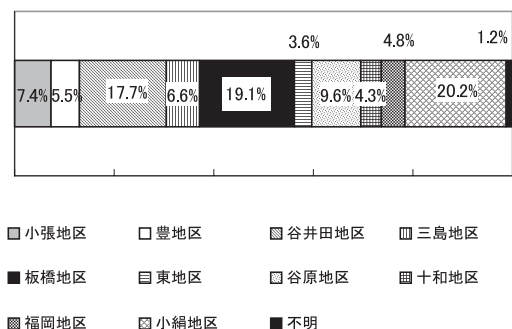
問15. 年齢

	票数	%
1 20歳代	109	10.2%
2 30歳代	148	13.9%
3 40歳代	126	11.8%
4 50歳代	229	21.4%
5 60歳代	267	25.0%
6 70歳以上	181	16.9%
不明	8	0.7%



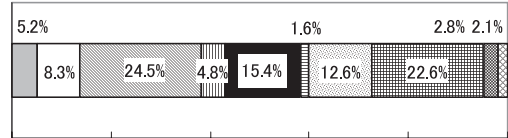
問16. あなたはどの地区にお住まいですか。(小学校区)

	票数	%
1 小張地区	79	7.4%
2 豊地区	59	5.5%
3 谷井田地区	189	17.7%
4 三島地区	70	6.6%
5 板橋地区	204	19.1%
6 東地区	38	3.6%
7 谷原地区	103	9.6%
8 十和地区	46	4.3%
9 福岡地区	51	4.8%
10 小絹地区	216	20.2%
不明	13	1.2%



問17. あなたの職業等は、次のうちのどれですか。

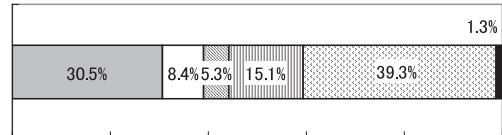
	票数	%
1 農林水産業	56	5.2%
2 自営業及び家族従業員	89	8.3%
3 会社員	262	24.5%
4 公務員・教員(団体職員含む)	51	4.8%
5 専業主婦・主夫	165	15.4%
6 学生	17	1.6%
7 パート・アルバイト(学生は含まない)	135	12.6%
8 無職	241	22.6%
9 その他	30	2.8%
不明	22	2.1%



- ☐ 農林水産業
- ☐ 自営業及び家族従業員
- ☐ 会社員
- ☐ 公務員・教員(団体職員含む)
- ☐ 専業主婦・主夫
- ☐ 学生
- ☐ パート・アルバイト(学生は含まない)
- ☐ 無職
- ☐ その他
- ☐ 不明

問18. あなたはいつからつくばみらい市(旧伊奈町・旧谷和原村)に住んでいますか。

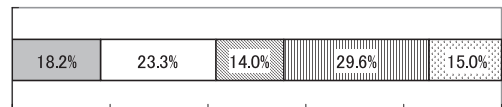
	票数	%
1 つくばみらい市で生まれた	326	30.5%
2 つくばみらい市に転入してきて5年未満である	90	8.4%
3 つくばみらい市に転入してきて5年以上10年未満である	57	5.3%
4 つくばみらい市に転入してきて10年以上20年未満である	161	15.1%
5 つくばみらい市に転入してきて20年以上である	420	39.3%
不明	14	1.3%



- ☐ つくばみらい市で生まれた
- ☐ つくばみらい市に転入してきて5年未満である
- ☐ つくばみらい市に転入してきて5年以上10年未満である
- ☐ つくばみらい市に転入してきて10年以上20年未満である
- ☐ つくばみらい市に転入してきて20年以上である
- ☐ 不明

問19. 通勤・通学地はどこですか。

	票数	%
1 つくばみらい市内	194	18.2%
2 つくばみらい市以外の茨城県内	249	23.3%
3 茨城県外	149	14.0%
4 通勤・通学していない(自営業者を含む)	316	29.6%
不明	160	15.0%



- ☐ つくばみらい市内
- ☐ つくばみらい市以外の茨城県内
- ☐ 茨城県外
- ☐ 通勤・通学していない(自営業者を含む)
- ☐ 不明

3 調査結果の概要

－ 住みやすさについて －

- 本市の住みやすさでは、市民の約4割強が普通と回答、住みやすいが住みにくいを上回り、「どちらか」として住みやすいまち」という評価である。
- 7割の方は本市に「住み続けたい」と感じており、その主な理由は、家や土地があり、働く場所があるなど生活基盤がこの土地にあり、住み慣れているという方が多かった。その他では「自然環境がよい」も住み続けたい要素にあがっている。
- 一方、「住み続けたくない」とした方は、将来の発展が望めない点、交通が不便な点という理由をあげる方が多く、そのほか、公共施設や医療施設が整っていないことも含め日常生活が不便であるから住み続けたくないという方が多かった。

－ 生活環境について －

- 満足度評価では、道路・交通ネットワークについては不満足が高くなっており、また公共交通・バリアフリーなどに対する施策についても不満足度が高い結果となった。
- 公園・緑地の充足度に関して比較的不満足度が高い傾向になった。また、近年の社会環境の悪化に伴い、公害や災害、防犯に関して満足度より不満足度の方が高く、危機感を持つ方が増えていることがわかる。また、交通安全対策については、満足度が極端に低い結果となり、道路交通問題への対策が必要であることがわかる。
- 福祉に関する評価では、介護保険を含む高齢者施策や障害者施策に対して4割程度が普通と答える一方、満足度が少なく不満足度が4割程度ある結果となった。また、医療施設や救急体制について、不満傾向が強いことがうかがえる。
- 教育・文化スポーツ関連施策については、公民館や図書館など生涯学習関連の環境について、4割程度が普通と答える一方、不満足度が4割程度ある結果となった。
- 産業については、観光や地域ブランドの活性化による交流人口の拡大や市民の雇用拡大に関する施策についての不満足度が高く、今後の課題であることがうかがえる。
- 市民参加に関する施策では、広報やHPによる情報提供は多少不満傾向はあるものの、おおよそ満足されているようであるが、行政への市民参加や市民の声の反映など、より積極的に市民が関与できるシステムが望まれていることがうかがえる。
- 行財政運営については、市役所の市民サービス内容や組織体制については普通が4割から5割となっている一方、多少不満傾向がある。また、今後のインターネットなどの情報技術の進展に対応した行政サービスのさらなる充実や隣接する市町村との連携がさらに求められていることがうかがえる。

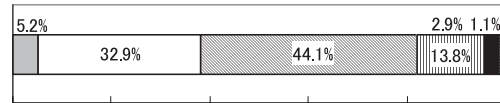
－ これから期待される具体的なまちづくりについて －

- 生活道路の整備や幹線道路の整備など道路整備に関する要望が高い結果となった。また、居住環境の整備においても、交通手段の整備が最も高いことから、道路・交通ネットワークの整備について今後本市において最も力を入れていくべき施策の一つと考えられる。
- 健康や福祉については、休日夜間などの救急医療体制の充実が求められており、今後体制の強化を図っていく必要がある。
- 少子化対策に関する設問では、母子保健サービスや医療サービスの充実などのほか、教育費や養育費など負担軽減を求める声が多い結果となった。
- 産業振興については、優良企業の誘致などを期待する方が多く、そして商店街の活性化、地場産業の振興を望む声が高い結果となった。
- 交流事業については、市内の交流よりも周辺市町村との交流促進を望む声が高い結果となった。
- 財政の健全化と行政事務の効率化、積極的な情報公開が上位となったものの、3位以下もそれぞれ拮抗しており、すべての選択肢をバランスよく推進していくことが必要と思われる。
- 住民参加の方法については、「ボランティア活動」や「地域の清掃や美化活動」と回答した方が多く、どちらかという地域コミュニティの活動の延長線上の参加を望んでいる傾向がうかがえる。

4 調査結果

問1. あなたはつくばみらい市を住みやすいと感じていますか。(1つだけ選んで○)

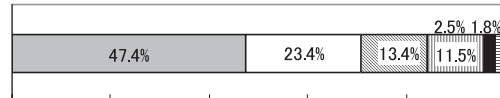
	票数	%
1 とても住みやすい	56	5.2%
2 住みやすい	351	32.9%
3 普通(どちらともいえない)	471	44.1%
4 住みにくい	147	13.8%
5 とても住みにくい	31	2.9%
不明	12	1.1%



- ☐ とても住みやすい ☐ 住みやすい
☐ 普通(どちらともいえない) ☐ 住みにくい
☐ とても住みにくい ☐ 不明

問2. あなたはつくばみらい市に住み続けたいですか。(1つだけ選んで○)

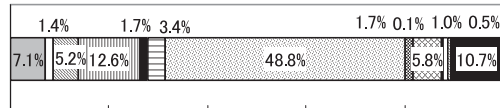
	票数	%
1 住み続けたい	506	47.4%
2 当分住みたい	250	23.4%
3 どちらともいえない	143	13.4%
4 できれば住み続けたくない	123	11.5%
5 住み続けたくない	27	2.5%
不明	19	1.8%



- ☐ 住み続けたい ☐ 当分住みたい
☐ どちらともいえない ☐ できれば住み続けたくない
☐ 住み続けたくない ☐ 不明

問3①. 問2で1又は2と回答した方にお聞きします。「住み続けたい」と考える理由は何ですか。(1つだけ選んで○)

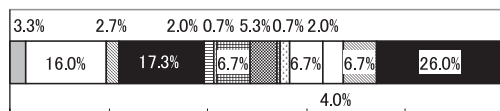
	票数	%
1 働く場所、家業がある	55	7.1%
2 交通が便利である	11	1.4%
3 この土地への愛着がある	40	5.2%
4 永年住み慣れている	98	12.6%
5 将来発展の可能性がある	13	1.7%
6 親兄弟や親戚、友人が近くにいる	26	3.4%
7 自分の家や土地がある	379	48.8%
8 公共施設が整っている	0	0.0%
9 日常生活が便利である	13	1.7%
10 自然環境がよい	45	5.8%
11 子どもの教育環境がよい	1	0.1%
12 医療施設が整っている	0	0.0%
13 近隣関係がよい	8	1.0%
14 その他	4	0.5%
不明	83	10.7%



- ☐ 働く場所、家業がある ☐ 交通が便利である
☐ この土地への愛着がある ☐ 永年住み慣れている
☐ 将来発展の可能性がある ☐ 親兄弟や親戚、友人が近くにいる
☐ 自分の家や土地がある ☐ 公共施設が整っている
☐ 日常生活が便利である ☐ 自然環境がよい
☐ 子どもの教育環境がよい ☐ 医療施設が整っている
☐ 近隣関係がよい ☐ その他
☐ 不明

問3②. 問2で4又は5と回答した方にお聞きします。「住み続けたくない」と考える理由は何ですか。(1つだけ選んで○)

	票数	%
1 働く場所が市外にある	5	3.3%
2 交通が不便である	24	16.0%
3 この土地への愛着がわからない	4	2.7%
4 住み始めたばかりで慣れていない	0	0.0%
5 将来発展の可能性があるが乏しい	26	17.3%
6 親兄弟や親戚、友人と離れている	3	2.0%
7 自分の家や土地がない	1	0.7%
8 公共施設が整っていない	10	6.7%
9 日常生活が不便である	8	5.3%
10 自然環境がよくない	1	0.7%
11 子どもの教育環境がよくない	3	2.0%
12 医療施設が整っていない	10	6.7%
13 近隣関係がよくない	6	4.0%
14 その他	10	6.7%
不明	39	26.0%



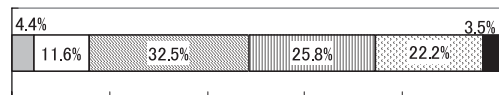
- ☐ 働く場所が市外にある ☐ 交通が不便である
☐ この土地への愛着がわからない ☐ 住み始めたばかりで慣れていない
☐ 将来発展の可能性があるが乏しい ☐ 親兄弟や親戚、友人と離れている
☐ 自分の家や土地がない ☐ 公共施設が整っていない
☐ 日常生活が不便である ☐ 自然環境がよくない
☐ 子どもの教育環境がよくない ☐ 医療施設が整っていない
☐ 近隣関係がよくない ☐ その他
☐ 不明

問 4. あなたはつくばみらい市の状況について、どのように感じていますか。(1つだけ選んで○)

1. 都市基盤などについて

①市内外への移動手段として、幹線道路網の整備状況はどうか。

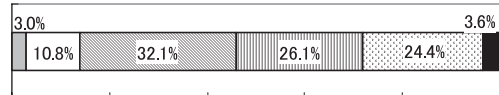
	票数	%
1 満足	47	4.4%
2 やや満足	124	11.6%
3 ふつう	347	32.5%
4 やや不満	276	25.8%
5 不満	237	22.2%
不明	37	3.5%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

②身近な生活道路の整備状況はどうか。

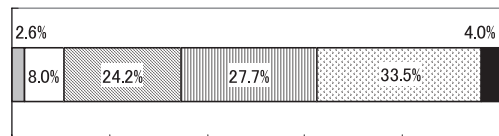
	票数	%
1 満足	32	3.0%
2 やや満足	115	10.8%
3 ふつう	343	32.1%
4 やや不満	279	26.1%
5 不満	261	24.4%
不明	38	3.6%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

③バス・鉄道など公共交通網の充実度はどうか。

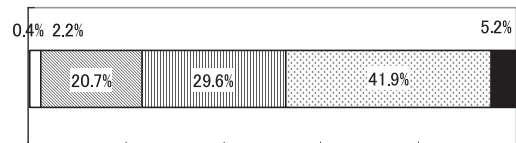
	票数	%
1 満足	28	2.6%
2 やや満足	85	8.0%
3 ふつう	258	24.2%
4 やや不満	296	27.7%
5 不満	358	33.5%
不明	43	4.0%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

④歩道の段差の解消などバリアフリーの環境となっているか。

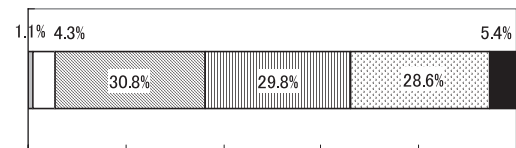
	票数	%
1 満足	4	0.4%
2 やや満足	24	2.2%
3 ふつう	221	20.7%
4 やや不満	316	29.6%
5 不満	447	41.9%
不明	56	5.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑤市街地は都市的で住みやすい便利な環境になっているか。

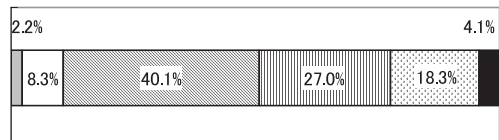
	票数	%
1 満足	12	1.1%
2 やや満足	46	4.3%
3 ふつう	329	30.8%
4 やや不満	318	29.8%
5 不満	305	28.6%
不明	58	5.4%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑥住みやすい快適な住宅地の環境が保たれているか。

	票数	%
1 満足	24	2.2%
2 やや満足	89	8.3%
3 ふつう	428	40.1%
4 やや不満	288	27.0%
5 不満	195	18.3%
不明	44	4.1%

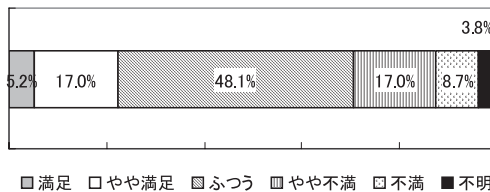


□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

2. 生活環境について

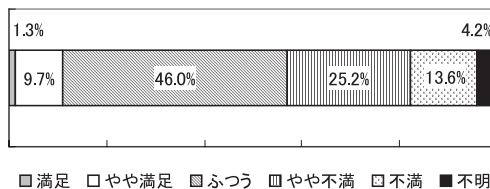
①緑地・河川などの自然環境は守られているか。

	票数	%
1 満足	56	5.2%
2 やや満足	182	17.0%
3 ふつう	514	48.1%
4 やや不満	182	17.0%
5 不満	93	8.7%
不明	41	3.8%



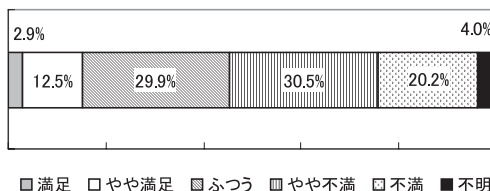
②水質汚濁・騒音対策・悪臭等の公害対策はされているか。

	票数	%
1 満足	14	1.3%
2 やや満足	104	9.7%
3 ふつう	491	46.0%
4 やや不満	269	25.2%
5 不満	145	13.6%
不明	45	4.2%



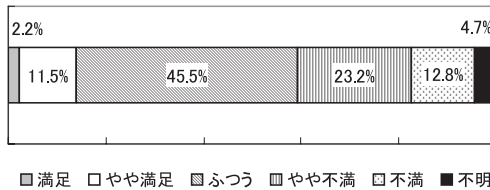
③市民の憩いの場として公園・緑地は充足しているか。

	票数	%
1 満足	31	2.9%
2 やや満足	133	12.5%
3 ふつう	319	29.9%
4 やや不満	326	30.5%
5 不満	216	20.2%
不明	43	4.0%



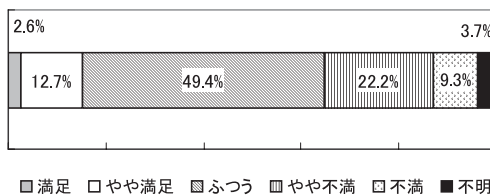
④街並みや自然景観など、景観の形成・保全はどうか。

	票数	%
1 満足	24	2.2%
2 やや満足	123	11.5%
3 ふつう	486	45.5%
4 やや不満	248	23.2%
5 不満	137	12.8%
不明	50	4.7%



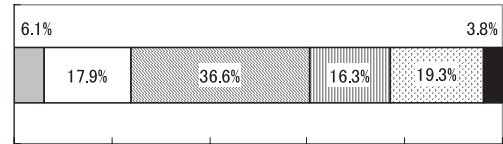
⑤ごみ処理体制・減量化・リサイクルは進んでいるか。

	票数	%
1 満足	28	2.6%
2 やや満足	136	12.7%
3 ふつう	528	49.4%
4 やや不満	237	22.2%
5 不満	99	9.3%
不明	40	3.7%



⑥下水道などの整備により生活環境が向上しているか。

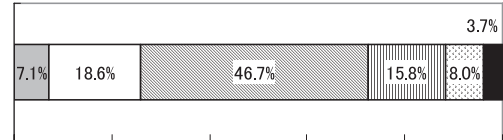
	票数	%
1 満足	65	6.1%
2 やや満足	191	17.9%
3 ふつう	391	36.6%
4 やや不満	174	16.3%
5 不満	206	19.3%
不明	41	3.8%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑦安全でおいしい水が安定して供給されているか。

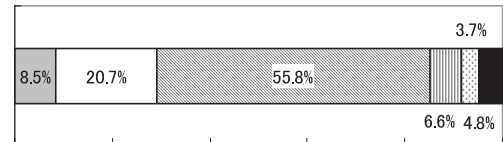
	票数	%
1 満足	76	7.1%
2 やや満足	199	18.6%
3 ふつう	499	46.7%
4 やや不満	169	15.8%
5 不満	85	8.0%
不明	40	3.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑧救急・消防体制は迅速に機能しているか。

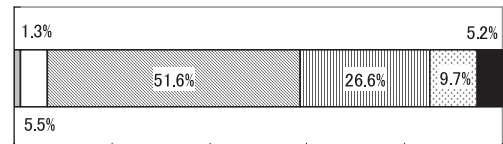
	票数	%
1 満足	91	8.5%
2 やや満足	221	20.7%
3 ふつう	596	55.8%
4 やや不満	70	6.6%
5 不満	39	3.7%
不明	51	4.8%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑨地震・水害・火災などに対する対策は充分か。

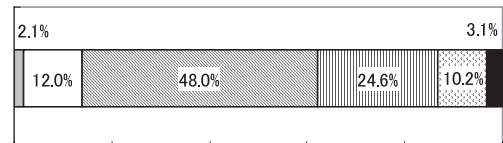
	票数	%
1 満足	14	1.3%
2 やや満足	59	5.5%
3 ふつう	551	51.6%
4 やや不満	284	26.6%
5 不満	104	9.7%
不明	56	5.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑩市民が安心して暮らせる犯罪の少ないまちとなっているか。

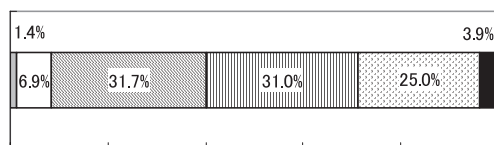
	票数	%
1 満足	22	2.1%
2 やや満足	128	12.0%
3 ふつう	513	48.0%
4 やや不満	263	24.6%
5 不満	109	10.2%
不明	33	3.1%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑪通学路・横断歩道などの交通安全対策は充実しているか。

	票数	%
1 満足	15	1.4%
2 やや満足	74	6.9%
3 ふつう	339	31.7%
4 やや不満	331	31.0%
5 不満	267	25.0%
不明	42	3.9%

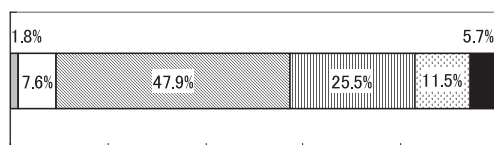


□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

3. 保健・医療・福祉について

①地域において安心して福祉サービスが受けられるか。

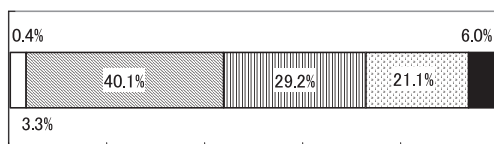
	票数	%
1 満足	19	1.8%
2 やや満足	81	7.6%
3 ふつう	512	47.9%
4 やや不満	272	25.5%
5 不満	123	11.5%
不明	61	5.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

②介護保険のサービス内容や保険料についてはどうか。

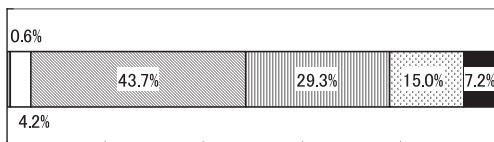
	票数	%
1 満足	4	0.4%
2 やや満足	35	3.3%
3 ふつう	428	40.1%
4 やや不満	312	29.2%
5 不満	225	21.1%
不明	64	6.0%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

③高齢者の生きがいがづくり、介護予防は進んでいるか。

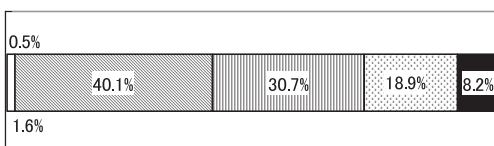
	票数	%
1 満足	6	0.6%
2 やや満足	45	4.2%
3 ふつう	467	43.7%
4 やや不満	313	29.3%
5 不満	160	15.0%
不明	77	7.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

④障害者が家庭・地域で暮らしやすい環境となっているか。

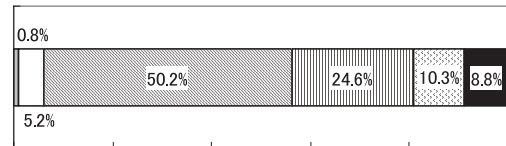
	票数	%
1 満足	5	0.5%
2 やや満足	17	1.6%
3 ふつう	428	40.1%
4 やや不満	328	30.7%
5 不満	202	18.9%
不明	88	8.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑤保育サービスなどの子育て支援は充実しているか。

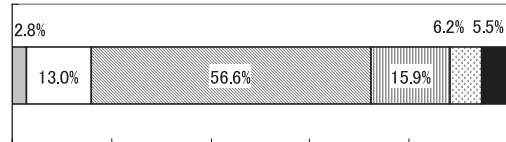
	票数	%
1 満足	9	0.8%
2 やや満足	56	5.2%
3 ふつう	536	50.2%
4 やや不満	263	24.6%
5 不満	110	10.3%
不明	94	8.8%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑥市民の健康づくり、各種健診・保健指導は充実しているか。

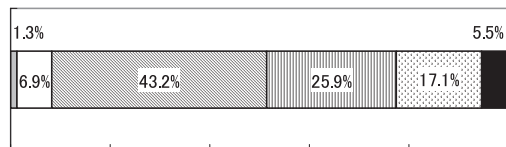
	票数	%
1 満足	30	2.8%
2 やや満足	139	13.0%
3 ふつう	604	56.6%
4 やや不満	170	15.9%
5 不満	66	6.2%
不明	59	5.5%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑦日常的な医療施設や救急医療体制は充実しているか。

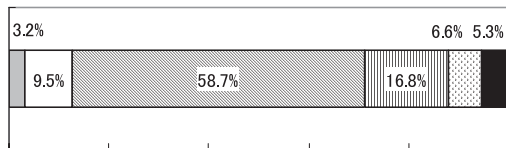
	票数	%
1 満足	14	1.3%
2 やや満足	74	6.9%
3 ふつう	461	43.2%
4 やや不満	277	25.9%
5 不満	183	17.1%
不明	59	5.5%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑧国民健康保険の保健事業(健診など)は充実しているか。

	票数	%
1 満足	34	3.2%
2 やや満足	101	9.5%
3 ふつう	627	58.7%
4 やや不満	179	16.8%
5 不満	70	6.6%
不明	57	5.3%

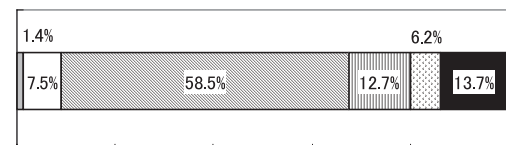


□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

4. 教育・文化・スポーツについて

①小・中学校の教育内容・指導体制などは充実しているか。

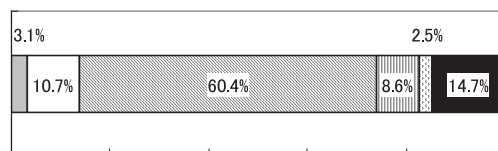
	票数	%
1 満足	15	1.4%
2 やや満足	80	7.5%
3 ふつう	625	58.5%
4 やや不満	136	12.7%
5 不満	66	6.2%
不明	146	13.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

②施設の維持・給食など児童生徒の安全は確保されているか。

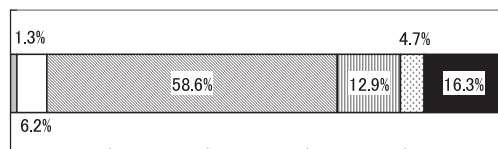
	票数	%
1 満足	33	3.1%
2 やや満足	114	10.7%
3 ふつう	645	60.4%
4 やや不満	92	8.6%
5 不満	27	2.5%
不明	157	14.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

③幼稚園と保育所の連携や幼児教育内容などは進んでいるか。

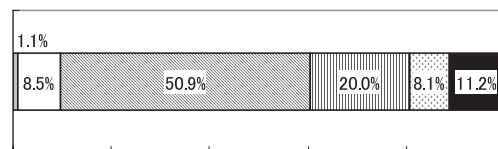
	票数	%
1 満足	14	1.3%
2 やや満足	66	6.2%
3 ふつう	626	58.6%
4 やや不満	138	12.9%
5 不満	50	4.7%
不明	174	16.3%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

④公民館などの学習内容は充実しているか。

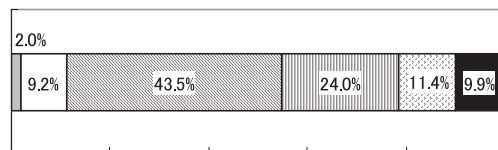
	票数	%
1 満足	12	1.1%
2 やや満足	91	8.5%
3 ふつう	544	50.9%
4 やや不満	214	20.0%
5 不満	87	8.1%
不明	120	11.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑤公民館・図書館などの生涯学習施設は充足しているか。

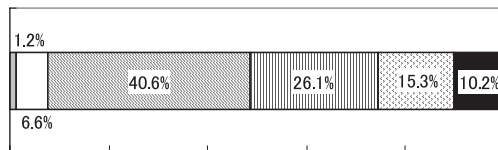
	票数	%
1 満足	21	2.0%
2 やや満足	98	9.2%
3 ふつう	465	43.5%
4 やや不満	256	24.0%
5 不満	122	11.4%
不明	106	9.9%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑥教養・文化・芸術に触れ親しむ機会は確保されているか。

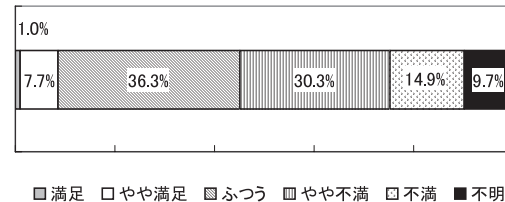
	票数	%
1 満足	13	1.2%
2 やや満足	70	6.6%
3 ふつう	434	40.6%
4 やや不満	279	26.1%
5 不満	163	15.3%
不明	109	10.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

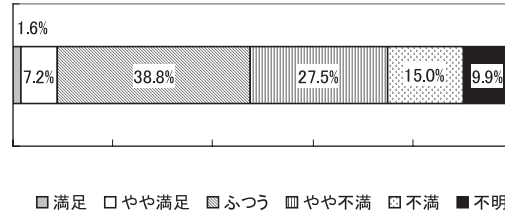
⑦市民が気軽にスポーツに取り組める環境が整っているか。

	票数	%
1 満足	11	1.0%
2 やや満足	82	7.7%
3 ふつう	388	36.3%
4 やや不満	324	30.3%
5 不満	159	14.9%
不明	104	9.7%



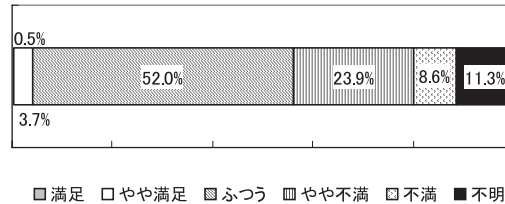
⑧体育館、グラウンドなどのスポーツ施設は充足しているか。

	票数	%
1 満足	17	1.6%
2 やや満足	77	7.2%
3 ふつう	414	38.8%
4 やや不満	294	27.5%
5 不満	160	15.0%
不明	106	9.9%



⑨次代を担う青少年が家庭・地域で健全に育っているか。

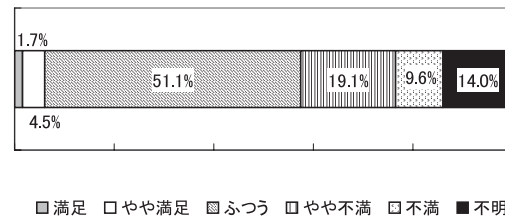
	票数	%
1 満足	5	0.5%
2 やや満足	40	3.7%
3 ふつう	555	52.0%
4 やや不満	255	23.9%
5 不満	92	8.6%
不明	121	11.3%



5. 活力ある産業について

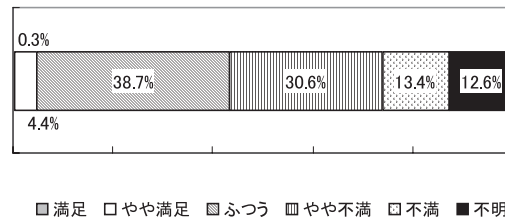
①農業振興についての施策は充実しているか。

	票数	%
1 満足	18	1.7%
2 やや満足	48	4.5%
3 ふつう	546	51.1%
4 やや不満	204	19.1%
5 不満	102	9.6%
不明	150	14.0%



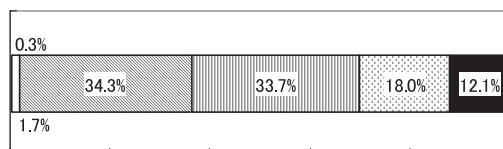
②特産品開発、ブランド化や地産地消は進んでいるか。

	票数	%
1 満足	3	0.3%
2 やや満足	47	4.4%
3 ふつう	413	38.7%
4 やや不満	327	30.6%
5 不満	143	13.4%
不明	135	12.6%



③商工業振興策などにより市民の雇用は安定・拡大しているか。

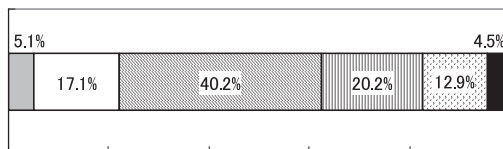
	票数	%
1 満足	3	0.3%
2 やや満足	18	1.7%
3 ふつう	366	34.3%
4 やや不満	360	33.7%
5 不満	192	18.0%
不明	129	12.1%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

④日用品・食料品などの買い物の便利さはどうか。

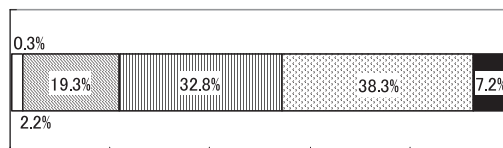
	票数	%
1 満足	54	5.1%
2 やや満足	183	17.1%
3 ふつう	429	40.2%
4 やや不満	216	20.2%
5 不満	138	12.9%
不明	48	4.5%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑤人々が集う魅力ある観光施設などは整っているか。

	票数	%
1 満足	3	0.3%
2 やや満足	23	2.2%
3 ふつう	206	19.3%
4 やや不満	350	32.8%
5 不満	409	38.3%
不明	77	7.2%

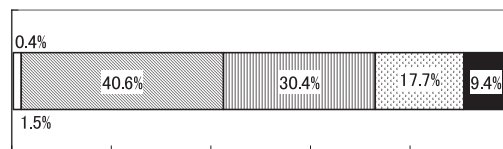


□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

6. 市民参加について

①行政への市民参加は進んでいるか。

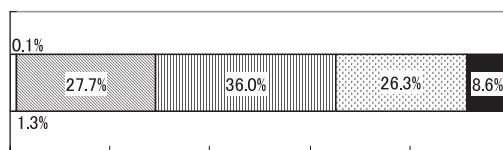
	票数	%
1 満足	4	0.4%
2 やや満足	16	1.5%
3 ふつう	434	40.6%
4 やや不満	325	30.4%
5 不満	189	17.7%
不明	100	9.4%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

②行政施策に市民の声は反映されているか。

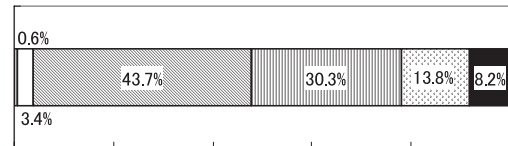
	票数	%
1 満足	1	0.1%
2 やや満足	14	1.3%
3 ふつう	296	27.7%
4 やや不満	384	36.0%
5 不満	281	26.3%
不明	92	8.6%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

③地域の交流やコミュニティ活動が活発に行われているか。

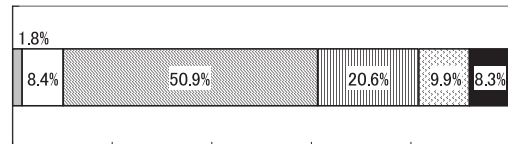
	票数	%
1 満足	6	0.6%
2 やや満足	36	3.4%
3 ふつう	467	43.7%
4 やや不満	324	30.3%
5 不満	147	13.8%
不明	88	8.2%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

④広報やホームページなど市からの情報提供は適切か。

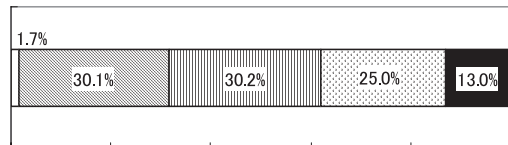
	票数	%
1 満足	19	1.8%
2 やや満足	90	8.4%
3 ふつう	544	50.9%
4 やや不満	220	20.6%
5 不満	106	9.9%
不明	89	8.3%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

⑤国際化、国際交流は進んでいるか。

	票数	%
1 満足	0	0.0%
2 やや満足	18	1.7%
3 ふつう	321	30.1%
4 やや不満	323	30.2%
5 不満	267	25.0%
不明	139	13.0%

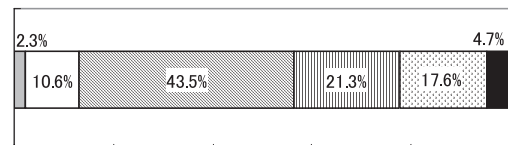


□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

7. 行財政運営について

①市役所の仕事ぶり、窓口対応、サービス内容はどうか。

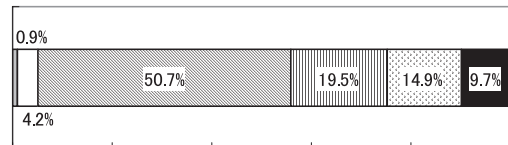
	票数	%
1 満足	25	2.3%
2 やや満足	113	10.6%
3 ふつう	465	43.5%
4 やや不満	227	21.3%
5 不満	188	17.6%
不明	50	4.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

②市役所の組織体制(課の配置等)はどうか。

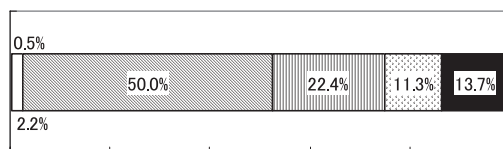
	票数	%
1 満足	10	0.9%
2 やや満足	45	4.2%
3 ふつう	542	50.7%
4 やや不満	208	19.5%
5 不満	159	14.9%
不明	104	9.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

③インターネットなどIT(情報技術)を活用した行政サービスはどうか。

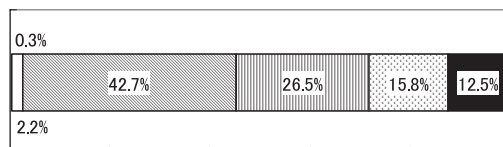
	票数	%
1 満足	5	0.5%
2 やや満足	23	2.2%
3 ふつう	534	50.0%
4 やや不満	239	22.4%
5 不満	121	11.3%
不明	146	13.7%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

④隣接する市町村との交流は進んでいるか。

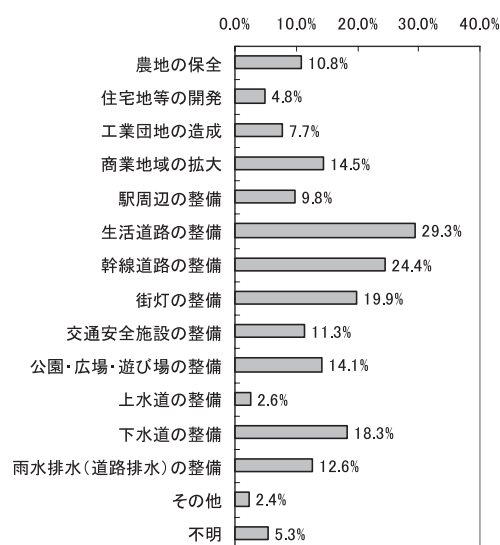
	票数	%
1 満足	3	0.3%
2 やや満足	24	2.2%
3 ふつう	456	42.7%
4 やや不満	283	26.5%
5 不満	169	15.8%
不明	133	12.5%



□ 満足 □ やや満足 ■ ふつう ■ やや不満 □ 不満 ■ 不明

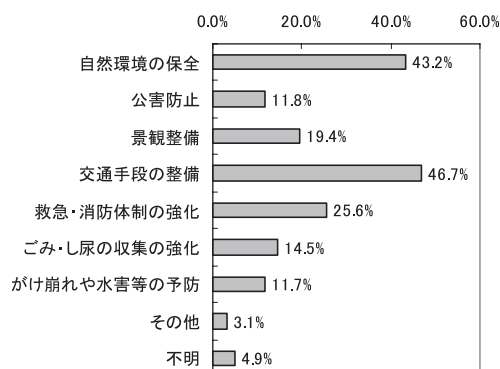
問5. 都市基盤などの整備で重要と思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 農地の保全	115	10.8%
2 住宅地等の開発	51	4.8%
3 工業団地の造成	82	7.7%
4 商業地域の拡大	155	14.5%
5 駅周辺の整備	105	9.8%
6 生活道路の整備	313	29.3%
7 幹線道路の整備	261	24.4%
8 街灯の整備	213	19.9%
9 交通安全施設の整備	121	11.3%
10 公園・広場・遊び場の整備	151	14.1%
11 上水道の整備	28	2.6%
12 下水道の整備	195	18.3%
13 雨水排水(道路排水)の整備	135	12.6%
14 その他	26	2.4%
不明	57	5.3%



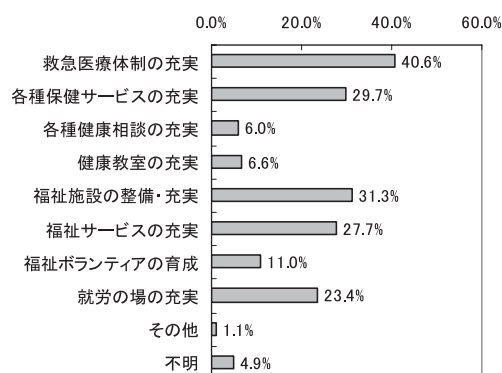
問6. 居住環境などの整備で重要と思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 水や緑など自然環境の保全	461	43.2%
2 道路や工場からの騒音など公害防止	126	11.8%
3 街並みや風景などの景観整備	207	19.4%
4 バス等の交通手段の整備	499	46.7%
5 救急・消防体制の強化	273	25.6%
6 ごみ・し尿の収集の強化	155	14.5%
7 がけ崩れや水害等の予防	125	11.7%
8 その他	33	3.1%
不明	52	4.9%



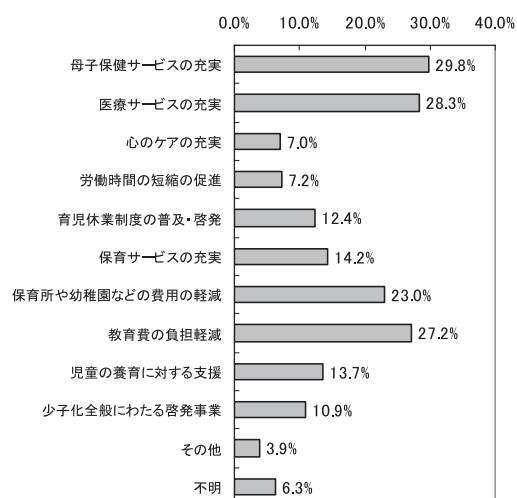
問7. 健康づくりや福祉等で重要と思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 救急医療体制の充実	434	40.6%
2 健康診断等各種保健サービスの充実	317	29.7%
3 各種健康相談の充実	64	6.0%
4 健康教室の充実	71	6.6%
5 福祉施設の整備・充実	334	31.3%
6 在宅福祉等福祉サービスの充実	296	27.7%
7 福祉ボランティアの育成	117	11.0%
8 高齢者や障害者の就労の場の充実	250	23.4%
9 その他	12	1.1%
不明	52	4.9%



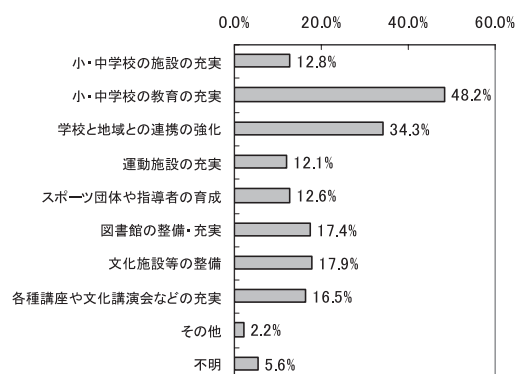
問8. 少子化対策で重要だと思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 安心して出産や子育てができる母子保健サービスの充実	318	29.8%
2 安心して出産や子育てができる医療サービスの充実	302	28.3%
3 育児相談などの心のケアの充実	75	7.0%
4 労働時間の短縮の促進	77	7.2%
5 育児休業制度の普及・啓発	132	12.4%
6 保育サービスの充実	152	14.2%
7 保育所や幼稚園などの費用の軽減	246	23.0%
8 教育費の負担軽減	291	27.2%
9 児童の養育に対する支援	146	13.7%
10 少子化全般にわたる啓発事業	116	10.9%
11 その他	42	3.9%
不明	67	6.3%



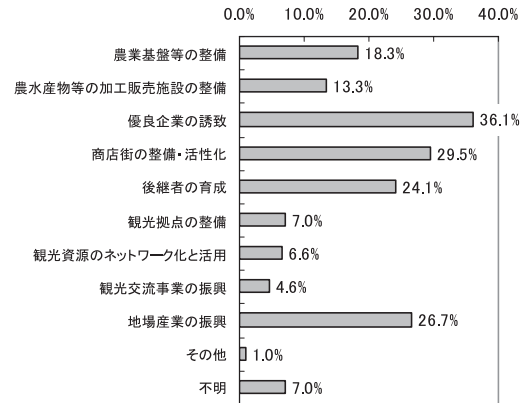
問9. 教育や文化などで重要だと思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 小・中学校の施設の充実	137	12.8%
2 小・中学校の教育の充実	515	48.2%
3 学校と地域との連携の強化	366	34.3%
4 運動施設の充実	129	12.1%
5 スポーツ団体や指導者の育成	135	12.6%
6 図書館の整備・充実	186	17.4%
7 文化施設等の整備	191	17.9%
8 各種講座や文化講演会などの充実	176	16.5%
9 その他	23	2.2%
不明	60	5.6%



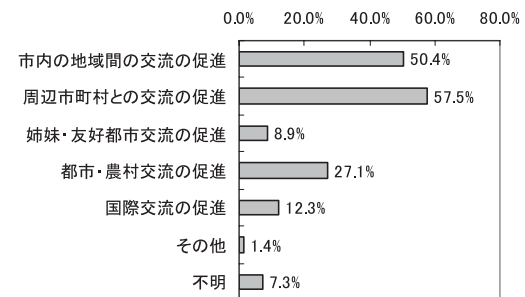
問10. 産業振興で重要と思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 農業基盤等の整備	195	18.3%
2 農水産物等の加工販売施設の整備	142	13.3%
3 優良企業の誘致	386	36.1%
4 商店街の整備・活性化	315	29.5%
5 後継者の育成	257	24.1%
6 観光拠点の整備	75	7.0%
7 観光資源のネットワーク化と活用	71	6.6%
8 観光交流事業の振興	49	4.6%
9 地場産業の振興	285	26.7%
10 その他	11	1.0%
不明	75	7.0%



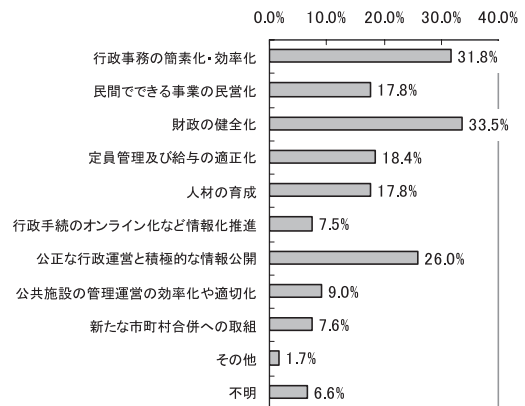
問11. 各種交流事業について重要と思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 市内の地域間の交流の促進	538	50.4%
2 周辺市町村との交流の促進	614	57.5%
3 姉妹・友好都市交流の促進	95	8.9%
4 都市・農村交流の促進	289	27.1%
5 国際交流の促進	131	12.3%
6 その他	15	1.4%
不明	78	7.3%



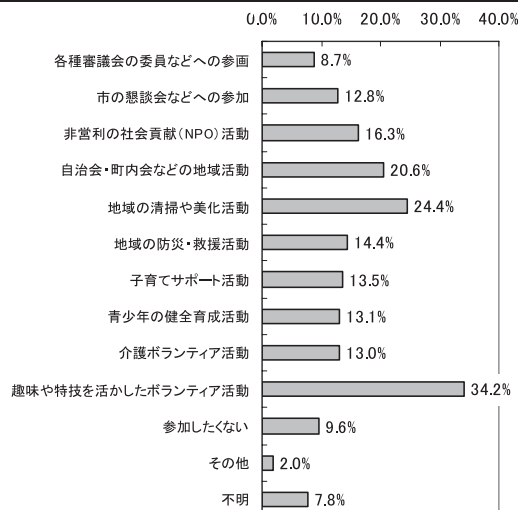
問12. 行財政改革を行う上で重要と思われることは何だとお考えですか。(2つ以内に○)

	票数	%
1 行政事務の簡素化・効率化	340	31.8%
2 民間でできる事業の民営化	190	17.8%
3 財政の健全化	358	33.5%
4 定員管理及び給与の適正化	197	18.4%
5 人材の育成	190	17.8%
6 行政手続のオンライン化など情報化推進	80	7.5%
7 公正な行政運営と積極的な情報公開	278	26.0%
8 公共施設の管理運営の効率化や適切化	96	9.0%
9 新たな市町村合併への取組	81	7.6%
10 その他	18	1.7%
不明	70	6.6%



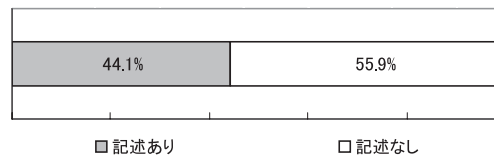
問13. あなたは、どのようなまちづくりの活動に参加、もしくは参加してみたいとお考えですか。(該当する番号すべてに○)

	票数	%
1 各種審議会の委員などへの参画	93	8.7%
2 市の懇談会などへの参加	137	12.8%
3 非営利の社会貢献(NPO)活動	174	16.3%
4 自治会・町内会などの地域活動	220	20.6%
5 地域の清掃や美化活動	261	24.4%
6 地域の防災・救援活動	154	14.4%
7 子育てサポート活動	144	13.5%
8 青少年の健全育成活動	140	13.1%
9 介護ボランティア活動	139	13.0%
10 趣味や特技を活かしたボランティア活動	365	34.2%
11 参加したくない	102	9.6%
12 その他	21	2.0%
不明	83	7.8%



問20. つくばみらい市のまちづくり全般について、ご意見・ご提案があれば記入してください。(記述)

	票数	%
1 記述あり	471	44.1%
2 記述なし	597	55.9%



用語解説

アルファベット

e-Japan 重点計画 -2002	2005 年までに世界最先端の IT 国家になることを目指す「e-Japan 戦略」を具体化するための施策を位置付けた計画。「世界最高水準の高度情報通信ネットワークインフラの形成」や「電子商取引等の推進」など重点政策について、具体的施策が盛り込まれた。
ICT 国家	ICT は、Information and Communication Technology の略。情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われるが、IT に「Communication」を加えた ICT の方が、国際的には定着している。
IC カード	IC チップ(半導体集積回路)を組み込んで情報容量を大きくしたカード。キャッシュカード・クレジットカードなどに利用される。
IT 基盤	情報通信基盤のこと。コンピュータやデータ通信のための基礎となるシステム。
NPO	NonProfit Organization の略。非営利組織。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
u-Japan 推進計画 2006	2004 年 12 月に策定された「u-Japan 政策」の総合的な推進を担保しつつ、状況に応じ重点的な取組を行う分野を定めるため、ICT 政策を個別施策レベルまで掘り下げた計画。「通信・放送の融合・連携の推進」、「成長力・競争力・ソフトパワーの強化」、「安心・安全なユビキタスネット社会の実現」の 3 分野を重点的取組分野としている。

あ行

移送サービス	主に高齢者や障害者を対象とした、自宅から医療・福祉施設などへの送迎サービス。
一部事務組合	地方自治法に基づき、地方公共団体（都道府県、市町村）又は特別区が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合。
一般会計	国又は地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
いばらき幼児教育プラン	県内の小学校就学前の子どもたちが生活するすべての場及び関係者によって行われる幼児教育はどうあるべきかを明確にした、幼児教育の指針としてまとめられたもの。
インセンティブ予算	事務事業の執行方法などを各部局で自発的に見直し、経費の節減が図れた場合、その節減された経費の一部を当該部局に翌年度予算で再配分する予算制度。
オーダーメイド方式	立地を予定する企業の希望を取り入れた工業用地の整備をする方式。

か行

外国語指導助手 (ALT)	ALT は、Assistant Language Teacher の略。児童生徒の国際理解教育の推進や実践的な英語のコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語教員等の助手として授業を行う。
介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと。そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。
ガイドヘルパー	障害者などが外出する際、その付添いを専門的に行うホームヘルパー。
開発許可制度	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的として設けられた制度。
開発行為	都市計画法において開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（一定以上の切土や盛土を行う、宅地以外の土地を宅地として利用する、道路を新設する、などの行為）をいう。
技術先端型業種指定市町村	一定の要件を満たせば、市街化調整区域内であっても、知事の許可により、技術先端型工場・研究所等の立地が可能な市町村。
行政相談委員	国の行政に関する苦情その他相談や意見・要望を受け付け、相談者と関係行政機関の間に立って、公正・中立の立場から助言や関係機関への通知等を行う。総務大臣が委嘱する。
行政評価システム	客観的な指標に基づき事業を評価し、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）というサイクルで、効果的・効率的に行政運営を実現するための手法。

行政評価制度	行政が市民に提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標を立てて取り組み、成果を客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで、行政サービスの継続的な向上を図る仕組み。行政機関の活動を統一的な視点と手法によって、客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させる制度。
近郊整備地帯	首都圏整備法において、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、併せて緑地を保全する必要がある区域として国土交通大臣が指定した区域。具体的には、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県南部のうち、既成市街地に接する一定の区域をいう。
区域指定制度	市街化調整区域の新しい開発許可制度。指定された区域内では、集落の出身要件等を問うことなく、住宅など一定の用途であれば建築物の建築が可能になる。
グリーン・ツーリズム (都市農村交流)	農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グローバル化	世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。
ケアプラン	介護保険制度で要介護・要支援認定を受けた場合、本人の希望や必要性に応じてどのようなサービスを組み合わせるかを計画するもの。
経常収支比率	人件費や扶助費、公債費などの経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標。
県西広域水道用水供給事業	良質な水道水を安定的に供給できるよう、県内を「県中央」、「鹿行」、「県南」、「県西」の4つに分類した広域水道用水供給事業の一つ。霞ヶ浦・利根川・鬼怒川を取水河川とし、11市2町を対象としている。
建築協定	建築基準法に基づく制度。一定の地域で、建築物の高さや形態などについての取り決めを地権者全員の合意のもとで取り決めるもの。
県南総合防災センター	茨城県南の8市町（常総市・取手市・守谷市・つくばみらい市・龍ケ崎市・牛久市・つくば市・利根町）共同の防災拠点施設。食糧や防災用機材などを備蓄していて、災害時には救援物資の供給活動拠点・広域避難所として機能する。
広域幹線道路	幹線道路のうち、広域的な都市間の連絡を主に担う道路。
公共施設里親制度	一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。
工業専用地域	都市計画法で定められた用途地域の一つ。工業の利便を増進させるため定める地域。この地域では、工業以外の用途の建築物は厳しく制限され、住宅や学校、病院、料理店や映画館、ホテル・旅館等は原則禁止されている。
公債費負担比率	一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源（一時借入金利子等を含む）の占める割合。
洪水ハザードマップ	河川管理者が作成する浸水想定区域図をもとにして、浸水想定区域や洪水予報等の伝達方法、避難場所などを住民に分かりやすく示したマップ。
交通空白地域	鉄道駅から遠く、バスの便も不便な地域のこと。
高年クラブ	地域のおおむね60歳以上の人が生きがいつくの一環として、多世代交流と地域貢献に資するクラブ活動を行う自主組織。
高付加価値型農業	特産品加工や品質、安全性の面で消費者ニーズの高度化、多様化に対応し、他との差別化を図った、より有利に販売できる作物を生産する農業形態。
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指し、地域の特性を踏まえながら高齢者施策を総合的・計画的に体系付けた計画。
こども110番の家	通学路周辺の商店、民家などで、子ども達を犯罪から守るための緊急避難所（大人が昼間に在宅している）として、「こども110番の家」の看板の設置を依頼している家などのこと。
コミュニティ・プラント事業	下水道区域及び農業集落排水区域外の集落や団地などに汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供する、地域し尿処理施設。
コミュニティセンター	地域住民が交流、活動する場として、また、生涯学習を实践する場として設置された施設。
コミュニティバス	地域の交通空白地域や不便地域の解消等、地域住民の利便向上等のために、地方公共団体などが主体となって一定地域内を運行するバス。車両仕様・運賃・ダイヤ・バス停の位置等が工夫されている。

さ行

市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域。建築行為や開発行為が制限されることになる。
時間消費型サービス	従来は商品やサービスの数に対して課金するのが基本であったが、時間消費型の業態では「有意義な時間を提供する」ことにより、その時間料金を利用者が支払うサービスのこと。
次世代育成	急速な少子化と、家庭を取り巻く環境に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する取組。
自治金融制度	市と、融資機関である金融機関とが連携を図りながら、地元中小企業に対して事業運営に要する資金を斡旋する制度。
自動体外式除細動器（AED）	AED は、Automated External Defibrillator の略。突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置。
集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。
集落営農組合	集落営農を行うための組合。
首都直下地震対策大綱	中央防災会議（内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣を始めとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議）が地震災害に強い首都地域形成に向けた国家的戦略をもとに、予防対策から応急・復旧・振興対策に至るまで各主体が行うべき対策を明確化したもの。
障害者計画・障害者福祉計画	障害者施策の基本的方向性と具体的な取組を示した計画。
障害者自立支援法	障害者の自立支援を目的に、身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスを一元化して、市町村をその実施主体として、サービスの利用者に原則一割の費用負担を求める法律。
情報公開制度	市が管理する行政文書を市民等の請求に応じて開示する制度。
情報セキュリティポリシー	地方自治体における情報セキュリティに関する基本方針を指す。大切な「情報資産」をどのような脅威から、いかにして守るのかについて、基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文文化してまとめたもの。
私立幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園に就園する 3 歳児・4 歳児・5 歳児の該当世帯の保護者に対し、国及び市から補助金を交付する制度。
新市建設計画	合併に際して合併協議会が作成するもので、合併後の新市を建設していくためのマスタープランとして、将来ビジョンや施策の方向性等を示し、まちづくりの基本的な指針となるもの。
人事考課制度	職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を一定の基準と手続に基づいて、一斉に定期的に把握し、人事施策に活用する仕組み。
身体障害者手帳	身体に一定の障害を有する方が、医療給付や補装具交付などの各種福祉サービスを受けるために必要な手帳。
スクールガードリーダー	学校の安全管理について、学校や通学路等の巡回を行い、子ども達の安全を守るためのボランティアの方々（スクールガード）に対して指導・助言を行う人。地域学校安全指導員とも呼ばれ、主に警察官のＯＢや防犯の専門家などの人達が任務に就いている。
スクールサポーター	学校を対象に、非行防止と犯罪被害防止を図るため警察署から委嘱を受けている人。主に警察官のＯＢの方が任務についている。
スケールメリット	規模を大きくすることで得られる利益のこと。この場合、市町村の人口規模が拡大するに従って、市町村の行政運営上の効率化が図られるという「規模の利益」を示している。
生産緑地指定制度	市街化区域内にある農地等の緑地機能をいかし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境を保全しようとする都市計画上の制度。
精神障害者保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方々が、医療や福祉の支援を受けるために必要な手帳。
セーフティネット	安全網。国民の安心や生活の安定を支える社会保障制度。
セレクト給食	児童生徒が献立の一部を自分自身で選択する給食形態のこと。

ゼロベース思考	既存の枠組みにとらわれず、目的に対して白紙の段階から考えようとする姿勢のことを指す。
全国ブロードバンド構想	高速・超高速インターネットの全国的な普及に関する平成 17 年度までのスケジュールや官民の役割分担、実際の利用見込み、ブロードバンドの普及により期待される社会生活の変化を明らかにしたもの。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体となって運営するスポーツクラブ。種目・世代・技術レベルに応じて、それぞれのスタイルでできるのが特徴。

た行

滞納処分	市税等が滞納されたときに、期限内に全額納付された納税者との公平を保ち、共同財産である市税を確保するため、滞納者の財産（不動産、給与、預貯金、債権等）を差押え市税に充当するか、公売に付してその売上金から徴収する行政処分。
宅地開発指導要綱	都市計画法及び関係法令に定めのあるもののほか、住みよい環境及び秩序ある良好な都市整備を図るため、事業者がなすべき必要な基準等を定めたもの。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
たん水被害	たん（湛）水とは「水をたたえる」という意味で、ここでは地盤の低い土地が降雨等により長時間浸水し被害を受ける状態をいう。
地域活動センター	障害者の地域生活支援促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。
地域幹線道路	幹線道路のうち、市内の各地域間の交通を主に担う道路。
地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みのこと。
地域コミュニティ	「コミュニティ」とは、一般的に共同体又は地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結び付きが強く、地域性を持った集団のことを指す。
地域支援事業	「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の大きく 3 つの事業により構成され、要介護状態になる前から包括的・継続的な支援を行い、重度化防止と要介護認定者数の増加抑制を目指し、高齢者の自立した地域生活を支える事業。
地域福祉計画	地域での助け合いやボランティア活動の推進と、福祉に関する相談や福祉サービスが身近な地域で利用でき、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるための仕組みをつくる計画。
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら高齢者の暮らしを総合的に支援する機関。
地域密着型サービス	平成 18 年 4 月の介護保険法の改正に伴って導入された新しいサービス。認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支える観点から、①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の 6 つのサービスがある。
地区計画制度	建築物の用途・高さや形態・意匠等について、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進めるための制度。
地籍調査	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するもの。その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全などに活用されるほか、土地利用計画の策定や公共事業等の円滑な実施などに活用されている。
昼夜間人口比	常住人口（夜間人口）100 人当たりの昼間人口の割合。算式は、昼間人口÷常住人口×100 となる。
つくばスマートコリドール構想	つくばエクスプレス沿線開発地区や筑波研究学園都市等の茨城南部の帯状の地域において、IT の戦略的活用によって、地域の付加価値を高め、人口の集積や企業の立地に資することを大きなねらいとして、未来型の情報都市「つくばスマートコリドール」の構築を目指そうというもの。
つくばみらい生き生きプラン	学校、家庭、地域社会が連携して、未来に拓く心豊かなたくましい人づくりのために「明るいあいさつのできる子」、「本をたくさん読む子」、「物や資源を大切にする子」の 3 つを推進していく具体目標。
つくばみらい市エキストラの会	フィルムコミッションと連携し、テレビドラマ・映画・CM 等の撮影を支援している市内の団体。
つくばみらい市行財政改革大綱	地方分権に対応し、創意工夫が発揮できるよう、行財政組織運営全般について、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立に向けた計画。

つくばみらい市集中改革プラン	行財政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、可能な限り目標の数値化や住民にわかりやすい指標で明示した計画。
綱火	この行事は愛宕神社、例祭日に奉納され、火難を払い五穀豊穡を祈願するもの。市内には二流派（小張松下流綱火・高岡流綱火）の綱火が伝承されており、いずれも国の重要無形民俗文化財に指定されている。
電子自治体	自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組を指す。
投資的経費	経費支出の効果が、施設等のストックとして後年度に及ぶ性質の経費。この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれる。
動物指導センター	茨城県動物指導センターを表す。同センターでは、犬猫の保護及び管理、動物愛護の普及啓発、動物取扱業の監視・指導などを行っている。
道路台帳	道路の幅員、延長、構造その他道路管理上の基本的事項を記載した図面と調書で構成されたもの。
特定高齢者介護予防教室	特定高齢者（要介護・要支援状態に至るリスクが高い高齢者）を対象とした介護予防教室（運動器の機能向上や認知症予防の教室）のこと。
特別会計	一般会計とは別に特別の経理を行うための会計。特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に限り、法律や条例に基づいて設置するもの。
特別保育事業	仕事と子育ての両立を容易にし、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため実施されている事業。
都市計画区域	都市計画法の規定が適用される区域のこと。一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域。都市計画を策定する区域の単位。
都市計画道路	都市計画において定められた都市施設の一つで次の4種類に分類される。①自動車専用道路：都市高速道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路 ②幹線街路：都市内のまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路 ③区画街路：地区における宅地の利用に供するための道路 ④特殊街路：歩行者、自転車等、自動車以外の交通の用に供する道路
都市計画マスタープラン	都市計画法に位置付けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき策定されるもの。おおむね20年後の将来を目指し、市民と行政が協働で、地域の特性をいかした将来のあるべき姿を定め、その実現に向けた具体的なまちづくりの方針を明らかにする計画。
都市公園	都市計画法に基づき、国や地方公共団体が設置した公園や緑地をいう。街区公園、近隣公園、地区公園、国営公園等。
都市軸道路	つくばエクスプレス沿線開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これら市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る埼玉県三郷市から茨城県つくば市に至る延長約30kmに及ぶ主要幹線道路のこと。

な行

ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく、誰でも、どこでも、いつでも気軽に生涯を通して楽しめるスポーツの総称。
認定農業者	経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者（農業法人を含む）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者。
農業集落排水事業	小規模で散在する農業集落に配慮した污水处理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。農村下水道。
農業生産法人	農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

は行

バリアフリー	歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障害者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
光ファイバー網	現在普及しているブロードバンドの中で、その速度・安定性において最も優れた通信回線を利用したネットワーク。近年、大容量の情報のやりとりが高速でできる光ファイバー網整備の充実化が求められている。
病院群輪番制	地域内の病院が病院群として共同連帯し、順番により交替で休日・夜間等における重症救急患者の入院治療や手術を実施する体制のこと。

品目横断的経営安定対策	これまで全農家を対象に品目毎の価格に着目して講じてきた対策について、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策。「品目横断」とは、「non-product-specific」（産品を特定しない）の意。
フィルムコミッション（FC）	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケーションをスムーズに進めるための非営利公的機関。
放課後児童クラブ	仕事や病気などで昼間、保護者のいない留守家庭の児童を放課後等に預かり、遊びや集団生活の場を提供して、子ども達の健全な育成を図る事業のこと。
ボーダレス化	境界がない社会になること。国境を始め、業種、業態、時間、組織、性別などの線引きを消してしまうこと。
母子父子福祉金	事故、疾病又はその他の事由により両親を失い、又は母子若しくは父子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、父子及び母子家庭等福祉金を支給するもの。
圃場基盤整備	圃場（ほじょう）とは作物を栽培する田畑のこと。生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備のほか、農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。
ポピュレーションアプローチ	疾病を発症しやすい高いリスクを持った人に対象を絞り対応していく方法（ハイリスクアプローチ）に対して、対象を一部に限定せず集団全体へ対応し、全体として疾病発症のリスクを下げていこうとする方法をポピュレーションアプローチと呼ぶ。

ま行

埋蔵文化財（包蔵地）	文化財保護法では、土地に埋蔵されている文化財が埋蔵文化財と定義される。また、埋蔵文化財包蔵地とは埋蔵文化財（遺跡・遺構・遺物）が埋まっている土地を指す。
メタボリックシンドローム	内臓の周りに脂肪が蓄積した内臓脂肪肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常を併せ持った状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）と呼ぶ。食べ過ぎ、運動不足などの生活習慣の積み重ねが原因となって起こる。
メディアパークシティ整備構想	市の東部丘陵地で進められる茨城県長期総合計画（平成7年策定）に基づく構想で、マルチメディア、情報関連産業を集積させ、世界に情報発信する都市の創造を目指すプロジェクトのこと。なお、マルチメディアとは、文字、音声、静止画、動画などの情報伝達手段を複合的に扱うこと。又は、それを実現する機器やソフトウェア、システム等のこと。

や行

有収率	供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率性を計る一つの指標。有収率（％）＝年間総有収水量／年間総配水量×100
有料広告掲載	主に地方自治体の自主財源確保策として、広報紙やホームページに有料広告を掲載する広告事業をいう。
ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・空間などをデザインすること。
ユビキタスネット社会	ユビキタス（ubiquitous）の語源はラテン語で「いたるところに存在する」という意味。ユビキタス社会とは、現状のIT社会がさらに成熟し、場所や時間に制限なく情報を自由自在にやりとりできる社会。
よつわ大学	高齢者の学習を通じた自己実現と技能の地域還元を目指し、公民館を中心として行っている高齢者学級のこと。

ら行

ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。
リクエスト献立	実施献立などを児童生徒の要望により献立として組み入れること。
療育手帳	知的障害児・知的障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳。
緑地協定	都市緑地法に基づき、良好な住環境をつくっていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。
レセプト	病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する明細書。

わ行

枠配分予算	その年度に見込まれる一般財源の予算枠をあらかじめ各部局に配分し、その範囲内で各部局が予算編成する予算制度。
ワンストップサービス	一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。これにより住民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果がある。

つくばみらい市民憲章 平成 18 年 11 月 1 日制定

わたくしたちは、豊かな自然環境に恵まれた郷土を愛し、
ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎ、
世界に羽ばたく住みよいつくばみらい市をみんなでつくるために、
この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人にやさしい、緑ゆたかな美しいまちをつくりましょう
- 1 教養を深め、歴史と文化のかおり高いまちをつくりましょう
- 1 豊かな心を育て、体をきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう
- 1 若い力をはぐくみ、働く喜びをもち、活力に満ちたまちをつくりましょう
- 1 地域活動に参加し、心のかよいあう、生きがいのあるまちをつくりましょう

市の花・木・鳥 平成 18 年 11 月 1 日制定



●市の花…なのはな

〈選定理由〉

早春のおだやかな日差しを浴びて、小貝川沿い一面を黄色に染める様は、人に元気を与え、明るく未来に伸びるつくばみらい市にふさわしい花である。



●市の木…さくら

〈選定理由〉

身近な樹木で、特に福岡堰の桜並木は、「茨城百景」にも選ばれており、美しく咲く風景は人の心を和ませる力があり、自然豊かなつくばみらい市にふさわしい木である。



●市の鳥…ひばり

〈選定理由〉

天高く元気にさえずる姿は、のどかな中にも明日への夢と希望をふくらませる力強さがあり、発展・躍進するつくばみらい市にふさわしい鳥である。

つくばみらい市総合計画

発 行 平成 20 年 3 月
発行者 つくばみらい市
編 集 つくばみらい市総務部企画政策課
茨城県つくばみらい市福田 195 番地（伊奈庁舎）
TEL 0297（58）2111（代表）
FAX 0297（58）5611
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>
印 刷 株式会社イセブ

つくばみらい市総合計画

発 行 平成 20 年 3 月

発行者 つくばみらい市

編 集 つくばみらい市総務部企画政策課

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地（伊奈庁舎）

TEL：0297-58-2111（代表） FAX：0297-58-5611

<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

